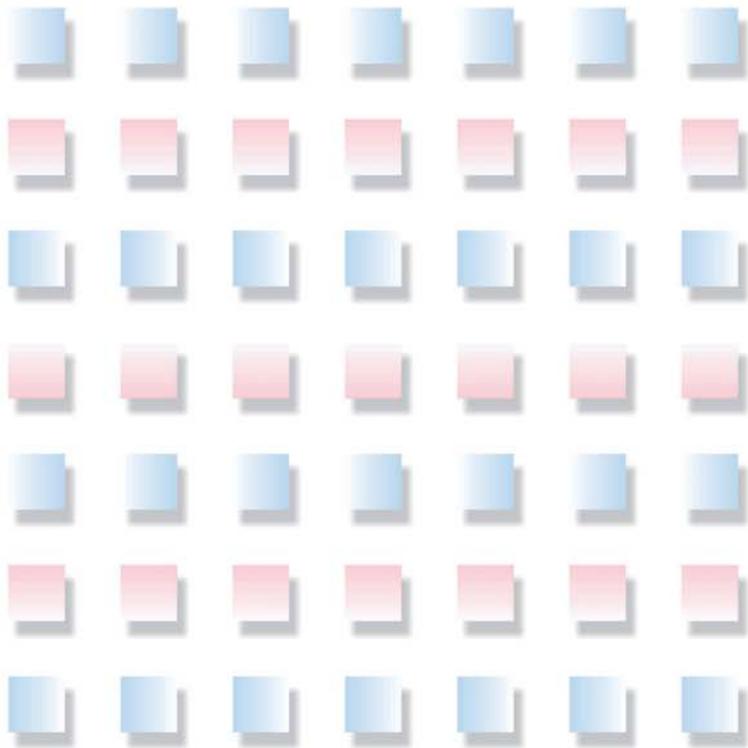


*The Asahi
Fire and Marine
Insurance Company Limited*



平成24年版／平成23年度決算

朝日火災の現状

2012

ディスクロージャー誌「朝日火災の現状2012」

目 次

ごあいさつ	1	損害保険用語の解説	72
当社の概況及び組織	2	業績データ	77
1. 代表的な経営指標等	2	1. 当社の主要な業務に関する事項	78
2. 経営理念・行動指針・モットー	4	(1) 当期の業績概況	78
3. 会社の沿革	6	(2) 直近5事業年度に係る主要な	
4. 会社の組織・店舗網一覧	9	経営指標等の推移	79
5. 株主・株式の状況	13	(3) 業務の状況を示す指標	80
6. 役員の状況	17	(4) 経理に関する指標	85
7. 従業員の状況	20	(5) 資産運用に関する方針と指標等	91
8. 関連会社	21	(6) 責任準備金の残高の内訳	101
9. トピックス	21	(7) 期首時点支払準備金(見積り額)の	
当社の運営	23	当期末状況(ラン・オフ・リザルト).....	101
1. 内部統制システムの基本方針	23	(8) 事故発生からの期間経過に伴う	
2. リスク管理の体制	26	最終損害見積り額の推移	102
3. 健全な保険数理に基づく責任準備金の		2. 財産の状況	103
確認についての合理性及び妥当性	28	(1) 計算書類(貸借対照表、損益計算書) ...	103
4. 法令遵守の体制と勧誘方針	29	(2) リスク管理債権	121
5. 社外・社内の監査体制	31	(3) 元本補てん契約のある信託に係る	
6. 個人情報保護	32	貸出金の状況	121
7. 反社会的勢力の排除のための基本方針 ...	37	(4) 債務者区分に基づいて区分された債権 ...	122
8. 利益相反管理方針の概要	38	(5) 保険金等の支払い能力の充実の状況	
9. CSR(企業の社会的責任)と社会貢献活動 ...	39	(単体ソルベンシー・マージン比率).....	123
10. 東日本大震災への対応	42	(連結ソルベンシー・マージン比率).....	124
当社の主要な業務の内容	45	(6) 時価情報等	125
1. 取扱い商品(主なもの)	45	(7) その他	127
2. 新商品の開発状況	50	3. 当社及び子会社等の概況	128
3. 損害保険の仕組み一般	52	(1) 当社及び子会社等の主要な事業の内容	
4. 約 款	53	及び組織の構成	128
5. 保険料	56	(2) 子会社に関する事項	128
6. 保険金のお支払いと保険相談、各種サービス ...	56		
7. 保険募集について	67		

ごあいさつ



平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

「朝日火災の現状2012（平成24年度版）」を作成しました。平成23年度の業績を中心に、経営方針、事業概況、財務状況などを取りまとめたものです。当社をより深くご理解いただくための資料としてご活用いただければ幸いです。

当社は昭和26年3月17日に営業を開始して以来、損害保険業の公益性と経営の健全性を重視してきましたが、この精神は現在に至るまでいささかも揺らぐことがありません。昨年度は、東日本大震災、大型台風等、自然災害が頻発しましたが、当社は被災された方々への保険金の迅速なお支払いに尽力しました。また、法令に沿った適切なコンプライアンス基盤と保険金の支払を万全にする強い財務基盤を充実させることで、お客様に安心いただけるサービスをご提供しています。

当社は平成23年5月24日に野村ホールディングス株式会社の連結子会社となりました。野村グループの損害保険会社として、従前に増して、お客様へのサービス提供と社会への貢献を充実させるべく尽力する所存です。

皆様の日ごろのご愛顧に感謝申し上げますとともに、今後とも変わらぬご支援ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

取締役社長
（代表取締役）

添田智則

I 当社の概況及び組織

1. 代表的な経営指標等

(単位：百万円)

項目 \ 年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
正味収入保険料 (対前期増減率)	39,341 (2.07%)	37,657 (4.28%)	36,804 (2.27%)	36,762 (0.10%)	38,141 (3.75%)
経常収益	89,825	85,464	90,331	97,605	109,234
保険引受利益	2,838	1,513	1,414	1,921	6,341
経常利益 (対前期増減率)	2,086 (10.56%)	2,159 (-)	1,101 (-)	1,191 (-)	1,433 (-)
当期純利益 (対前期増減率)	304 (13.53%)	1,322 (-)	107 (-)	867 (-)	1,952 (-)
正味損害率	55.87%	56.05%	56.12%	57.52%	64.82%
正味事業費率	47.32%	49.88%	48.47%	48.88%	47.58%
資本金の額 (発行済株式総数)	2,502 (8,690千株)	5,003 (普通株式 8,690千株 甲種優先株式 2,084千株)	5,153 (普通株式 9,290千株 甲種優先株式 2,084千株)	5,153 (普通株式 9,290千株 甲種優先株式 2,084千株)	5,153 (普通株式 9,290千株 甲種優先株式 2,084千株)
純資産額	30,309	16,143	23,672	18,376	17,163
総資産額	393,799	382,946	391,086	390,585	397,678
積立勘定資産額	39,128	35,223	33,218	30,779	30,340
責任準備金残高	340,868	344,556	346,606	351,855	360,279
貸付金残高	2,939	1,847	10,004	8,727	8,238
有価証券残高	345,106	277,073	323,068	284,200	249,565
単体ソルベンシー・マージン比率	676.5%	486.4%	567.5%	500.8%	361.9%
その他有価証券 評価差額金	16,200	1,519	5,764	1,499	2,410
リスク管理債権 の合計額	-	-	-	-	-
配当性向	17.08%	-	755.77%	-	-
従業員数	702名	703名	674名	674名	652名

(注)1 正味収入保険料：保険契約者（お客様）から引き受けた保険料（元受保険料）から積立保険料を控除し、他の保険会社から引き受けた保険料（受再保険料）を加え、当社から他の保険会社に支払った保険料（再保険料）を控除した正味の保険料のことで、一般事業会社の売上高に相当するものです。

(注)2 正味損害率：正味収入保険料に対して支払った「保険金＋損害調査費」の割合を示す比率です。

(注)3 正味事業費率：正味収入保険料に対して支払った保険会社の事業上の経費の割合を示す比率です。経費の内訳としては、人件費、物件費、税金、各種抛入金、代理店手数料、集金費などが含まれ、損害調査に係る経費は除かれます。

(注)4 保険引受利益：正味収入保険料等の保険引受収益から、保険金、損害調査費、満期返戻金等の保険引受費用と保険引受に係る営業費及び一般管理費等を控除した残余（利益）です。

(注)5 経常利益：保険引受や資産運用などによって得られた経常収益から、保険引受や資産運用に関わる費用などの経常費用を引いた金額がプラスの場合は経常利益、マイナスの場合は経常損失となります。

(注)6 当期純利益：税引前当期純利益から法人税及び住民税及び法人税等調整額を差し引いたものが、税引後の当期純利益です。

(注)7 単体ソルベンシー・マージン比率：ソルベンシー・マージンは日本語では「支払余力」と訳されます。ソルベンシー・マージン比率は損害保険会社が通常の予測を超える危険の発生に対して通常の準備金を超えて持っている支払余力の割合を示す指標です。平成11年4月から導入された早期是正措置では、この指標を一つの基準として行政当局は損害保険会社に対して経営の改善命令等を出すことになっています。リスク計測の厳格化等を図るため、平成23年度末（平成24年3月31日）から算出にかかる法令等が改正されています。この改正された内容を平成22年度に適用した場合、500.8%は316.0%になります。

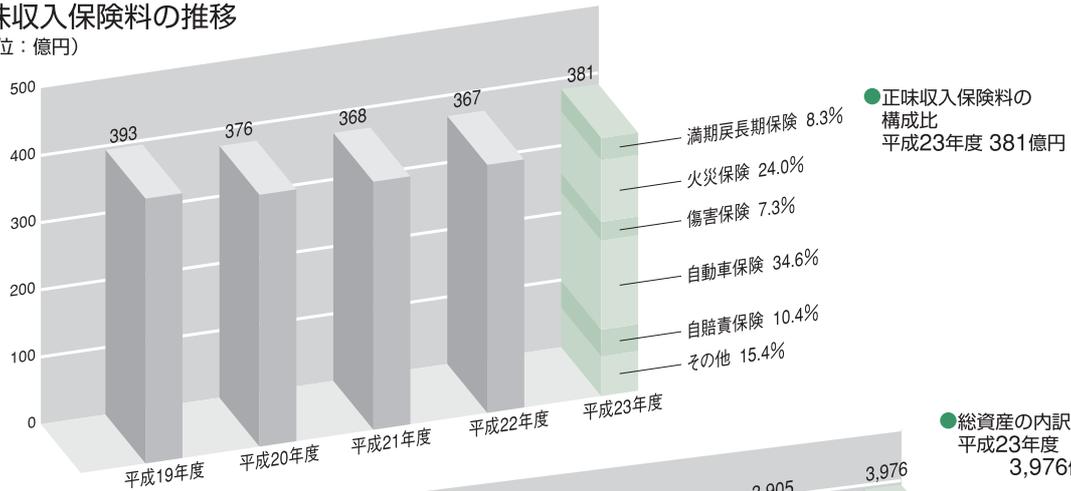
(注)8 総資産額：保険会社が保有する現金・預金、有価証券、貸付金、固定資産等の資産の合計であり、貸借対照表の資産の部合計の値です。

(注)9 純資産額：総資産額から、保険契約準備金や各種引当金等の負債を控除した保険会社の正味の資産額のことで、貸借対照表の純資産の部合計の値です。

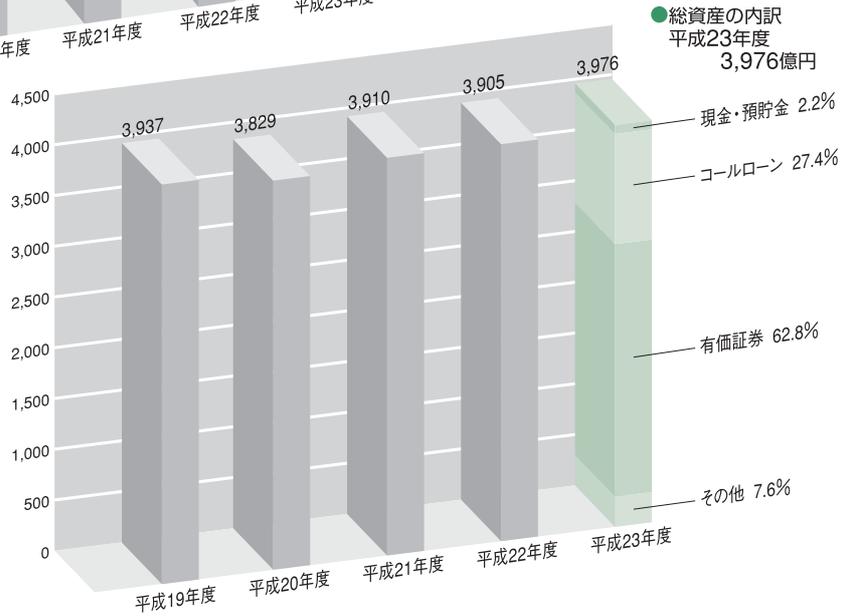
(注)10 その他有価証券評価差額金：「その他有価証券」の時価評価により生じた評価差額から税相当額を控除した金額です。

(注)11 リスク管理債権：リスク管理債権は、「破綻先債権」、「延滞債権」、「3ヶ月以上延滞債権」、「貸付条件緩和債権」の4つに分けられており、「回収の可能性に注意を必要とする債権」のことをいいます。

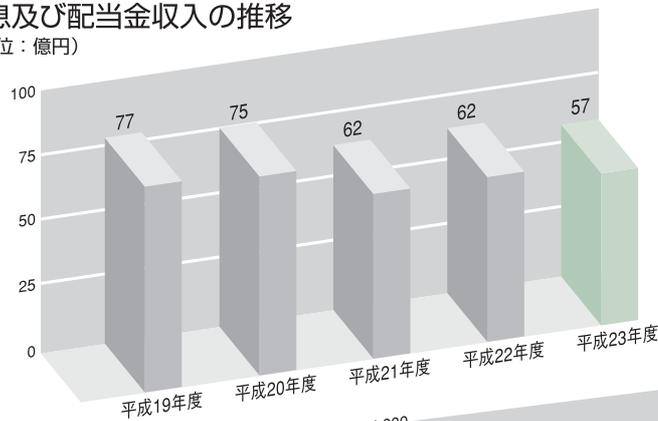
■正味収入保険料の推移 (単位：億円)



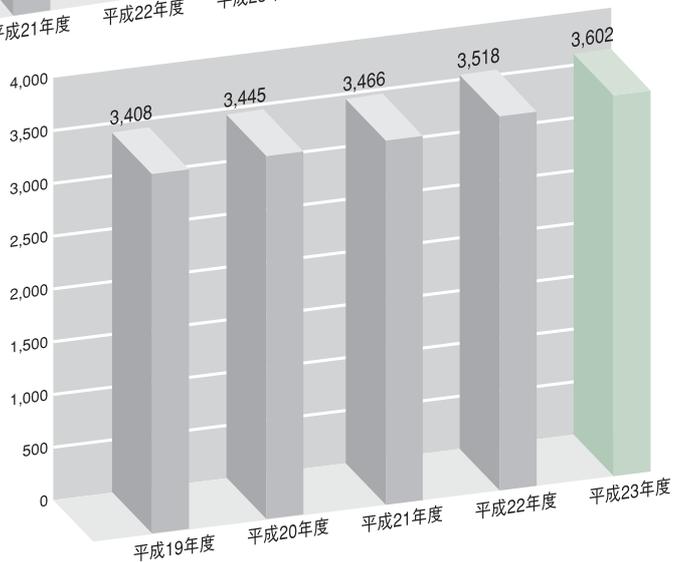
■総資産の推移 (単位：億円)



■利息及び配当金収入の推移 (単位：億円)



■責任準備金の推移 (単位：億円)



2. 経営理念・行動指針・モットー

(1) 経営理念

当社は、損害保険のプロフェッショナルとして、お客様へ良質なサービスをご提供することで、お客様からより信頼される企業として成長し、社会の発展に貢献するために、以下のとおり「経営理念」を定めています。

- ・ 私たちは損害保険事業を通じて、お客様が心から満足し感動するサービスを提供します。
- ・ 私たちは損害保険事業を通じて、社員の人材育成に努め、創造性をもって成長します。
- ・ 私たちは損害保険事業を通じて、より信頼される企業として誠実に行動し、社会に貢献します。

(2) 行動指針

当社は、前記の「経営理念」を実現するための行動のあり方を指し示すものとして、「行動指針」を定めています。

- ・ 「わかりやすい説明」「真心のこもった事故対応」を実践し、「お客様の声は宝物」と受け止め、質の高いサービスをお客様に提供します。
- ・ 自由闊達な企業風土のなかで、人格と個性を尊重し、品格と教養を高め、高い倫理観と創造性をもって行動します。また、代理店の皆様の良きパートナーとして、互いに信頼し相互の発展を図ります。
- ・ 損害保険事業の社会的責任と公共的使命を踏まえ、個人情報保護、反社会的勢力への対処、情報開示などコンプライアンスを尊重し、適正な企業活動を行います。

(3) モットー

当社は、行動すべきことを一言で象徴的に表す言葉として、「モットー」を定めています。

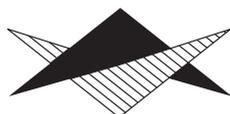
私たちのモットーは「FACE TO FACE」です。

3. 会社の沿革

当社は、昭和26年2月28日、野村証券、大和銀行（現りそな銀行）、第一銀行（現みずほ銀行）のほか財界人および有力各社の発起により、資本金5000万円をもって設立登記されました。同年3月17日、火災、海上および運送保険の事業免許をうけ、営業を開始しました。以後当社は、積極的活動と経営の効率化により着実な発展を続け、平成23年5月24日、野村ホールディングス株式会社の連結子会社となり、現在に至っています。

当社の現状（平成24年3月末日現在）

本店の所在地	東京都千代田区 神田美土代町7番地	
設立年月日	昭和26年2月28日	
営業拠点数 (平成24年7月1日現在)	本支店	58カ所
	サービスセンター	12カ所
代理店	4,526店	
従業員	652名	
資本金	51億5,315万円	
総資産	3,976億円	
発行済株式総数	普通株式	929万株
	甲種優先株式	208万4千株
株主数	普通株式	275名
	甲種優先株式	1名



マークの由来

このマークは、朝日の「A」と火災の「火」とを組合せたもので、朝日火災のお客様と共に社員、代理店の全員の一致協力の言動を表わし、「つねに新しく、上昇する朝日の勢い」を象徴しています。

昭和26年2月	創立総会を日本工業倶楽部で開催 尾上登太郎氏、初代社長に就任。発行済株式総数100万株、資本金5,000万円。本社を東京都千代田区大手町2-2野村ビル6階に設置（2月28日登記）
3月	火災・海上・運送保険事業免許取得
3月	営業開始（3月17日）
昭和27年3月	本社を東京都千代田区神田鍛冶町2-10上野ビルへ移転
昭和28年12月	新資本金1億円に（100万株を増資、発行済株式総数200万株）
昭和29年3月	自動車保険事業免許取得
3月	傷害保険・信用保険事業免許取得
昭和30年12月	自動車損害賠償責任保険事業免許取得
昭和36年3月	創立10周年記念日。『10年の歩み』発行
昭和37年5月	店舗総合保険認可
昭和40年1月	資本金2億5,000万円に（300万株を増資、発行済株式総数500万株）
2月	鉄道保険部と合体
5月	『朝日代理店ニュース』創刊
昭和41年6月	住宅総合保険および店舗総合保険に付帯する家計地震保険認可
昭和42年11月	交通事故傷害保険認可
昭和43年8月	飛騨川事故発生（観光バス2台飛騨川に転落、104名死亡。乗客1名につき傷害保険50万円当社に付保）。当社全額支払い
昭和44年11月	満期戻長期保険事業免許取得、ペットネーム「朝日の貯蓄保険」として発売
昭和46年7月	全日空機、自衛隊機と空中接触事故発生（旅客・乗員全員死亡。旅客155名中125名が当社契約者）。当社1億2,500万円支払い
昭和48年4月	新代理店制度発足にともない、代理店講習の自社教育体制を確立・実施
昭和48年11月	住宅火災保険認可
昭和50年12月	創立25周年を記念して朝日火災代理店企業共済組合設立
昭和50年12月	自家用自動車保険（PAP）認可
昭和52年5月	満期戻総合保険認可

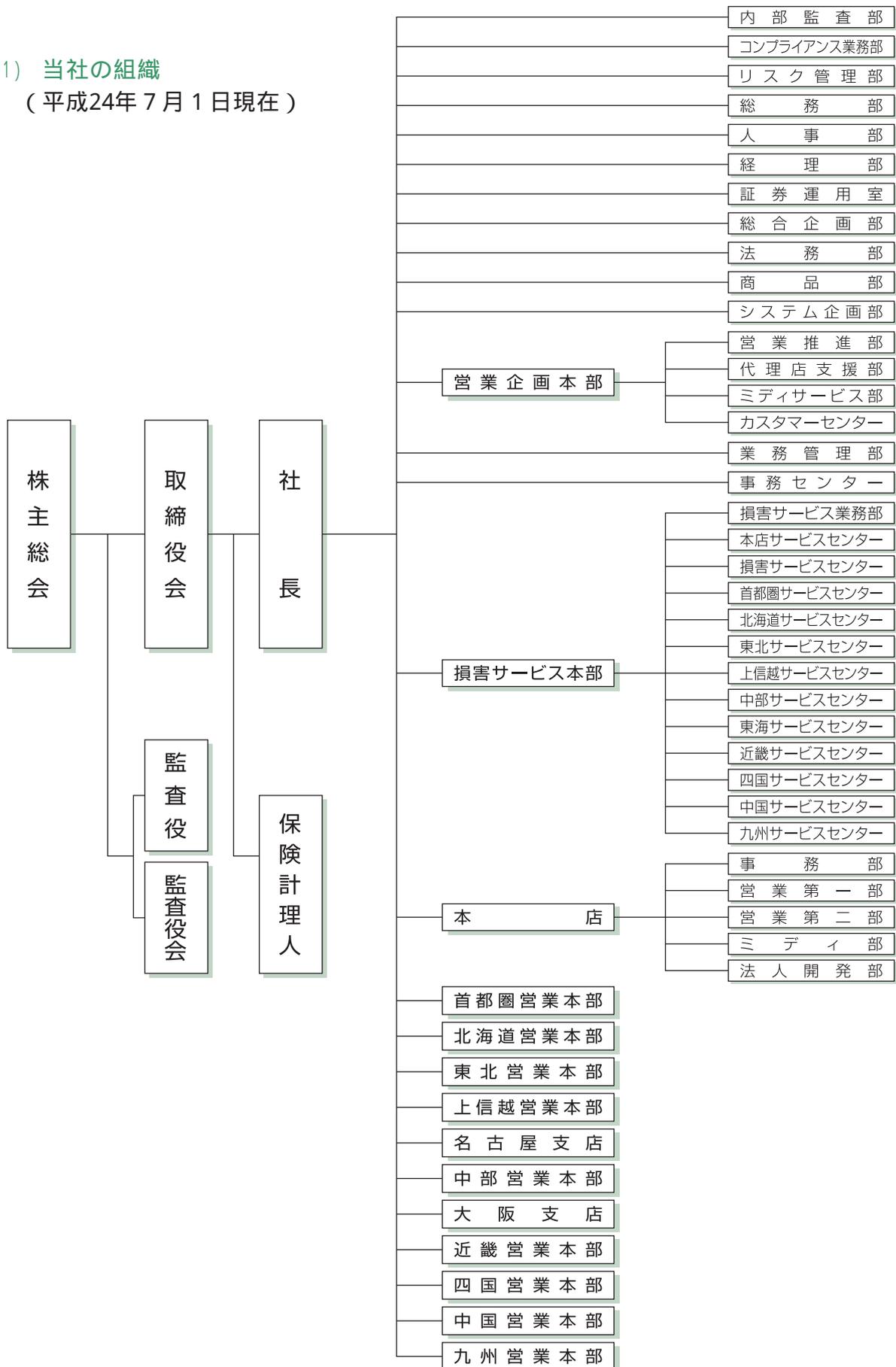
昭和57年 9月	自家用自動車総合保険（SAP）認可	平成12年 7月	ロードアシスタンスサービス開始
昭和61年 3月	創立35周年記念日。『35周年のあゆみ』発行	9月	代理店専用ホームページ「AG・NET」開設
10月	傷害保険積立型基本特別約款認可	平成13年 4月	「金融商品の販売等に関する法律」
昭和62年10月	新資本金13億3,000万円に（第三者割り当てにより100万株を増資、発行済株式総数600万株）	4月	「消費者契約法」施行
		4月	新代理店制度実施
昭和63年 9月	関連子会社「朝日火災ビジネス・サービス(株)」設立	4月	申込書の代理店オンライン計上開始
10月	新資本金24億500万円に（第三者割り当てにより100万株を増資、発行済株式総数700万株）	平成14年 7月	「コンプライアンス推進室」設置
平成元年 4月	オンラインネットワーク完成	7月	満期戻総合保険「スーパージャンプ」
平成 3年 3月	創立40周年を迎える	平成15年 1月	予定利率改定及び「W30型」新発売
9月	台風19号による保険金支払総額、損保全社で5,679億円に	7月	「損害保険料率算出機構」発足
11月	「満期戻総合保険」改定	平成15年 1月	「本人確認法(金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律)」施行
12月	『朝日火災40年の歩み』発行	1月	「医療総合保険」「がん保険」発売開始
平成 5年 3月	朝日火災富士研修センター完成	6月	「お客様相談センター」設置
平成 6年 4月	満期戻総合保険「スーパージャンプ」発売開始	8月	「勧誘方針」改定
10月	日米の保険分野に関する措置決定	平成16年 1月	ホームサポートサービス開始
平成 7年 1月	兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）発生	7月	「行動規範」作成
5月	「保険業法」、56年ぶりに改正成立	9月	リスク細分型自動車総合保険「ASAP（アサップ）」発売開始
平成 8年 4月	「保険業法」施行	9月	台風18号による保険金支払総額、損保全社で3,874億円に
7月	損害保険契約者保護基金制度開始	10月	ライフコンサルタンツサービス開始
12月	第1回損害保険仲立人試験実施	10月	「e-JBAI」稼働開始
平成 9年 2月	日米保険協議が決着	平成17年 4月	家庭総合保険「ホームアシスト」発売開始
11月	代理店へ保険料請求書の直送を開始	4月	「プライバシーポリシー」作成
		4月	「個人情報保護法」全面施行
平成10年 6月	新資本金25億235万円に（第三者割り当てにより33万株を増資、発行済株式総数869万株）	4月	ペイオフ全面解禁
6月	「保険業法」、「料率算出団体法」改正	8月	「リスク管理部」設置
7月	「通達」、「事務連絡」を廃止し、「事務ガイドライン」による行政へ算定会料率の遵守義務の廃止	11月	「業法第一条の誓い」制定
平成11年 4月	自動車保険「人身傷害補償特約」認可	平成18年 3月	「事務センター」設置
7月	自動車保険ノンフリート等級別料率制度の改定（上限20等級）	4月	「損害保険契約者保護制度」改正
10月	台風18号による保険金支払総額、損保全社で3,147億円に	5月	「会社法」施行
11月	朝日火災ホームページ開設	5月	「内部統制システムの基本方針」決定
平成12年 1月	損保全社「西暦2000年問題」に対し万全の体制	平成19年 1月	次期システム構築プロジェクト開始
		3月	本社を東京都千代田区神田美土代町7番地住友不動産神田ビルに移転
		4月	「保険金等支払管理委員会」設置
		9月	地震保険料控除制度開始
			「内部監査部」「損害サービスセンター」設置
			次世代育成支援対策法認定マーク「くるみん」取得
			意向確認書面制度開始

平成20年 4月	「朝日コンシェルジュサービス」開始	平成23年 9月	台風12号、15号による保険金支払総額、損保全社で1,295億円に
4月	損害保険募集人更新制度開始		
6月	「保険法」公布	10月	「損害保険募集人一般試験」開始
10月	「カスタマ - センター」設置	12月	『朝日火災海上保険60年史』発行
10月	「ALM委員会」設置	平成24年 3月	「建築ものがたり」発売開始
11月	商品専門試験制度開始	4月	「代理店支援部」設置
平成21年 2月	「事業者総合賠償責任保険」発売開始	4月	「内部統制システムの基本方針」改定
3月	「海外旅行保険」発売開始		
3月	新資本金50億315万円に（第三者割当てにより208万4千株を増資、発行済株式総数：普通株式869万株、甲種優先株式208万4千株）		
4月	「海上運送保険支払・相談センター」設置		
4月	「勧誘方針」改定		
4月	「内部統制システムの基本方針」改定		
4月	「反社会的勢力対応マニュアル」策定		
6月	新資本金51億5,315万円に（第三者割当てにより60万株を増資、発行済株式総数：普通株式929万株、甲種優先株式208万4千株）		
7月	「利益相反管理方針」策定		
10月	「経営理念」「行動指針」改定、「モットー」制定		
平成22年 2月	自動車保険WEB約款をホームページで開始		
4月	「保険法」施行		
4月	自動車保険において保険料後払い方式の導入		
9月	自動車保険フリート契約者向けドライブレコーダー特約発売		
平成23年 3月	東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）発生		
3月	創立60周年を迎える		
3月	東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）に伴い、「地震保険相談ダイヤル」開設		
4月	火災保険において保険料後払い方式の導入		
4月	「朝日火災安心コールセンター」開設		
5月	野村ホールディングス株式会社の連結子会社となる		

4. 会社の組織・店舗網一覧

(1) 当社の組織

(平成24年7月1日現在)



(3) 店舗網一覧

北に南にはぐくみます、ふれあいネットワーク

サービスセンター併設店

国内営業店舗数 本支店58(平成24年7月1日現在)

本 店

〒101-8655 東京都千代田区神田美土代町7番地 03(3294)2111

営業第一部・営業第二部

法人開発部・メディア部

首都圏営業本部

新宿支店	〒160-0023	
東京都新宿区西新宿3-2-11		03(3343)4576
新宿三井ビルディング二号館		
池袋支店	〒171-0022	
東京都豊島区南池袋2-26-4 南池袋平成ビル		03(3987)4301
深川支店	〒135-0047	
東京都江東区富岡2-1-9 NV富岡ビル		03(5646)2236
西東京支店	〒190-0022	
東京都立川市錦町1-7-18 立川エフビル		042(524)8205
町田支店	〒194-0022	
東京都町田市森野1-36-14 ビオレ町田ビル		042(722)1146
さいたま支店	〒330-0802	
埼玉県さいたま市大宮区宮町1-38-1		048(644)7744
野村不動産大宮共同ビル		
横浜支店	〒231-0015	
神奈川県横浜市中区尾上町4-52		045(641)8612
横浜野村證券ビル		
千葉支店	〒260-0027	
千葉県千葉市中央区新田町5-10 わかちく千葉ビル		043(246)6236
柏支店	〒277-0005	
千葉県柏市柏4-2-1 リーフスクエア柏ビル		04(7166)4161
甲府支店	〒400-0024	
山梨県甲府市北口1-1-8 甲府北口ビル		055(254)6435
宇都宮支店	〒320-0811	
栃木県宇都宮市大通1-4-22		028(624)8581
住友生命宇都宮第二ビル		
水戸支店	〒310-0021	
茨城県水戸市南町2-6-18 日本生命水戸南町ビル		029(231)1991

北海道営業本部

札幌支店	〒060-0002	
北海道札幌市中央区北二条西3-1 越山ビル		011(231)7321
旭川支店	〒070-0032	
北海道旭川市2条通9-228 道銀ビル		0166(24)5131
釧路支店	〒085-0014	
北海道釧路市末広町13-1-4 釧路サウスビル		0154(23)7910

東北営業本部

仙台支店	〒980-0014	
宮城県仙台市青葉区本町2-3-10 仙台本町ビル		022(221)7621
青森支店	〒030-0861	
青森県青森市長島1-6-6		
CROSS TOWER A・BAY		017(722)8513
盛岡支店	〒020-0034	
岩手県盛岡市盛岡駅前通8-17		
小岩井・明治安田ビル		019(653)8051
秋田支店	〒010-0001	
秋田県秋田市中通2-2-32 住友生命ビル		018(832)8482
郡山支店	〒963-8002	
福島県郡山市駅前2-5-12 郡山野村證券ビル		024(923)4065
福島支店	〒960-8035	
福島県福島市本町5-5 殖産銀行フコク生命ビル		024(522)6800

上信越営業本部

新潟支店	〒951-8068	
新潟県新潟市中央区上大川前通六番町1215-7		025(225)1700
新潟野村證券ビル		
高崎支店	〒370-0052	
群馬県高崎市旭町44-2 旭町ビル		027(322)8739
桐生支店	〒376-0023	
群馬県桐生市錦町3-1-25 桐生商工会議所会館		0277(43)6224
長野支店	〒380-0936	
長野県長野市岡田町215-1 日本生命長野ビル		026(227)1092
松本支店	〒390-0815	
長野県松本市深志2-5-2 県信松本深志ビル		0263(32)9374

名古屋支店

〒460-0003

愛知県名古屋市中区錦2-19-6 名古屋野村證券第二ビル 05ㄨ 231 ㄨ461

中部営業本部

金沢支店 〒920-0031

石川県金沢市広岡1-1-35 金沢第二ビル 07ㄨ 233 ㄨ884

富山支店 〒930-0029

富山県富山市本町9-10 大同生命富山ビル 07ㄨ 444 ㄨ820

四日市支店 〒510-0067

三重県四日市市浜田町5-27 第三加藤ビル 059ㄨ 351 ㄨ7215

岐阜支店 〒500-8813

岐阜県岐阜市明徳町10 杉山ビル 058ㄨ 263 ㄨ191

浜松支店 〒430-0936

静岡県浜松市中区大工町125 大発地所ビルディング 053ㄨ 454 ㄨ8396

静岡支店 〒420-0857

静岡県静岡市葵区御幸町4-1 アーバンネット静岡ビル 054ㄨ 253 ㄨ151

沼津支店 〒410-0801

静岡県沼津市大手町3-6-18 住友生命沼津ビル 055ㄨ 963 ㄨ7173

大阪支店

〒541-8508

大阪府大阪市中央区本町3-4-10 本町野村ビル 06ㄨ 6265 ㄨ800

近畿営業本部

堺支店 〒590-0076

大阪府堺市堺区北瓦町2-4-18 りそな堺東ビル 07ㄨ 222 ㄨ3555

京都支店 〒600-8411

京都府京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町612 075ㄨ 211 ㄨ4221

四条烏丸ビル

神戸支店 〒650-0034

兵庫県神戸市中央区京町71 山本ビル 078ㄨ 321 ㄨ0701

姫路支店 〒670-0902

兵庫県姫路市白銀町24 079ㄨ 281 ㄨ3535

みなと銀行第一生命共同ビルディング

和歌山支店 〒640-8157

和歌山県和歌山市八番丁11 073ㄨ 402 ㄨ1650

日本生命和歌山八番丁ビル

四国営業本部

高松支店 〒760-0023

香川県高松市寿町1-1-12 パシフィックシティ高松 087ㄨ 821 ㄨ581

松山支店 〒790-0878

愛媛県松山市勝山町1-19-3 青木第一ビル 089ㄨ 943 ㄨ7605

高知支店 〒780-0053

高知県高知市駅前町1-8 第七駅前観光ビル 088ㄨ 883 ㄨ2840

徳島支店 〒770-0905

徳島県徳島市東大工町1-9-1 アクア徳島ビル 088ㄨ 622 ㄨ724

中国営業本部

広島支店 〒730-0035

広島県広島市中区本通7-29 アイピービル 082ㄨ 247 ㄨ431

徳山支店 〒745-0034

山口県周南市御幸通り1-5 住友生命徳山ビル 0834ㄨ 22 ㄨ1341

岡山支店 〒700-0901

岡山県岡山市北区本町6-36 第一セントラルビル 086ㄨ 225 ㄨ0505

米子支店 〒683-0064

鳥取県米子市道笑町2-252 大鉄米子ビル 0859ㄨ 32 ㄨ2201

九州営業本部

福岡支店 〒810-0001

福岡県福岡市中央区天神2-14-8 福岡天神センタービル 092ㄨ 712 ㄨ3311

北九州支店 〒802-0081

福岡県北九州市小倉北区紺屋町4-6 北九州ビル 093ㄨ 551 ㄨ5881

佐賀支店 〒840-0816

佐賀県佐賀市駅南本町6-7 第一内田ビル 095ㄨ 41 ㄨ4098

大分支店 〒870-0023

大分県大分市長浜町2-14-26 O.S.Hビル 097ㄨ 534 ㄨ6011

長崎支店 〒850-0057

長崎県長崎市大黒町11-8 095ㄨ 826 ㄨ3348

熊本支店 〒860-0803

熊本県熊本市中央区新市街11-18 096ㄨ 324 ㄨ2332

熊本第一生命ビルディング

宮崎支店 〒880-0001

宮崎県宮崎市橘通西5-1-23 矢野興業ビル 0985ㄨ 24 ㄨ6859

鹿児島支店 〒892-0844

鹿児島県鹿児島市山之口町1-10 鹿児島中央ビル 099ㄨ 222 ㄨ8141

沖縄支店 〒900-0014

沖縄県那覇市松尾1-19-27 スカイ那覇ビル 098ㄨ 860 ㄨ4016

(4) 海外ネットワーク

該当ありません。

5. 株主・株式の状況

(1) 基本事項

定時株主総会開催時期	毎年 6 月中
決算期日	毎年 3 月31日
株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社
基準日	毎年 3 月31日
公告掲載新聞	日本経済新聞
上場取引所名	非 上 場

(2) 定時株主総会議案等

第62回定時株主総会

第62回定時株主総会が、平成24年6月28日に開催され、以下のとおり報告並びに決議されました。

ア 報告事項

第62期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）事業報告、計算書類の内容を報告しました。

イ 決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

本件は原案のとおり、承認可決されました。

第2号議案 自己株式取得の件

本件は原案のとおり、会社法第156条及び第160条の規定に基づき、本総会終結の時から、1年を超えない時まで、特定の者より普通株式4万株、取得価額の総額15百万円を限度として自己株式を取得することにつき、承認可決されました。

第3号議案 取締役10名選任の件

本件は原案のとおり、大家一穂、添田智則、内尾博、三浦義範、新井昇、浜田裕彦、八尋富士夫、岸本圭司、後藤昌弘、松下春喜の10氏が選任され、就任しました。

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本件は原案のとおり、承認可決されました。

(3) 株式分布状況

所有者別状況

ア．普通株式

(平成24年3月31日現在)

所有者区分	株主数	株式数	発行済株式総数に対する割合
政府・地方公共団体	0 人	0 株	0.00 %
金融機関	6	855,140	9.20
証券会社	4	498,040	5.36
その他の法人	34	6,987,419	75.21
外国法人	0	0	0.00
個人その他	231	949,401	10.22
合計	275	9,290,000	100.00

イ．甲種優先株式

(平成24年3月31日現在)

所有者区分	株主数	株式数	発行済株式総数に対する割合
その他の法人	1 人	2,084,000 株	100.00 %
合計	1	2,084,000	100.00

所有数別状況

ア．普通株式

(平成24年3月31日現在)

所有数区分	株主数	株主総数に対する割合	株式数	発行済株式総数に対する割合
1 単元未満	95 人	34.55 %	31,014 株	0.33 %
1 単元以上 5 単元未満	134	48.72	289,064	3.11
5 単元以上 10 単元未満	11	4.00	70,730	0.76
10 単元以上 50 単元未満	16	5.82	304,940	3.28
50 単元以上 100 単元未満	2	0.73	131,500	1.42
100 単元以上 500 単元未満	13	4.72	2,901,452	31.23
500 単元以上 1000 単元未満	2	0.73	1,316,500	14.17
1000 単元以上	2	0.73	4,244,800	45.69
合計	275	100.00	9,290,000	100.00

イ．甲種優先株式

(平成24年3月31日現在)

所有数区分	株主数	株主総数に対する割合	株式数	発行済株式総数に対する割合
1000 単元以上	1 人	100.00 %	2,084,000 株	100.00 %
合計	1	100.00	2,084,000	100.00

地域別状況
ア．普通株式

(平成24年3月31日現在)

地 域 区 分	株 主 数	株 主 総 数 に 対 する 割 合	株 式 数	発 行 済 株 式 総 数 に 対 する 割 合
北 海 道	4 人	1.45 %	9,363 株	0.10 %
東 北	7	2.55	5,872	0.06
関 東	166	60.36	7,839,044	84.38
中 部	38	13.82	86,582	0.93
近 畿	43	15.63	1,324,123	14.25
中 国	7	2.55	10,329	0.11
四 国	0	0.00	0	0.00
九 州	10	3.64	14,687	0.16
外 国	0	0.00	0	0.00
合 計	275	100.00	9,290,000	100.00

イ．甲種優先株式

(平成24年3月31日現在)

地 域 区 分	株 主 数	株 主 総 数 に 対 する 割 合	株 式 数	発 行 済 株 式 総 数 に 対 する 割 合
関 東	1 人	100.00 %	2,084,000 株	100.00 %
合 計	1	100.00	2,084,000	100.00

(4) 上位10名の株主

普通株式

(平成24年3月31日現在)

株主の氏名または名称	住 所	各 株 主 の 持 株 数	発 行 済 株 式 の 総 数 に 占 め る 各 株 主 の 持 株 数 の 割 合
野村土地建物株式会社	東京都中央区日本橋本町一丁目7番2号	3,126 千株	33.65 %
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	1,118	12.03
株式会社 ジャフコ	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	673	7.24
株式会社 野村総合研究所	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号	643	6.92
株式会社 りそな銀行	大阪市中央区備後町二丁目2番1号	418	4.49
株式会社 みずほ銀行	東京都千代田区内幸町一丁目1番5号	405	4.36
朝日火災従業員持株会	東京都千代田区神田美土代町7番地	340	3.66
野村不動産株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目26番2号	286	3.07
高木証券株式会社	大阪市北区梅田一丁目3番1-400号	258	2.78
野村殖産株式会社	大阪市中央区高麗橋二丁目1番2号	244	2.62

甲種優先株式

(平成24年3月31日現在)

株主の氏名または名称	住 所	各 株 主 の 持 株 数	発 行 済 株 式 の 総 数 に 占 め る 各 株 主 の 持 株 数 の 割 合
野村土地建物株式会社	東京都中央区日本橋本町一丁目7番2号	2,084 千株	100.00 %

(5) 配当政策

当社は、長期安定的な経営基盤を確立するため、内部留保の充実に努めるとともに、株主の皆様に対して安定した配当を行うことを基本方針としています。

以上の方針に基づき、平成24年3月期の株主配当金については、普通株式1株につき6円、優先株式1株につき48円としました。

(6) 資本金の推移

(単位：百万円)

年 月 日	増 資 額	増 資 後 資 本 金	摘 要
昭和26年 2月26日		50	設立
昭和28年12月16日	50	100	有償 第三者割当
昭和40年 1月 1日	150	250	有償 第三者割当
昭和62年10月 1日	1,080	1,330	有償 第三者割当
昭和63年10月 1日	1,075	2,405	有償 第三者割当
平成 9年11月 7日	97	2,502	有償 第三者割当
平成21年 3月26日	2,500	5,003	有償 第三者割当
平成21年 6月19日	150	5,153	有償 第三者割当

(7) 最近の新株発行状況

種 類	発行年月日	発行株式数	発行総額	摘 要
普通株式	昭和62年10月1日	1,000千株	2,160百万円	有償 第三者割当(14人) 1,000,000株 発行価額2,160円 資本組入額1,080円
普通株式	昭和63年10月1日	1,000	2,150	有償 第三者割当(28人) 1,000,000株 発行価額2,150円 資本組入額1,075円
普通株式	昭和63年11月1日	600	30	無償 株主割当(1:0.1) 600,000株
普通株式	平成2年2月1日	760	38	無償 株主割当(1:0.1) 760,000株
普通株式	平成9年11月7日	330	194	有償 第三者割当(1人) 330,000株 発行価額590円 資本組入額295円
甲種優先株式	平成21年3月26日	2,084	5,001	有償 第三者割当(1人) 2,084,000株 発行価額2,400円 資本組入額1,200円
普通株式	平成21年6月19日	600	300	有償 第三者割当(2人) 600,000株 発行価額500円 資本組入額250円

(8) 最近の社債発行

該当ありません。

6. 役員状況

取締役及び監査役

(平成24年7月1日現在)

役名	氏名 (生年月日)	略歴
取締役会長 (代表取締役)	おお や かず ほ 大 家 一 穂 (昭和24年7月26日生)	平成6年6月 野村證券株式会社取締役 平成10年6月 野村ファイナンス株式会社常務取締役 平成12年12月 野村土地建物株式会社顧問 平成13年6月 当社取締役社長 平成23年6月 当社取締役会長(現職)
取締役社長 (代表取締役)	そえ だ と も の り 添 田 智 則 (昭和32年8月4日生)	平成17年4月 野村證券株式会社執行役公共法人部長 平成20年10月 同社執行役員金融・公共法人兼ファイナンシャル・スポンサー部担当 平成22年6月 当社取締役副社長 平成23年6月 当社取締役社長(現職)
常務取締役	うち お ひろし 内 尾 博 (昭和24年10月28日生)	昭和48年4月 当社入社 平成13年2月 本店営業第二部長 平成14年6月 取締役東京営業内務部、首都圏サービスセンター担当、本店長 平成16年6月 取締役本店長 平成18年6月 常務取締役本店長 平成20年10月 常務取締役本店長、カスタマーセンター長 平成22年4月 常務取締役本店長 平成23年6月 常務取締役商品部担当、営業企画本部長(現職)
常務取締役	み うら よし の り 三 浦 義 範 (昭和31年5月20日生)	平成12年6月 株式会社ジャフコ取締役 平成14年4月 株式会社ジャフコ常務取締役 平成19年3月 ジャフコベン株式会社取締役社長 平成21年1月 当社執行役員法人本部担当 平成21年6月 常務取締役法人本部長 平成23年4月 常務取締役大阪支店担当、近畿営業本部長、四国営業本部長 平成24年4月 常務取締役大阪支店担当、近畿営業本部長(現職)
常務取締役	あら い のぼる 新 井 昇 (昭和28年3月19日生)	昭和51年4月 当社入社 平成14年4月 大阪支店長 平成16年6月 取締役大阪支店長 平成19年3月 取締役首都圏営業本部長 平成23年6月 常務取締役首都圏営業本部長(現職)
取締役	はま だ ひろ ひこ 浜 田 裕 彦 (昭和29年12月4日生)	昭和52年4月 当社入社 平成10年6月 広島支店長 平成15年6月 名古屋支店長 平成17年6月 取締役総合企画本部長 平成18年3月 取締役コンプライアンス業務部、リスク管理部担当、総合企画部長 平成19年3月 取締役法務部、コンプライアンス業務部、リスク管理部担当、総合企画部長 平成19年6月 取締役損害サービス本部長、総合企画部長 平成21年6月 取締役総合企画部、コンプライアンス業務部、リスク管理部、法務部担当、損害サービス本部長 平成23年6月 取締役北海道営業本部長、東北営業本部長 平成24年4月 取締役北海道営業本部長、東北営業本部長、上信越営業本部長(現職)
取締役	や ひろ ふじ お 八 尋 富士夫 (昭和27年1月18日生)	平成14年7月 当社入社 平成15年6月 九州営業本部長席部長 平成16年4月 九州営業本部長 平成17年6月 執行役員九州営業本部長 平成19年3月 執行役員中国営業本部長、九州営業本部長 平成19年6月 取締役中国営業本部長、九州営業本部長 平成24年4月 取締役九州営業本部長(現職)

役名	氏名 (生年月日)	略歴
取締役	岸本圭司 (昭和30年8月17日生)	平成14年10月 当社入社 平成17年4月 人事部長 平成19年6月 取締役管理本部長兼人事部長 平成21年4月 取締役管理本部長兼人事部長兼システム企画部長 平成21年6月 取締役管理本部長兼人事部長 平成23年4月 取締役システム企画部、業務管理部、事務センター担当、管理本部長兼人事部長 平成23年5月 取締役人事部、システム企画部、業務管理部、事務センター担当、管理本部長 平成23年6月 取締役人事部、総務部、システム企画部、業務管理部、事務センター担当 平成24年6月 取締役人事部、総務部、業務管理部、事務センター担当(現職)
取締役	後藤昌弘 (昭和28年7月29日生)	昭和53年4月 当社入社 平成13年7月 本店営業第一部長 平成17年4月 名古屋支店長 平成18年3月 執行役員名古屋支店長 平成21年6月 取締役名古屋支店長 平成22年4月 取締役本店営業第一部、営業第二部担当 平成23年6月 取締役本店長(現職)
取締役	松下春喜 (昭和34年2月2日生)	平成16年9月 野村リサーチ・アンド・アドバイザリー株式会社執行役 平成21年7月 株式会社プライベート・エクイティ・ファンド・リサーチ・アンド・インベストメンツ クライアント・サービス部長 平成23年3月 当社執行役員 平成23年5月 執行役員総合企画部長 平成23年6月 取締役コンプライアンス業務部、リスク管理部、法務部、経理部担当、総合企画部長 平成24年4月 取締役コンプライアンス業務部、リスク管理部、法務部担当、総合企画部長 平成24年6月 取締役コンプライアンス業務部、リスク管理部、法務部、証券運用室担当、総合企画部長(現職)
常勤監査役	佐古隆 (昭和25年4月9日生)	昭和49年4月 当社入社 平成14年11月 本店営業第二部長 平成17年4月 本店営業第一部長 平成17年6月 執行役員本店営業第一部長 平成19年3月 執行役員北海道営業本部長、東北営業本部長、上信越営業本部長 平成19年6月 取締役北海道営業本部長、東北営業本部長、上信越営業本部長 平成23年6月 常勤監査役(現職)
監査役	伊藤俊明 (昭和23年8月31日生)	平成12年6月 野村証券株式会社取締役副社長 平成13年10月 同社取締役副社長兼野村ホールディングス株式会社取締役副社長 平成14年6月 株式会社ジャフコ取締役社長 平成22年1月 同社取締役会長(現職) 平成23年6月 当社監査役(現職)
監査役	三浦敏男 (昭和24年9月29日生)	平成16年10月 野村不動産ホールディングス監査役 平成17年6月 野村土地建物株式会社専務取締役 平成23年3月 当社監査役(現職)

(注) 監査役伊藤俊明及び三浦敏男は、会社法第2条第16号に定める「社外監査役」です。

当社は執行役員制度を導入しています。

執行役員は次のとおりです。

役名	氏名 (生年月日)	略歴
執行役員	と き さ わ と し あ き 土岐沢 寿 明 (昭和28年8月1日生)	平成16年7月 当社入社 平成19年6月 損害サービス業務部長 平成23年6月 執行役員損害サービス本部長、損害サービス業務部長 平成24年4月 執行役員損害サービス本部長(現職)
執行役員	す み や よ う い ち 角 谷 洋 一 (昭和37年1月5日生)	平成4年12月 当社入社 平成18年6月 経理部長 平成24年4月 執行役員経理部長 平成24年6月 執行役員システム企画部担当、経理部長(現職)
執行役員	ひ ら の ま さ か ず 平 野 雅 一 (昭和36年5月29日生)	昭和61年4月 当社入社 平成19年3月 本店営業第一部長 平成24年4月 執行役員名古屋支店担当、中部営業本部長(現職)

7. 従業員の状況

(1) 従業員数、平均年齢、平均勤続年数、平均年間給与 (平成24年3月31日現在)

区 分	従 業 員
従 業 員 数	652名
平 均 年 齢	40.9歳
平 均 勤 続 年 数	12.0年
平 均 年 間 給 与	5,913千円

(注)1 従業員数は、就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、休職者及び臨時従業員は含みません。

(注)2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含みます。

(2) 採用方針

優秀な人材の確保と育成が当社の発展の源であると位置づけ、次のような人材を求めています。

柔軟な発想を持ち、個性的で創造力を発揮する人材
フロンティアスピリッツ、ベンチャースピリッツが旺盛な人材
知識を知恵に昇華することができる人材

(3) 研修・教育制度

「自ら気づき、考え、学び、成果を出せる社員」の育成を目指し、入社後1ヶ月間の新入社員本社集中研修、OJT、集合研修を実施しております。また、さらなる人材強化を目指し、通信研修や資格取得制度の拡充を図っております。

さらに、平成24年4月より、人事部内に社員教育に特化した朝日インシュアランス・カレッジ(略称AIC: Asahi Insurance College)を新設しました。「お客様が心から満足し感動するサービス」を提供するため、朝日インシュアランス・カレッジは、社員教育の実働部隊として教育研修を実施し、社員一人ひとりのクオリティを上げるとともに、能力アップを図ってまいります。

(4) 福利厚生

法律で定められている社会保険などの福利厚生制度のほか、以下の諸制度を実施しております。

従業員持株制度	スポーツクラブ(法人会員)
慶弔金・見舞金支給制度	運動・文化活動補助(各種クラブ活動)
財形貯蓄制度	社員共助会融資制度
各種休暇制度	資格取得補助制度
会社所有・提携の保養施設	

(5) 研修センター

創立40周年の記念事業として、平成5年に静岡県小山町に開設した「朝日火災富士研修センター」は、雄大な富士山を正面にとらえ、緑豊かな自然に恵まれた環境にあって、研修棟には大研修室1・中研修室2を備え、また宿泊棟には約70名を収容できる洋室（シングル・ツイン）・和洋室（ファミリータイプ）があります。

この研修センターは、社員及び代理店の研修や会議の開催、また週末には保養にと多目的に利用されており、当社の発展にとって欠かせない人材育成に大きく貢献しています。



8. 関連会社

会社名	本店所在地	設立年月日	主な業務内容	資本金	当社出資比率
朝日火災ビジネス・サービス株式会社	東京都千代田区	昭和63年9月29日	事務代行、損害保険代理業務	100百万円	100%

9. トピックス

(1) 野村ホールディングス株式会社の連結子会社となる

当社主要株主の野村ホールディングス株式会社（以下「野村ホールディングス」、当社発行済普通株式の12.03%を保有）が、平成23年5月13日付で当社の筆頭株主である野村土地建物株式会社（以下「野村土地建物」、同33.65%）と、平成23年7月1日を効力発生日と

する株式交換契約を締結し、また、当該株式交換の効力発生日に先立ち、野村土地建物の株式を同社の一部株主より譲り受ける（以下「株式譲渡」）旨を発表しました。

平成23年5月24日、野村ホールディングスによる当該株式譲渡の取引が完了し、野村土地建物が野村ホールディングスの連結子会社となったことに伴い、当社は野村ホールディングスの連結子会社（間接を含む持分比率53.55%）となりました。

当社は野村グループの損害保険会社として、従前に増してお客様へのサービス提供と社会への貢献を充実させるべく尽力する所存です。

(2) 自動車保険における「地震・噴火・津波危険車両損害補償特約（車両地震特約）」の販売

平成23年12月、自動車保険における「地震・噴火・津波危険車両損害補償特約（車両地震特約）」を発売しました。

この特約は、車両保険（一般条件）にセットして地震や噴火、津波による損害を補償するもので、ご契約の自動車が「全損」になった場合に限らず、修理が必要になった場合（「分損」）でも、ご契約の自動車の車両保険金額を限度に補償します。また、本特約の特約保険料にはノンフリート等級割引や長期優良契約割引、ASAP安心プラン割引が適用されるため、ノンフリート等級の高い方や割引の適用がある契約ほど、割安な特約保険料でセットすることが可能です。

東日本大震災において、多数の自動車が被災したにもかかわらず、一般の車両保険では地震・噴火・津波に起因する損害は免責となっており、お客様のニーズに応えるために本特約の発売を開始しました。

(3) 建設工事保険「建築ものがたり」の発売

平成24年3月1日、建設工事保険「建築ものがたり」を発売しました。

この保険は、対象工事の年間完成工事高が30億円以下の建設事業者の方を対象とした、クローズドポリシー型総括契約方式を採用しています。割安な保険料で幅広い補償内容を実現し、お客様のニーズに合わせて、3つのプランから補償内容を選択するなど分かりやすい商品設計としました。

Ⅱ 当社の運営

1. 内部統制システムの基本方針

平成18年 5月 1日 制定
平成21年 4月 1日 改定
平成22年 4月30日 改定
平成23年 4月30日 改定
平成24年 4月30日 改定

経営理念を実現することを目的として、以下の内部統制システムの基本方針（11項目）を定めています。

1 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

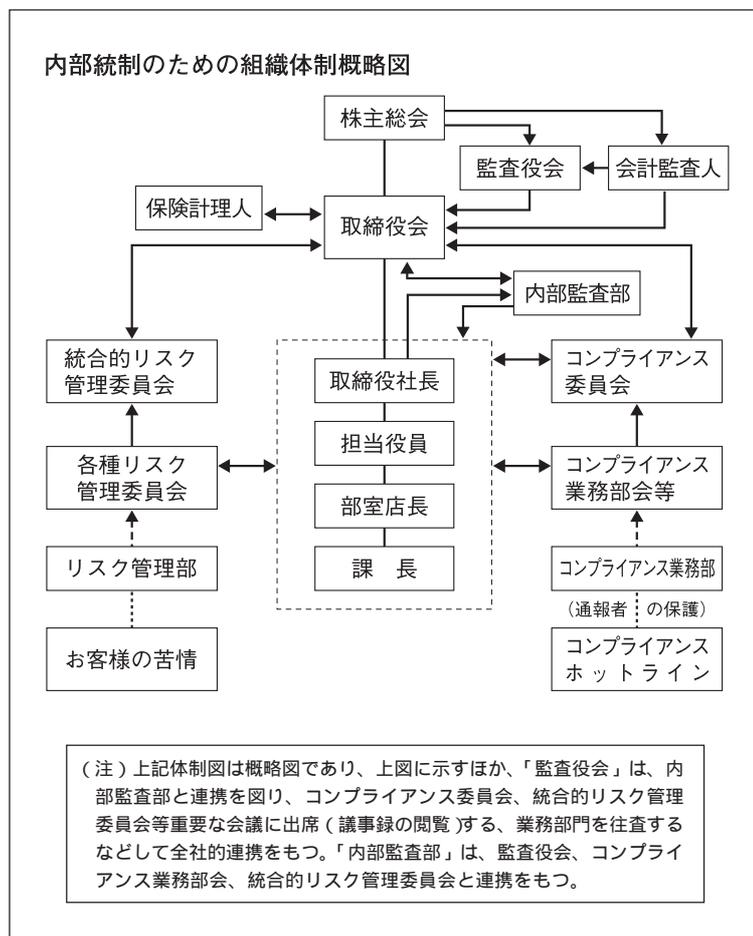
当社では、コンプライアンスについて、経営の最重要課題と位置づけ、「法令等遵守に係る基本方針」「朝日火災の勧誘方針」を定めています。

コンプライアンス推進のための体制としては、コンプライアンスの確立状況を把握し、強化するために、取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を、その下部組織として「コンプライアンス業務部会」を、また、各営業本部等に「本部コンプライアンス委員会」を設置し、会社全体のコンプライアンス統括部署としてコンプライアンス業務部を設けています。

指針としては「コンプライアンスマニュアル」を策定するとともに、「コンプライアンスプログラム」を作成し、役職員に徹底しています。

社内通報制度（「コンプライアンスホットライン」）を設けて、社内の自浄能力を促しています。

役職員の職務について、内部監査部は、営業活動をはじめとする業務全般が、法令等および社内の諸規程に従い適切に行われているかを基本に、各部門に対して、内部監査実施要領に基づき監査を実施しています。その結果については、取締役社長、取締役会、監査役、コンプライアンス業務部会、コンプライアンス業務部、リスク管理部に報告をしています。



2 反社会的勢力等への体制

反社会的勢力等による不当要求等に対して、「反社会的勢力への対処」に対する行動指針、「法令等遵守に係る基本方針」、社内マニュアル等に明文の根拠を設け、組織全体として対応しています。具体的には、市民社会の秩序や安全、役職員の安全を確保するために、警察等外部の専門機関との緊密な連携関係の構築を通じて、一切の不当要求の拒絶を行います。

3 顧客保護等に関する体制

お客様の苦情（お客様の声）を宝物として受け止め、日々の苦情（お客様の声）を毎日、全取締役にメール配信するほか、当該苦情の発生原因を分析し、速やかに対応を実施しています。苦情は、月毎に発生状況を部長会へ報告し、半期毎に発生、原因、対策を分析し取締役会、各種リスク管理委員会等へ報告される体制を構築しています。

また、ご契約のあったお客様、保険金支払のあったお客様へアンケートを実施し、業務改善に役立てています。

保険金等の支払について、お客様から苦情のあった事例などについては、外部の医師、弁護士を委員とする「保険金等支払管理委員会」で審議する体制を構築しています。

4 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

「文書保存規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下「文書等」という）に記録し、保存します。取締役および監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できます。

5 財務報告の適正性を確保する体制

財務報告については、「有価証券報告書等の適正性に関する規程」を制定し、財務文書の適正性を確保しています。

6 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク全般の把握とその管理体制の強化のために、リスク全般を統括する組織として、「統合的リスク管理委員会」を設置し、取締役会へ定期的に報告を行っています。取締役会は、その報告に基づき、経営に影響を与えるリスク情報を確認し、対応策等を検討しています。

統合的リスク管理委員会の下部組織として「保険引受リスク管理委員会」「資産運用リスク管理委員会」「事務リスク管理委員会」「システムリスク管理委員会」「その他リスク管理委員会」の5つの委員会を設置し、各種リスクの把握、分析、評価、管理を行っています。また、会社全体のリスク管理統括部署としてリスク管理部を設けています。リスク管理体制を具体的に推進するために、「リスク管理基本方針」および「統合的リスク管理方針」の下に「統合的リスク管理規程」を策定し、実行しています。

また、お客様の苦情を宝物として受け止め、対応する組織（お客様相談センター）をリスク管理部に組み入れています。

さらに、資産運用リスク、保険引受リスクなどのリスク管理の高度化を図るため、統合的リスク管理委員会内に「ALM（資産、負債の総合管理）分会」を設置しています。

7 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、「取締役会規程」に基づき、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行います。取締役会では、内部監査結果、コンプライアンス委員会、統合的リスク管理委員会の審議結果を参考に重要事項の意思決定が速やかに行われる体制を構築しています。

取締役の職務の執行にあたっては、毎年度初めに、「業務方針」を定めるとともに、適正な予算の編成と執行を行い、全社的な業務の効率化を実施しています。

また、「職務権限規程」、「事務分掌規程」により取締役の権限および責任の範囲の明確化を行っています。

8 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社および子会社の内部統制に関して責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えています。管理の実効性を高めるため、「朝日火災海上保険株式会社子会社管理規程」を定め、本社コンプライアンス業務部およびリスク管理部はこれらを横断的に推進し、管理しています。また、内部監査部は子会社の内部監査を実施し、内部管理体制等の有効性を検証しています。

9 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該役職員に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する体制

現在、監査役の職務を補助すべき専属の使用人は配置していませんが、総務部が監査役の業務補助をすることとし、その人事については、担当取締役と監査役が意見交換を行ったうえで決定します。

10 取締役および使用人が監査役に報告する体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会のほか重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、コンプライアンス委員会や統合的リスク管理委員会などの重要な会議に出席（または議事録の閲覧）するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧します。また、必要に応じて直接役職員より報告を受けます。

さらに、取締役は、職務執行に関し重大な法令もしくは社内ルール違反または会社へ著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役会に報告を行うこととしています。

11 その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保する体制

監査役は、代表取締役と随時、監査上の重要課題等について意見交換会を設定します。

監査役は、内部監査部、会計監査人から監査内容等について報告を受けるとともに、緊密な関係を保ちます。

2. リスク管理の体制

保険事業をとり巻く経営環境の中で、様々なリスクを的確に把握、管理していくことが、経営の重要課題となっています。このため、リスク全般の把握とその管理体制を強化するために様々なリスクを統合して管理するリスク管理部を設置し、各「リスク管理委員会」とそれらを横断的に統括した「統合的リスク管理委員会」で実効性のあるリスク管理を行っています。

(1) リスクの種類とリスク管理の方法

当社では、保険事業に係るリスクを以下のように分類し、各々のリスクにかかわる業務を所管する統括部門を事務局とする各リスク管理委員会で、リスクの把握、分析、評価、管理を行っています。

委員会	リスク分類	リスクの定義	リスク管理への取り組み
保険引受リスク管理委員会	保険引受リスク	経済情勢や保険事故の発生率などが保険料設定時の予測に反して変動することにより、当社が損失を被るリスク	<p>保険事故の発生状況、金利動向、経済情勢などをふまえて、保険商品の収支状況の分析、将来収支予測などを実施してリスクの把握に努めるとともに、リスクの特性・規模に応じた諸準備金の積立て、再保険手配を実施しています。</p> <p>併せて、保険引受にあたっては、リスクの特性に応じ設定された引受基準を厳正に運用しています。</p> <p>なお、再保険に関する方針などは次ページに記載の通りです。()</p>
資産運用リスク管理委員会	市場リスク	<p>金利の変動により収益が減少したり、キャッシュフローが不安定化するリスク</p> <p>価格の変動により資産価値が減価するリスク</p> <p>外国為替相場の変動により損失を被るリスク</p>	<p>運用資産の残高・含み損益状況の把握に努めるとともに、リスク限度額を具体的に定め、バリュウ・アット・リスク法によるリスク量の計測などを行うことにより、リスクの適切な管理に努めています。</p> <p>また、通常の市場変化を超える動きが発生した場合の損失額の検証として、ストレス・テストを定期的実施し、その結果と資本との比較を行っています。</p>
	信用リスク	与信先の財政状況悪化などにより、資産の価値が減少ないし消滅し、当社が損失を被るリスク	<p>個別取引に際しては、厳正に信用リスクを分析・審査を行ったうえ、投融資を実施しています。</p> <p>また、厳格な資産の自己査定により適切な償却、引当を行っています。</p>
	流動性リスク	予期せぬ資金流失により資金繰りが悪化し、資金の確保に通常よりも著しく低い価格での資産売却を余儀なくされることにより当社が損失を被るリスク	<p>新契約、解約、満期などの資金移動に関する情報収集・分析に努め、適切な資金繰り管理に努めるとともに、大規模災害発生時の資金確保態勢に留意し、資金調達のための資産の流動化が円滑に行えるよう、常時、取引環境などを注視しています。</p>

委員会	リスク分類	リスクの定義	リスク管理への取組み
事務リスク管理委員会	事務リスク	当社の役職員および保険募集人が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正などを起こすことにより当社が損失を被るリスク	各業務分野について、事務手順・ルールなどに関するマニュアルの整備を行うとともに、所属部署における自主点検・内部監査部による内部監査などを参考に事務の改善、事務水準の向上に努めています。
システムリスク管理委員会	システムリスク	コンピュータシステムのダウン、誤作動、不備、ならびに不正使用などに起因して当社が損失を被るリスク	内部管理およびリスク管理の状況を把握し、また経営方針の戦略目標に沿ったシステムを稼働します。また、顧客情報に関しては、「システムリスク管理規程」に基づき、厳正な取扱いを徹底しています。
その他リスク管理委員会	その他リスク	経営リスク、風評リスク、労務リスク、子会社リスク、パンデミックリスク等、当社経営に重大な影響を与える恐れのあるリスク	当社経営に重大な影響を与える恐れのあるリスクの発生状況等を把握し、リスクに応じた対策を策定しています。

() 再保険について

(1) 再保険を付す際及び再保険を引き受ける際の方針

再保険を手配する（これを「出再」といいます。）に当たっては、確実に回収出来ることを第一と考え、出再先である保険会社は一定の基準を満たした信用力の高い保険会社を選定しており、再保険を引き受ける（これを「受再」といいます。）に当たっては、国内受再は慎重な判断のもとに引き受け、海外からの受再は引受リスクの精査が難しいことなどから原則として行っていません。

(2) 再保険カバーの入手方法

再保険者から直接取得する方法と再保険ブローカー経由で取得する方法を併用しています。

(3) 主要な集積リスクである地震災害リスク及び台風災害リスクについて

地震や台風などの集積リスクを軽減する仕組みとして再保険カバーがあり、取引内容・条件などを定めた再保険契約を再保険者との間で締結しています。これはあらかじめ再保険者との間で一定期間の再保険が円滑に履行されるよう取り交わされるもので、これにより多数の契約が継続的・自動的に再保険処理されます。

地震災害リスクの再保険手当てとして、保険契約の一定割合を自動的に出再する形態や損害について一定の保有損害額に達するまでは当社が負担し、損害がこれを超過した場合にその超過損害を再保険者が負担する形態の再保険カバーを設定しています。出再上限額設定に当たって、個々のリスクの集積状況を地区別に把握・管理し、外部機関によるモデリングデータも勘案しつつ関東大震災クラスを想定した再保険カバーを設定しています。

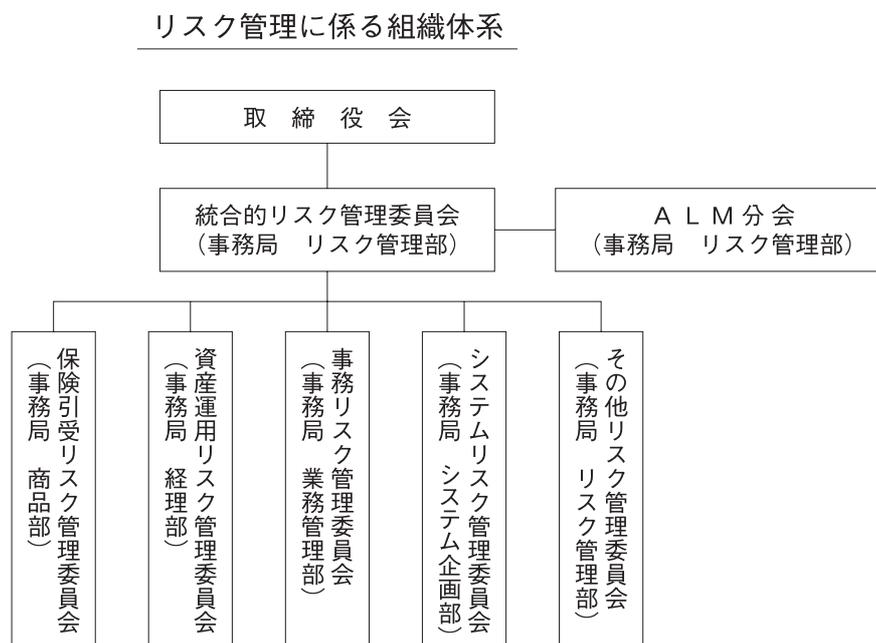
台風災害リスクの再保険形態や出再上限額設定についても地震災害リスクと同様に行っており、伊勢湾台風クラスを想定した再保険カバーを設定しています。

(2) リスク管理の体制

当社では、上記のような各リスク管理委員会を設置するとともに、主要リスクごとに主管部署を定めて管理しています。そして、リスク全般を統括する組織として、リスク管理部を事務局とする「統合的リスク管理委員会」を設置し、取締役会へ定期的に報告を行います。

また、ALM（資産と負債の総合管理）を行う組織として、リスク管理部を事務局とする統合的リスク管理委員会（ALM分会）を設置し、取締役会へ定期的に報告を行います。

取締役会は、その報告に基づき、経営に影響を与えるリスク情報を確認し、対応などを検討することとしています。



3. 健全な保険数理に基づく責任準備金の確認についての合理性及び妥当性

(1) 第三分野における責任準備金の積立の適切性を確保するための考え方

第三分野に係る保険商品(注1)は医療政策等の外的要因の影響を受けやすく、また保険期間が長期に渡ることから将来の保険事故の発生に関し不確実性を有しています。

この不確実性に対する適切な責任準備金を積み立てるため、保険事故の実績に応じた検証として、ストレステスト(注2)および負債十分性テスト(注3)を行っています。

(注1) 第三分野に係る保険商品

第三分野に係る保険商品とは、一般的には医療保険やがん保険、介護保険のような疾病や傷害による保険金や治療のための給付金が支払われる保険商品をいいます。

当社においてストレステストおよび負債十分性テストの対象となる保険商品は、介護費用保険および長期所得補償保険となります。

(注2) ストレステスト

ストレステストとは、保険商品の販売に際し予め設定した事故発生率に基づく将来の支払保険金予測値と、販売後の支払保険金の実績に基づく将来の支払保険金予測値とを比較し、前者が後者を上回っているかを確認するテストをいいます。後者が前者を上回る場合は危険準備金を積み立てることとしています。

(注3) 負債十分性テスト

負債十分性テストとは、ストレステストにおいて危険準備金を積み立てた場合に、支払保険金に加え、事業費等も考慮に入れた収支分析を行い、将来の資産が負債である保険料積立金を上回っているかを確認するテストをいいます。負債が資産を上回る場合は追加責任準備金を積み立てることとしています。

(2) ストレストテスト・負債十分性テストにおける危険発生率などの設定水準の合理性及び妥当性

ストレストテストにおける危険発生率は、弊社の支払保険金の実績に基づき、将来10年間に見込まれる支払保険金のリスクに関する97.7%をカバーできる水準とし、事業費率および保険契約継続率等は弊社の実績に基づき合理的かつ妥当なものとしています。

(3) テストの結果

平成23年度決算における検証の結果、危険準備金 10百万円、追加責任準備金1,141百万円を積み立てています。

4. 法令遵守の体制と勧誘方針

- (1) 当社では、法令等遵守（コンプライアンス）について、経営の最重要課題と位置づけ、その課題を達成するために「法令等遵守に係る基本方針」として次のとおり定めています。

法令等遵守に係る基本方針

1. 法令等を遵守します。

法令や社内規定、社会規範を厳格に遵守し、企業倫理に基づいた公正で公平な事業活動を行ないます。

2. 公共的使命と社会的責任を認識し、信頼される企業となるよう努めます。

損害保険事業の公共性、社会性を十分認識し、健全かつお客様の立場に立った事業活動を展開し、社会からより信頼される企業となるよう努めます。

3. 反社会的勢力に対しては、断固とした姿勢で臨みます。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、断固とした姿勢で臨みます。

また、企業として自覚と責任ある行動を徹底するため、「行動指針」を定めています。（4ページ参照）

- (2) 当社では、「勧誘方針」を定めて、適正な金融商品の販売、勧誘に努めています。

【 朝 日 火 災 の 勧 誘 方 針 】

「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、朝日火災海上保険の金融商品の勧誘方針をお知らせいたします。

1. 保険商品の販売に際しましては、保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法およびその他各種法令などを遵守し、適正な保険販売を心がけます。またお客さまに重要な事項について正しくご理解していただけるように適切な説明を行うよう努めてまいります。
2. お客さまの保険に関する知識、経験、保険加入目的、財産状況等を総合的に勘案し、お客さまのご意向と実情に沿った適切な保険商品のご案内に努めてまいります。
3. 保険商品のご説明やご契約の際には、お客さまの立場に立って、時間、場所等について十分に配慮するよう心がけます。
4. 保険金の不正取得を防止する観点から、適切な保険販売を行うよう努めてまいります。
5. 万が一保険事故が発生した場合の、保険金のお支払いにつきましては、ご契約の内容に従い、迅速かつ的確に手続きが行われるよう努めてまいります。
6. お客さまからのお問い合わせには、迅速、適切、丁寧に対応するとともに、ご意見・ご要望につきましては、商品の開発、販売方法等に活かしてまいります。
7. お客さまへ適正な勧誘・販売を行うため、社内体制の整備や販売にあたる者の研修・指導に取組みます。
8. お客さまと直接対面しない保険販売を行う場合においては、説明方法等に工夫を凝らし、より多くのお客さまにご理解いただけるよう努めてまいります。
9. 【お問い合わせ】ご相談・お問い合わせにつきましては、下記までご連絡いただきますようお願いいたします。

 **朝日火災海上保険株式会社**〔お客様相談センター〕

☎ 0120 - 11 - 5603

受付時間 平日 午前9：00～午後5：00

年末年始は除きます。

携帯電話・PHSからもご利用できます。

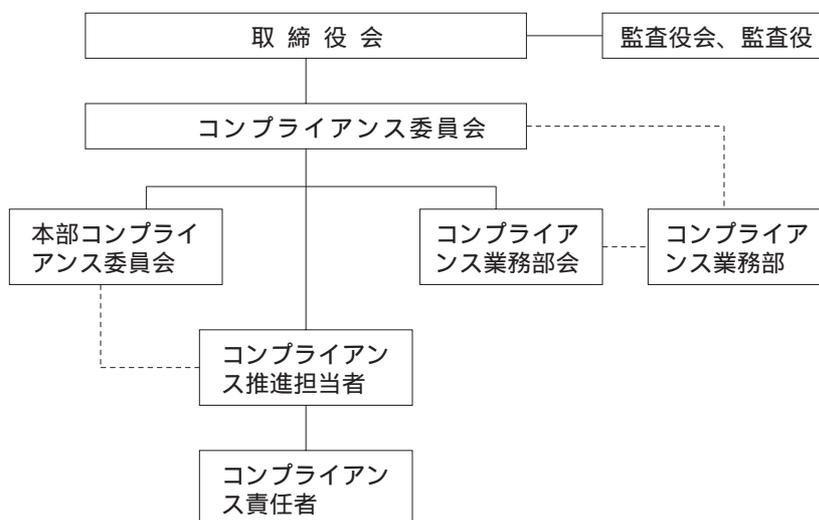
(平成21年4月1日改定)

- (3) 当社では営業店、サービスセンターおよび本社管理・業務部門に「コンプライアンス責任者」を配置し、コンプライアンスを徹底すると共に、社員のコンプライアンス・マインドを向上することに努めています。

同時に、本部コンプライアンス委員会事務局長を「コンプライアンス推進担当者（コンプライアンス・オフィサー）」として、社員又は所属する代理店に対し、コンプライアンスの教育・管理・指導を行うことにし、法令遵守体制を着実に確立するように努めています。

- (4) 当社では、社内のコンプライアンスの確立状況を把握し、強化するために社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」とその下部組織として本社内に「コンプライアンス業務部会」を、また各本部に「本部コンプライアンス委員会」を設置し、会社全体のコンプライアンス統括部署として「コンプライアンス業務部」を設けています。

コンプライアンス推進体制



- (5) コンプライアンス体制を具体的に推進するために、「コンプライアンス・プログラム」を策定し、損害保険会社としての社会的責任と公共的使命を柱とした当社の「行動指針」や遵守すべき法令、違法行為および不正行為を発見した場合の対処を掲載した「コンプライアンス・マニュアル」を作成し、役職員へ徹底しています。
- (6) 全社員対象の「コンプライアンス研修」や「コンプライアンス・プログラム自主研修」などの研修を実施しており、こうした研修を通して、コンプライアンスの実践の浸透に取り組んでいます。

5. 社外・社内の監査体制

- (1) 当社は、法令などに基づき業務全般に亘る監査体制を整えています。

社内の監査役監査、および社外監査として「新日本有限責任監査法人」による会計監査、システム監査などを定期的に行っています。

(2) 当社は、社内監査を「内部監査部」が行っています。

監査は、営業活動をはじめとする業務全般が、法令などおよび当社の諸規定に従い適切に行われているかを基本に、各部門および代理店に対して、原則として年1回行っています。その結果については、取締役社長、取締役会、監査役、コンプライアンス業務部会、コンプライアンス業務部、リスク管理部に報告しています。

監査の目的は、過誤の是正および不正の防止をはかり、また、業務の正常な運営・改善を指導して、経営方針を確実にかつ効率的に実現させることにあります。

6. 個人情報保護

個人情報に対する取組方針を、あらかじめ分かりやすく説明することの重要性に鑑み、下記のとおり当社の個人情報保護に関する考え方及び方針に関する宣言を策定しました。

当社のホームページへ掲載するとともに、事務所の窓口で掲示・備付けることにより、公表しています。

また、「システムリスク管理規程及び危機管理計画（コンティンジェンシープラン）」を制定し、施行しています。

当社の個人情報に関する取扱いについて （当社のプライバシーポリシー） 当社の個人情報保護に関する基本方針

平成24年4月1日

 朝日火災海上保険株式会社

当社は、個人情報保護の重要性に鑑み、また、損害保険業に対する社会の信頼をより向上させるため、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）その他の関連法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインその他のガイドラインや一般社団法人日本損害保険協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」を遵守して、個人情報を適正に取り扱うとともに、安全管理については、金融庁及び一般社団法人日本損害保険協会の実務指針に従って、適切な措置を講じます。

当社は、個人情報の取扱いが適正に行われるように従業員および当社代理店等への教育・指導を徹底し、適正な取扱いが行われるよう取り組んでまいります。また、当社の個人情報の取扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直し、改善いたします。

(1) 個人情報の取得

当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

当社は、保険契約の申込書、保険金請求書、取引書類、アンケートなどにより個人情報を取得します。また、各種お問い合わせ、ご相談等に際して、内容を正確に記録するため、通話の録音などにより個人情報を取得することがあります。

(2) 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報を、次の目的および下記(5)、(6)、(7)に掲げる目的（以下、「利用目的」といいます。）に必要な範囲を超えて利用しません。

また、利用目的は、ホームページで公表するほか、申込書等に記載します。さらに、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページ等により公表します。

当社が取り扱う商品の販売・サービスの案内・提供（契約の引受審査、維持・管理、保険については損害査定業務を含みます。）を行うため。当社が取り扱う商品・サービスは次のとおりです。

- ・損害保険およびこれらに付帯・関連するサービス

当社の提携先企業の商品・サービスに関する情報の案内のため。

他の事業者から個人情報（データ）の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため。

市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品・サービスの開発・研究のため。

その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため。

利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うときは、個人情報保護法第16条第3項各号に掲げる場合を除き、ご本人の同意を得るものとします。

(3) 個人データの第三者への提供

当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

- ・法令に基づく場合
- ・当社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む委託先に提供する場合
- ・当社の提携先企業との間で共同利用を行う場合（下記(5)提携先企業との共同利用をご覧ください。）
- ・損害保険会社等の間で共同利用を行う場合（下記(6)情報交換制度等をご覧ください。）
- ・国土交通省との間で共同利用を行う場合（下記(7)国土交通省への個人データ提供をご覧ください。）

(4) 個人データの取扱いの委託

当社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データの取扱いを外部に委託することがあります。当社が、外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

当社では、例えば次のような場合に、個人データの取扱いを委託しています。

- ・保険契約の募集・損害調査に関わる業務

- ・ 保険業務の事務処理、印刷・発送に関わる業務
- ・ 情報システムの保守・運用に関わる業務

(5) 提携先企業との共同利用（当社の提携先企業については、現在ありません。）

当社および提携先企業は、その取り扱う商品・サービスを案内または提供するために、各社間で次の条件のもと、個人データを共同利用します。

個人データの項目：[例：住所、氏名、電話番号・電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容]

管理責任者：当社

(6) 情報交換制度等

損保業界の情報交換制度について

当社は、保険契約の締結又は保険金の請求に際して行われる不正行為を排除するために、損害保険会社等との間で、個人データを共同利用します。また、自賠責保険に関する適正な支払のために損害保険料率算出機構との間で、個人データを共同利用します。詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ（<http://www.sonpo.or.jp>）または損害保険料率算出機構のホームページ（<http://www.nlro.or.jp>）をご覧ください。

代理店等情報の確認業務について

当社は、損害保険代理店の適切な監督や弊社の社員採用等のために、損害保険会社との間で、損害保険代理店等の従業者に係る個人データを共同利用しています。また、損害保険代理店への委託等のために、一般社団法人日本損害保険協会が実施する損害保険代理店試験の合格者等の情報に係る個人データを共同利用しています。詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ（損害保険会社が共同利用する制度について）をご覧ください。

(7) 原動機付自転車・軽二輪自動車に係る無保険車防止のための「国土交通省への自賠責保険のデータ提供」について

当社は、原動機付自転車および軽二輪自動車の自賠責保険の無保険車発生防止を目的として、国土交通省が自賠責保険契約期間が満了していると思われる上記車種のご契約者に対し契約の締結確認のはがきを出状するため、上記車種の自賠責保険契約に関する個人情報を国土交通省へ提供し、同省を管理者として同省との間で共同利用します。

詳細につきましては、国土交通省のホームページ（<http://www.jibai.jp>）をご覧ください。

(8) 信用情報の取扱い

当社は、保険業法施行規則第53条の9に基づき、信用情報に関する機関（ご本人の借入金返済能力に関する情報の収集及び当社に対する当該情報の提供を行うものをいいます。）から提供を受けた情報であってご本人の借入金返済能力に関するものを、ご本人の返済能力の調査以外の目的のために利用しません。

(9) センシティブ情報の取扱い

当社は、保険業法施行規則第53条の10に基づき、政治的見解、信教（宗教、思想及び信条をいう。）、労働組合への加盟、人種及び民族、門地及び本籍地、保健医療及び性生活並びに犯罪歴に関する個人情報（以下、「センシティブ情報」といいます。）を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用又は第三者提供を行いません。

- ・ 保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、ご本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用又は第三者提供する場合
- ・ 相続手続を伴う保険金支払事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用又は第三者提供する場合
- ・ 保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体若しくは労働組合への所属若しくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用又は第三者提供する場合
- ・ 法令等に基づく場合
- ・ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合
- ・ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- ・ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(10) ご契約内容・事故に関するご照会

ご契約内容に関するご照会については、取扱代理店、保険証券に記載または最寄りの営業課店にお問い合わせください。また事故に関するご照会については保険証券に記載の事故相談窓口および取扱営業課店にお問い合わせください。当社は、ご照会者をご本人であることを確認させていただいたうえで、対応いたします。

(11) 個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等

個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等に関するご請求については、下記(13)のお問い合わせ窓口までお問い合わせください。

当社は、ご請求者をご本人であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、後日、原則として書面で回答いたします。開示請求については、回答にあたり、当社所定の手数料をいただくことがあります。

当社が必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。

(12) 個人データの安全管理措置の概要

当社は、取り扱う個人データの漏えい、滅失またはき損の防止その他、個人データの安全管理のため、取扱規程等の整備および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。

また、当社が、外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

安全管理措置に関するご質問については、下記(13)のお問い合わせ窓口までお問い合わせください。

(13) お問い合わせ窓口

当社は、個人情報の取扱いに関する苦情・相談に対し適切・迅速に対応いたします。

[当社からのEメール、ダイレクトメール等による新商品・サービスの案内について、ご希望されない場合は、下記のお問い合わせ先までお申し出ください。]

当社の個人情報の取扱いや、保有個人データに関するご照会・ご相談、安全管理措置等に関するご質問は、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

朝日火災海上保険株式会社 お客様相談センター

所在地：〒101-8655 東京都千代田区神田美土代町7番地

電話：0120-115-476(フリーダイヤル)

受付時間：午前9時～午後5時、土日祝祭日・年末年始を除く

ホームページアドレス：<http://www.asahikasai.co.jp>

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人日本損害保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

お問い合わせ先

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター東京 (損害保険相談・紛争解決サポートセンター東京)

所在地：〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町2丁目9番地

電話：03-3255-1470

受付時間：午前9時～午後5時、土日祝祭日・年末年始を除く

ホームページアドレス：<http://www.sonpo.or.jp>

7. 反社会的勢力の排除のための基本方針

反社会的勢力への対応については「反社会的勢力への対処」に対する行動指針を次のとおり定めています。

「反社会的勢力への対処」に対する行動指針

- (1) 反社会的勢力とは、企業の経営、民事事件、スキャンダルなどに関して、自らまたは代理人となって不当な利益の要求を行い、暴行、脅迫その他の違法行為をもって不当な利益の実現を図る集団のことである。
- (2) 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、必ず複数で対応し、交渉場所は人目のつく場所とする。録音するなどの記録をとっておくことが必要である。
- (3) 警察の検挙を免れる手段として、暴力団やその関係者が正しい同和問題を行う団体とはまったく異なる団体、つまり「えせ同和団体」を作り、活動の拠点としている場合がある。
- (4) マネー・ローンダリングとは、薬物犯罪などの不正収益について金融機関の口座などを転々とさせることによって出所をわからなくすることをいう。
- (5) マネー・ローンダリング対策として、積立型保険（年金払積立傷害保険を除く）と200万円超の現金・小切手取引について本人確認を行う。不正収益にかかわる疑わしい取引については発生の日速やかに金融庁に届出の必要がある。
- (6) 反社会的勢力への法的対応策としては、交渉窓口を弁護士に一任する、仮処分命令等の申し立てを行う、被害届の提出や告訴を行うなどの処置を検討する。
- (7) 暴力団らしき団体については最寄の「暴力追放運動推進センター」や弁護士会の「民事介入暴力被害救済センター」に相談する。

8. 利益相反管理方針の概要

平成21年7月に「利益相反管理方針」を策定し、公表しています。

利益相反管理方針

朝日火災海上保険株式会社（以下「当社」といいます。）は健全かつ適切な損害保険業務を行うにあたり、次のとおり利益相反管理方針を定め、これを遵守することによりお客様の利益を不当に害することのないように、利益相反取引の管理に努めてまいります。

1 利益相反取引

「利益相反取引」とは、(1)当社または当社のグループ会社（以下「当グループ」といいます。）とお客様の間、または(2)当グループのお客様相互間において、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2 利益相反のおそれのある取引の種類と特定方法

対象取引の個別事情を検討のうえ、利益相反のおそれのある取引に該当するか否かを特定します。

3 利益相反のおそれのある取引の管理の方法

当社は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合、以下のような管理方法により当該お客様を保護します。

- ・ 情報遮断措置の実施
- ・ 取引条件または方法の変更、取引の中止
- ・ 利益相反に係るお客様への開示

4 利益相反管理体制

当社はコンプライアンス業務部担当役員を利益相反管理統括者とし、コンプライアンス業務部を利益相反管理部署とします。

本方針に沿って、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反のおそれのある取引の管理を的確に実施し、その有効性の検証を定期的に行います。

また、役職員に対し本方針に基づいた研修を実施し、利益相反のおそれのある取引の管理について周知徹底いたします。

9. CSR（企業の社会的責任）と社会貢献活動

(1) 西アフリカの人達を支援する会を応援

社会貢献活動の一環として、特定非営利活動法人サパ＝西アフリカの人達を支援する会に加入し、毎年カレンダーの購入などを通して支援活動を行っています。

サパ＝西アフリカの人達を支援する会とは、砂漠化の進む西アフリカの農村に住む人々が自立し、平和で健康な暮らしが実現できるよう、相互協力することを目的として設立し、西アフリカの農村自立実現のための諸プロジェクト企画、研究及び実施、 の実施に必要な資金の調達、 会員募集及び国内外での広報活動、 その他、会の目的達成に必要な活動を行っています。

(2) 日本損害保険協会の一員としての社会貢献活動

当社は当社独自の社会貢献活動のほか、「一般社団法人 日本損害保険協会」(以下「損保協会」といいます。)の一員として、次のとおり損保業界として「社会の安全・安心への貢献事業」に参画し、損保業界としても社会貢献活動に取り組んでいます。

主な取組みは以下のとおりです。

ア 環境問題への取組み

リサイクル部品活用の推進

自動車の利用者に、自動車を修理する際に部品を交換するのではなく、できるだけ補修をすることで廃棄される部品を減らせることや、交換が必要な場合でも、新品ではなく、リサイクル部品を利用することで、廃棄物と同時に製造時に発生するCO₂排出量も減らせることを訴えるため、業界統一ロゴを作成し、チラシや専用ホームページで啓発をしています。



平成23年度は、会員各社自らが社有車の修理に積極的にリサイクル部品を活用することを宣言するとともに、個社毎の取組みを実施したほか、平成23年11月～12月には関係省庁の後援および関連団体の協賛を得て、リサイクル部品活用推進キャンペーン（チラシ配布等による啓発とリサイクル部品の利用状況と満足度アンケート調査）を実施しました。

エコ安全ドライブの推進

環境にやさしく、安全運転にも効果がある「エコ安全ドライブ」の普及啓発のため、自動車教習所でのビデオクリップ放映、各種リーフレット・ステッカーの作成・交付を行っています。

環境問題に関する目標

損保業界では、地球温暖化の大きな原因である二酸化炭素の削減および循環型社会形成に向けた廃棄物の削減に関する目標を定め、取り組んでいます。



イ 防災・自然災害対策

地域の防災力・消防力強化への取組み

(ア) 軽消防自動車の寄贈

小型動力ポンプ付軽消防自動車を全国自治体や離島に寄贈しています。



(イ) 防火標語の募集と防火ポスターの制作

防火意識の高揚、普及、啓発を目的として防火標語の募集を行い、入選作品である「全国統一防火標語」を掲載した防火ポスターを制作し、全国の消防署をはじめとする公共機関等に寄贈し、全国各地の防火意識の啓発・PR等に使用いただいています。



(ウ) ハザードマップを活用した自然災害リスクの啓発

各市町村作成のハザードマップを通じて、洪水や地震などの自然災害リスクの周知・理解促進を行い、自然災害に対する備えの重要性を知ってもらう啓発活動を進めています。

地域の安全意識の啓発

(ア) 実践的安全教育プログラム「ぼうさい探検隊」の普及

子どもたちが楽しみながらまちを探検し、まちにある防災、防犯、交通安全の施設等を発見してマップにまとめる実践的安全教育プログラムである「ぼうさい探検隊」の普及を通じ、安全教育の促進を図っています。



(イ) 地域防災リーダーの育成

大学生が災害時に地域防災リーダーとして活躍してもらうことを目的として、作られた防災ボランティアプログラムの紹介・実践を通じ、地域防災リーダーの育成を図っています。

(ウ) 幼児向けの防災教育カードゲーム「ぼうさいダック」の作成・普及

幼児向けに、遊びながら災害から身を守るポーズが学べるカードゲームを作成・普及し、防災意識の定着を図っています。

ウ 交通安全対策

交通事故防止・被害者への支援

自賠責保険事業から生じた運用益を以下のような自動車事故防止対策・自動車事故被害者支援等に活用しています。

・ 自動車事故防止対策

若年者向け交通マナー教育拡充事業支援、飲酒運転根絶事業支援等

・ 自動車事故被害者支援

高次脳機能障害者支援等

- ・ 救急医療体制の整備
救急外傷診療研修補助、ドクターヘリ体制整備補助等
- ・ 自動車事故の医療に関する研究支援
- ・ 適正な保険金支払のための医療研修等
交通安全啓発活動

(ア) 交差点事故防止活動

事故の多い交差点（その付近も含む）での事故防止を目的に、47都道府県単位で事故の多い交差点5カ所の特徴や注意点をまとめた「全国交通事故多発交差点マップ」を損保協会のウェブサイトで公開しています。



(イ) 自転車事故防止活動

自転車事故の実態やルールとマナーを解説し、また、事故に備える保険や自転車事故による高額賠償事例を紹介した冊子「知っていますか？自転車の事故」や「小学生のための自転車安全教室～たのしくまなぶルールやマナー～」を作成して、自転車事故防止の啓発を行っています。

(ウ) シニアドライバーの事故防止活動

シニアドライバーの交通安全啓発の取り組みとしてチラシ「シニアドライバーのための交通安全のすすめ」を作成しています。チラシでは、事故が起きやすい場面の例や、交通事故原因を、わかりやすくイラストやグラフで記載しているほか、安全運転力のチェック項目を記載し、「事故防止のためには、自分の運転を客観的に評価し、常に安全運転の基本動作が出来ているか意識することが重要」であることを呼びかけています。



(エ) 飲酒運転防止活動

飲酒運転を許さない社会の構築と飲酒運転事故撲滅を目指して、冊子「飲酒運転防止マニュアル」の作成や講習会への講師派遣、イベント等における啓発展示等の活動を行っています。

エ 犯罪防止対策

盗難防止の日（10月7日）の取り組み

損保協会では、自動車盗難、車上ねらい、住宅侵入盗難に対する防止啓発を目的として10月7日を「盗難防止の日」と定め、平成15（2003）年から毎年、全国47都道府県の約60カ所の街頭で損保社員、警察関係者などが盗難防止啓発チラシとノベルティを配布し、盗難防止を訴えています。

自動車盗難の防止

損保協会では、「自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム」に平成12（2001）年の発足当初から民間事務局として参画し盗難対策に取り組み、また、イモビライザ（自動車盗難防止装置）の標準装備や防犯性能の高いカーナビの普及などを実現する

ため、関係省庁・団体に要望提言を行っています。

啓発活動

犯罪や事故について大人と子どもと一緒に考えることで防犯意識を高めることを目的に「子供を犯罪・事故から守る手引き」を作成しています。また、身近に起こる犯罪対策と防犯活動を取りまとめた「くらしの防犯カルテ」や防犯啓発ビデオも作成しています。

10. 東日本大震災への対応

(1) 当社としての取り組み

平成23年3月に発生した東日本大震災では、損害保険事業の公益性に鑑み、親切な対応、迅速な保険金のお支払いをモットーに下記の取り組みを行うなど、全社員一丸となって被災者の復興支援を進めてきました。平成24年3月30日時点で、11,559件13,629百万円の保険金をお支払いしました。

ア 「地震保険相談ダイヤル」の開設

平成23年3月19日、東日本大震災による被災者の方々の地震保険に関する様々なご質問に迅速に対応できるよう、専用フリーダイヤルとして「地震保険相談ダイヤル」を開設しました。受付時間は、平日・休日問わず午前9時から午後5時までとし、毎日被災者の方々のニーズに応えることができる体制を整えました。

イ 「朝日火災安心コールセンター」の開設

平成23年4月5日、被災地域の当社の地震保険全ご契約者様に被害状況確認を電話で行う「朝日火災安心コールセンター」を開設し、いち早く安心をお届けしました。これにより、ご契約者様に速やかに保険金をお支払いすることができました。

ウ 義捐金の寄贈

当社は東日本大震災により被害を受けられた被災地の復興と、被害に見舞われた方々が1日でも早く平常の生活に戻られるよう支援するため、当社全役職員に義捐金を募りました。その結果、502名から3,286千円の義捐金が集まり、日本赤十字社に寄付しました。

(2) 損害保険業界としての取り組み

平成23年3月に発生した東日本大震災では、地震保険における「被災者の生活の安定に寄与する」という社会的使命を遂行するため、会員各社の枠を超え、「一般社団法人 日本損害保険協会」(以下「損保協会」といいます。)に「地震保険中央対策本部」を設置し、損害保険業界が一丸となり、以下の取り組みを進めました。

その結果、損害保険業界全体で平成24年4月2日現在1兆2千億円の地震保険金のお支払いを完了しました。

同じくする地域を決定し、航空写真・衛星写真や現場踏査を通じて、壊滅的な被災を受けた地域を「全損地域」と認定しました。全損地域に所在する地震保険契約については、会員各社は損害調査を省略し、迅速に地震保険金額全額をお支払いしました。

また、お客様のご請求にお役立ていただくため、「全損地域」を損保協会ホームページで公表しました。

エ 地震保険金請求手続きの簡素化

地震災害を被った木造建物やその収納家財の損害調査において、現場立会調査に加え、一定の条件に合致する場合には、現場立会調査を省略し、お客さまが撮影された写真等による自己申告に基づく書面での損害調査を導入しました。

また、立入りが規制されている福島第一原発事故に伴う警戒区域等に関しても、自己申告に基づく書面調査を実施しました。

オ 義捐金の寄贈

損保協会は、東日本大震災により被災された皆さまへの支援に役立ていただくため、会員会社26社からの拠出を受け日本赤十字社に対して義捐金10億円を寄付しました。

Ⅲ 当社の主要な業務の内容

当社は、損害保険業として、損害保険の引受、保険料の収納、保険金の支払、損害保険の再保険事業、保険料として収受した金銭その他の資産の運用を行っています。

1. 取扱い商品（主なもの）

(1) 万一の際の充実補償と満期返れい金が楽しみな積立型火災保険

スーパージャンプ（満期戻総合保険）

充実の補償に加え、満期返れい金が楽しみな火災保険です。

1. 建物および家財などについて、火災、落雷、破裂、爆発、風災、水災、盗難などさまざまな災害・費用について保険金をお受け取りになれます。
2. 1回の災害でお受け取りになる保険金が災害発生時のご契約金額に満たない限り、何回でも保険金をお受け取りになれます。
3. 満期返れい金のタイプはW7型からW30型まで5種類。お支払方法は、一時払・年払・半年払・月払からお選びいただけます。

* W7型、W11型、W15型、W20型、W30型とはそれぞれご契約時の保険金額の7%、11%、15%、20%、30%を満期返れい金とするタイプです。

* W7型、W11型、W15型、W20型の保険期間は5年です。

* W30型は一時払専用タイプで、保険期間は6年です。



(2) 建物や家財に対する損害を補償する火災保険

ホームアシスト（家庭総合保険）

リスク細分型の住宅専用火災保険です。お住まいの補償から日常生活の補償まであなたの暮らしをお守りします。

1. 保険金のお支払いは新価・実損払です。
2. 風災・雹（ひょう）災・雪災危険および水災危険（損害割合が30%以上または床上浸水もしくは地盤面より45cmを超える浸水に限ります。）も実損でお支払いします。
3. 破損・汚損損害などをお支払いする契約パターンも選択可能です。
4. 3つのプランより補償内容をお選びいただけます。
5. ニーズにお応えできる充実したオプションをご用意しました。

住宅火災保険

大切なお住まいや家財への火災、落雷、破裂・爆発、風災・雹（ひょう）災・雪災の事故による損害に対して保険金をお支払いします。

住居のみに使用されている建物とそこにある家財が対象です。

住宅総合保険

住宅火災保険の上級商品です。火災や破裂・爆発をはじめ、盗難や洪水などの水災、持ち出し家財の損害に至るまで、多くの災害



による損害に対して保険金をお支払いします。

普通火災保険

お店や事務所などの建物や営業用什器・備品、商品などの動産について、火災、落雷、破裂・爆発、風災・雹（ひょう）災・雪災の事故による損害に対して保険金をお支払いします。

店舗総合保険

普通火災保険の上級商品です。火災や破裂・爆発をはじめ、洪水などの水災や通貨、預貯金証書の屋内での盗難に至るまで、多くの事故に対して保険金をお支払いします。



(3) 地震保険

専用住宅・店舗併用住宅などの居住用の建物およびその収容家財を対象に、前記のスーパージャンプ（満期戻総合保険）や火災保険種目に付帯してご契約いただけます。

(4) 安全なクルマ社会とドライバーのための自動車保険

(アサップ)

A S A P（個人用自動車保険）

～個人のお客さまに補償とサービスで安心をご提供する保険～
自動車を運転される際に必要な補償（「相手方への補償」、「ご自身・同乗者の補償」）をセットにした個人のお客さま専用の自動車保険です。

すべてのご契約で、ロードアシスタンスサービスをご利用いただけます。

保険料を算出する際のリスク区分を「運転免許証の色」と「運転される方の年齢」に限定し、お客さまにわかりやすい自動車保険であるとともに、お客さまのニーズに合わせてオリジナルの特約・割引をご用意しています。

P A P（総合自動車保険）

～お客さまのさまざまなニーズに幅広く対応できる保険～

自動車の運転に関する補償（「相手方への補償」、「ご自身・同乗者の補償」、「お車の補償」）をお客さまのニーズに合わせて、自由に組み合わせてご契約いただける自動車保険です。

ご契約をされる方（個人・法人）やお車の種類（用途車種）に関わらずご契約いただけます。

さらに、お客さまのニーズに合わせてオリジナルの特約や割引もご用意しています。

B A P（自動車保険）

販売用・受託自動車等特殊契約専用の保険です。

自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）

自賠法により原則としてすべての自動車が加入する強制保険です。対人賠償事故により他人を死傷させ法律上の損害賠償責任を負われた場合に保険金をお支払いします。



(5) 暮らしに大きな安心とゆとりを補償する傷害保険と賠償責任保険

傷害総合保険

日本国内・国外を問わず、傷害事故により介護が必要になったときに介護保険金を、犯罪被害で死亡したときなどに被害事故補償保険金をお支払いするなど、従来の傷害保険にない幅広い補償を提供する傷害保険の上級商品です。

普通傷害保険

日本国内・国外を問わず、日常生活において、急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被った場合に保険金をお支払いします。

家族傷害保険

普通傷害保険の「家族版」で、本人に加え、配偶者および親族の傷害についても保険金をお支払いします。

交通事故傷害保険

日本国内・国外を問わず、交通事故や建物火災によって傷害を被った場合に保険金をお支払いします。

ファミリー交通傷害保険

交通事故傷害保険の「家族版」で、本人に加え、配偶者および親族の交通傷害についても保険金をお支払いします。

国内旅行傷害保険

国内旅行中に被った傷害などに対して保険金をお支払いします。

海外旅行保険

海外旅行を目的としてご自宅を出発してから帰宅するまでの間の傷害などに対して保険金をお支払いします。

こども総合保険

満23歳未満の者または学校教育法に定める学校の学生および生徒を対象とし、傷害のほか、扶養者が傷害により死亡した場合の学業費用などに対して保険金をお支払いします。

所得補償保険

病気やケガによって就業不能となった場合に失われる所得などの損失を補償します。

ゴルファー保険

日本国内、国外を問わずゴルフプレー中に他人にケガをさせたり、他人のものを壊したことによる賠償損害のほか、プレー中のご自身のケガ、ゴルフ用品の盗難やゴルフクラブが破損・曲損した場合、または日本国内でのホールインワン達成時の祝賀会費用などに対して保険金をお支払いします。

自治会活動保険

町内会や自治会などが行う自治会活動中に、その活動に起因して他人にケガをさせた



り、他人のものを壊したことにより負担する法律上の損害賠償や住民の急激かつ偶然な外来の事故によるケガ、招待した方への傷害見舞費用、行事の中止に伴う費用損害（雨天中止時の仕出弁当キャンセル料や会場の使用料など）に対して保険金をお支払いする保険です。

(6) 満期返れい金が楽しみな積立型傷害保険

積立家族傷害保険・積立普通傷害保険

積立型の家族傷害保険・普通傷害保険で、満期時には満期返れい金をお受け取りになれます。



(7) 貨物の安全な輸送を守る運送保険・海上保険

運送保険

日本国内でトラック・鉄道など主として陸上輸送（河川・湖沼を含みます。）航空輸送またはフェリーボート輸送される貨物が、輸送中に偶然な事故によって生じた損害に対して保険金をお支払いします。

海上保険（貨物保険）

主として海上輸送（フェリーボートは除きます。）される貨物が偶然な事故によって生じた損害に対して保険金をお支払いします。国内輸送は内航貨物海上保険、国際輸送は外航貨物海上保険として取り扱います。

(8) 商店・企業の発展を支える保険

企業総合保険

企業向火災保険の最上級商品です。火災、風災、水災、破損・汚損等の事故による損害をはじめ、罹災によって生じた喪失利益まで、企業の抱える多種多様なリスクにより生じた多くの事故に対して保険金をお支払いします。

また、企業のリスク実態に応じて補償内容を限定する等、リスクを細分化して効率的に補償することを可能とし、企業の所有するすべての物件について包括して補償することができます。

店舗休業保険

中小規模の店舗・事務所などを対象として、火災などによって営業を休止した場合に、その休業損失を補償します。

企業費用・利益総合保険

企業の施設・設備が偶然な事故などにより損害を受けた場合に被る休業損失などに対して保険金をお支払いします。

利益保険（特約）

事務所・工場・倉庫が火災などによって、営業を休止したために生じた損失に対して保険金をお支払いします。

通知保険（特約）

日々数量の変動が激しい商品、製品などの在庫品について定期的に在庫価額を通知する契約方式です。

テナント総合保険

ショッピングセンターや賃貸ビルなどに入居して営業しているテナントの抱えるリスクを総合的に補償する保険です。商品や什器・備品などの動産に生じた火災や盗難をはじめとした偶然な事故による損害、火災などの事故による休業損失、施設内での事故や販売した商品の欠陥により他人の身体・生命を害し、または財物を損壊したことにより法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害、および火災などの事故により借用施設が損壊した場合に貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

労働災害総合保険

従業員が業務上または通勤途上において被った労働災害について、事業主が法定外の補償をする場合や法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。政府労災に対する上乗せ保険です。

施設所有管理者賠償責任保険

各種施設の所有、使用、管理または仕事の遂行に伴い、他人の身体・生命を害し、または財物を損壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

請負業者賠償責任保険

建築工事などの請負業者が行う仕事の遂行に伴い、他人の身体・生命を害し、または財物を損壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

生産物賠償責任保険

仕事や製造物などが他人に引き渡された後、その仕事や製造物などの欠陥により、他人の身体・生命を害し、または財物を損壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

事業者総合賠償責任保険（製造・販売業等特約）

製造業、販売業、飲食業を営む事業者を対象として、仕事の遂行や所有、使用または管理する施設によって、もしくは、製造または販売した製品などの欠陥によって、他人の身体・生命を害し、または財物を損壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

受託者賠償責任保険

他人からの受託物を保管中に、その預かり品に生じた事故により、預け主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

旅館賠償責任保険

ホテル・旅館の営業に関し、他人の身体・生命を害し、または財物を損壊し、または宿泊者からの預かり品に生じた事故により、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。



(9) ニーズに的確に対応するその他の保険

マンション総合保険

マンションの共用部分について、住宅総合保険の補償内容に加えて（水災は特約で補償）、錠前交換費用、水濡れ原因調査費用などの保険金をお支払いします。

動産総合保険

偶然な事故により、動産に生じた損害を補償する保険です。保険証券記載の地域内であれば、保管中、使用中、輸送中を問わず、どのような場所で事故が発生しても保険金をお支払いします。

建設工事保険

ビルなどの建設工事現場において、不測かつ突発的な事故により工事の目的物、工所用材料などについて生じた損害に対して保険金をお支払いします。

組立保険

各種の機械設備、装置、鉄塔などの鋼構造物の据付・組立工事現場において、不測かつ突発的な事故により工事の目的物や工所用材料などについて生じた損害に対して保険金をお支払いします。

機械保険

工場や作業場で稼働している受配電機械、荷役機械、金属加工機械、化学機械などの各種機械を対象とした火災・盗難以外のリスクを総合的に補償する保険であり、機械特有の運転・稼働中に生じる不測かつ突発的な事故によって被った損害に対して保険金をお支払いします。

個人情報漏えいシールド

個人情報漏えいした場合に、企業が負担する損害賠償責任や事故対応のために支出した費用損害に対して保険金をお支払いします。



2. 新商品の開発状況

(1) 平成23年4月以降

新商品の開発状況（平成23年4月～）

平成24年	3月	新種保険	新型建設工事保険「建築ものがたり」
-------	----	------	-------------------

現行商品の改定状況

a 火災・傷害・新種保険の改定状況（平成23年4月～）

保 険 種 目	内 容	実施・販売年月日
満期戻総合保険	予定利率の改定 積立保険料の運用環境等を鑑み、予定利率を1.50%から1.20%へ改定した。	平成24年3月1日

b 自動車保険の改定状況（平成23年4月～）

改定商品	内 容	実施・販売年月日
個人用自動車保険 (ASAP)	商品改定 損害保険料率算出機構の自動車保険参考純率の改定に伴い、主に以下のとおり改定した。 1. 保険料率の改定 2. 普通保険約款・特約の改定 3. 割増引の改廃 4. 契約規定の改定	平成23年4月1日
	商品改定 十分な販売可能枠を確保して地震・噴火・津波危険「車両損害」補償特約の販売を再開した。	平成23年12月1日
	保険料改定 直近の損害率を反映させた保険料率に改定した。	平成24年4月1日
総合自動車保険 (PAP)	商品改定 損害保険料率算出機構の自動車保険参考純率の改定に伴い、主に以下のとおり改定した。 1. 保険料率の改定 2. 普通保険約款・特約の改定 3. 割増引の改廃 4. 契約規定の改定	平成23年4月1日
	商品改定 十分な販売可能枠を確保して地震・噴火・津波危険「車両損害」補償特約の販売を再開した。	平成23年12月1日
	保険料改定 直近の損害率を反映させた保険料率に改定した。	平成24年4月1日
自動車保険 (BAP)	商品改定 1. 普通保険約款・特約の改定	平成23年4月1日
	保険料改定 直近の損害率を反映させた保険料率に改定した。	平成24年4月1日

(2) 平成21年4月～平成23年3月 新商品の開発状況、料率などの改定

平成21年	4月	火災保険	企業総合保険の改定 費用・利益条項による保険契約の引受開始
		積立型火災保険	商品の販売中止 積立マンション総合保険
平成22年	1月	火災保険	損害保険料率算出機構の火災保険参考純率の改定に伴い改定 商品の販売中止 団地保険
		満期戻総合保険	平成22年1月1日に火災保険を改定したことに伴い改定
		積立型傷害保険	商品の販売中止 積立女性保険 年金払積立傷害保険
		4月	火災保険
	4月	積立型傷害保険	保険法施行と同時に以下のとおり改定 ・保険法施行対応および約款等の平明化 ・契約規定の改定
	8月	満期戻総合保険	予定利率の改定(1.65%→1.50%)
	10月	積立型傷害保険	損害保険料率算出機構の傷害保険参考純率の改定に伴い改定
	11月	家庭総合保険	保険期間が5年を超える家財を保険の対象とした保険契約の引受開始
	12月	家庭総合保険	家庭総合保険に付帯できる新設特約の引受開始

3. 損害保険の仕組み一般

(1) 保険制度

私達の身の回りには、偶発的な事故や災害によって個人生活や企業活動が阻害され、安定した社会生活が脅されるという危険が常に潜んでいます。さらに、私達の経済社会が発展すればするほど、その環境変化に応じて新しい多種多様な危険が発生します。

これらの危険や事故による損害から私達の生活を守るために考えられたのが損害保険制度です。すなわち、同じような危険を感じている人々が多数集まって、あらかじめ所定の金額(保険料)を拠出し、実際に事故が発生し被害を受けた人に対し一定の給付(保険金)を行うことを約束するもので、大数の法則に基づく統計的確率をもとにした経済的救済制度です。

保険会社はこの制度の健全な運営と発展を業とすることによって、個人生活と企業経営の安定に寄与することを目的としています。

(2) 保険契約の性格

損害保険契約とは、保険会社が偶然な一定の事故（保険事故）によって生ずる損害を補償することを約束し、保険契約者はその報酬として保険料を支払うことを約束する契約です。（保険法2条）

したがって、損害保険契約は双務・有償契約であり、当事者の口頭の合意のみで有効に成立する不要式の諾成契約です。しかし、多数の契約を迅速・正確に引き受け、後日契約内容をきちんと確認できるようにするために、通常、保険契約の申込みには一定様式の保険契約申込書を使用し、保険会社は契約締結の証として、保険証券または保険引受証を作成交付します。これには保険の対象、補償危険、保険金額、保険期間などが記載されています。

なお、保険契約は、保険会社から権限を委託された損害保険代理店を通じて締結されるのが一般的です。

(3) 再保険

再保険の仕組みについて

再保険とは、「保険会社が引受けた危険の一部を他の保険会社に転嫁する」保険会社間の保険契約をいいます。

保険会社はご契約者のために常に安定的、合理的な経営を行い、保険金の支払いに十分に備える必要があります。しかし非常に多数の契約を引受けることにより、数多くの危険を抱えることになり、特に航空機・大型船舶・石油化学コンビナートなどの巨額な物件や台風・地震などの自然災害による大きな危険も予測しなければなりません。

このために、保険会社は引受けた保険契約に基づく保険責任の一部を他の保険会社に移転し、また相互に交換することにより危険の平均化、分散化をはかっています。この仕組みを再保険といいます。

再保険についての弊社の方針

- (イ) 再保険を手配する（これを「出再」といいます。）にあたっては、確実に回収出来ることを第一と考え、出再先である保険会社は一定の基準を満たした信用力の高い保険会社を選定しています。
- (ロ) 再保険を引受ける（これを「受再」といいます。）にあたっては、国内受再は慎重な判断のもとに引受け、海外からの受再は引受けリスクの精査が難しいことなどから原則として行っていません。

4. 約 款

(1) 約款の位置づけ

保険契約の内容は、すべて約款および特約に基づいて契約され、さらに保険契約申込書に記載された内容は、個々の保険契約の具体的な内容として保険契約者および保険会社の双方を拘束するものです。

(2) 契約時の留意事項

保険のご契約に際しては、事前に約款および特約の内容について代理店もしくは社員から十分説明を受け、また、保険契約申込書の記載内容についても確認のうえご契約いただくことが大切です。

(3) 約款に関する情報提供方法（「ご契約のしおり」・「パンフレット」の役割）

保険契約の内容について事前にお客様が十分ご理解したうえでご契約できるように、主に一般消費者の方がご契約することが多い種目（満期戻総合、火災、自動車、傷害、地震、自賠責、積立傷害などの各保険）について、「ご契約のしおり」を用意しています。

また、各保険種目についても、その保険の内容の主な部分について説明した「パンフレット」の他に、「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」を用意し、告知義務、通知義務、免責事項、保険金の支払い方、失効、解除、解約、比例配分による保険金支払い、積立型保険における価格変動リスク、損害保険契約者保護機構などのご契約の概要およびご注意いただきたい事項についてご理解いただけるよう努めています。

なお、これらの内容のうち主なものは次のとおりです。

告知義務（保険契約者および被保険者が契約時に保険会社が告知を求めた危険に関する重要な事項（告知事項）について正確に告げる義務）

保険契約を結ぶ際、保険契約者は保険会社が求める保険契約によりてん補することとされる損害の発生の可能性に関する重要な事項に対し、事実を告げなかったり、重要な事項について不実なことを告げてはならないという保険法上の義務をいいます。各保険約款では、保険契約者および被保険者は保険契約締結の際、告知事項について事実を正確に告げなければならないという旨の規定をしています。

通知義務（保険契約者または被保険者が契約後に契約内容に変更が生じた場合に保険会社に連絡する義務）

保険契約の締結後、危険が著しく変更または増加したことを保険契約者または被保険者が知ったときは、保険会社に通知しなければならないという保険法上の義務をいいます。例えば火災保険の約款では、建物の譲渡、建物の構造または用途の変更などの事実が発生した場合には通知が必要である旨定めています。

免責条項

保険金支払いの対象とならない危険や事由について定めた条項のことです。保険約款の条文中に「保険金を支払わない場合」とか「てん補しない損害」などの見出しがつけられています。

積立型保険における価格変動リスク

積立型保険において満期返れい金の額が確定している場合には、契約者には価格変動リスクは生じませんが、契約者配当金については剰余が生じた場合に支払われるものであり、その金額も予め確定されているものではありません。

損害保険契約者保護機構

保険会社の経営が破たんした場合に、破たん保険会社の保険契約者を保護するために保険業法に基づいて設立された組織です。日本国内において損害保険業を営む免許を受けた全保

険会社が加入しています。

保険契約者が個人・小規模法人¹・マンション管理組合²である場合、損害保険契約者保護機構による補償の対象になります。補償（保険金・満期返れい金・解約返れい金）割合は保険種類によって異なります。（下表参照）

補償割合は保険契約毎に 異なります。		保険金支払い	解約返戻金・ 満期返戻金など
損害保険 (下記以外)	自賠責保険、家計地震保険	補償割合 100%	
	自動車保険	破綻後3か月間は 保険金を全額支払 (補償割合100%) 3か月経過後は 補償割合80%	補償割合 80%
	火災保険		
	その他の損害保険 賠償責任保険、動産総合保険、海上 保険、運送保険、信用保険、労働者 災害補償責任保険 など		
疾病・ 傷害に関する 保険	短期傷害 ³ 特定海旅 ⁴	補償割合 90% ⁶	補償割合 90% ⁶
	年金払型積立傷害保険 ⁵ 財産形成貯蓄傷害保険 確定拠出年金傷害保険		
	その他の疾病・傷害保険 上記以外の傷害保険、所得補償保険、 医療・介護(費用)保険 など		補償割合 90% ⁶ 積立型保険の場合、積立 部分は80%となります。

(注)1 印の保険は保険契約者を問わず補償の対象となります。

(注)2 上記保険契約の区分は、主契約（基本的に普通保険約款）の保険金支払事由に従うことになります。

1 「小規模法人」とは、破綻時において、常時使用する従業員又は常時勤務する職員の数が20人以下の次の法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含みます）をいいます。

日本法人

その日本における営業所又は事務所を通じて保険契約が締結されている場合の外国法人

2 「マンション管理組合」とは、建物の区分所有等に関する法律第3条・第65条に規定する団体であって、主として住居としての用途に供する建物等の管理を行うためのものをいいます。

3・4・5 「短期傷害」とは、いわゆる傷害保険で保険期間1年以内の保険契約が該当します。「特定海旅」とは、いわゆる海外旅行傷害保険が該当します。「年金払型積立傷害保険」とは、いわゆる年金払積立傷害保険のほとんどが該当します。いずれも、契約締結時に行う告知事項に健康状態に関するものが含まれない保険契約に限られるなど、対象となるための条件がありますのでご注意ください。

6 「高予定利率契約」に該当する場合は、補償割合が90%から追加で引下げられます。「高予定利率契約」とは、その保険料・責任準備金の算出の基礎となる予定利率が、破綻時から遡って過去5年間、基準利率（平成18年4月時点では3%）を常に超えていた保険契約をいいます（保険期間が5年を超えるもの、あるいは契約内容が同条件のまま5年を超えて自動継続されているものが対象となります）。

【追加引下げ後の補償割合の例】

〔計算式〕90% - (予定利率 - 基準利率) × 5年分 × 1/2で求められた値となります。

〔計算例〕予定利率5%、基準利率3%の場合...90% - (5% - 3%) × 5年分 × 1/2 = 補償割合85%（弁済率が下限です。）

- (注)3 「火災保険」及び「その他の損害保険」について、保険契約者が個人・小規模法人・マンション管理組合（以下「個人など」といいます）以外の者であっても、その被保険者である個人などがその保険料を実質的に負担すべきこととされている保険契約のうち、当該被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。
- (注)4 破綻保険会社の財産状況により上記補償割合を上回る補償が可能である場合には、当該財産状況に応じた補償割合による給付を受けることができます。
- (注)5 いわゆる共済契約や少額短期保険業者の引受けた保険契約は、損害保険契約者保護機構の補償の対象とはなりません。

詳細につきましては、損害保険契約者保護機構ホームページ（<http://www.sonpohogo.or.jp/>）をご覧ください。

5. 保 険 料

(1) 保険料の収受・返還

保険料は、原則として保険契約締結と同時にその全額を領収しますが、保険商品によっては分割払などをご利用いただくことができます。

保険期間の途中で契約が失効したり解除されたりした場合には、規定にしたがって保険料の一部を返還しますが、すでに保険金をお支払いする事故が発生しているときなど、返還できない場合もあります。

積立型保険では、保険契約の満期時に満期返れい金および契約者配当金（運用利回りが予定利率を超えた場合のみ）をお支払いします。

(2) 保険料率

お支払いいただく保険料の算出根拠となる保険料率は、当社が金融庁から認可取得または金融庁への届出を行ったものを適用しています。保険料は純保険料（保険金の支払に充当する部分）と付加保険料（保険会社の運用に必要な経費や代理店手数料などに充当する部分）で構成されています。

なお、損害保険料率算出機構は、自動車保険、火災保険、傷害保険などについては純保険料率（保険料率のうち将来の保険金の支払に充当されると見込まれる部分）を参考純率として、また、自動車損害賠償責任保険、地震保険については営業保険料率を基準料率として算出し、会員保険会社に提供しています。

6. 保険金のお支払いと保険相談、各種サービス

(1) 保険金のお支払いについて

万一事故が起きた場合に、的確な事故処理のアドバイスを行い、ご契約者に保険金をスピーディーにお支払いすることが当社の使命であると考え、全国に12ヶ所のサービスセンターを設置し、きめ細かな事故処理サービスに努めています。

保険金のお支払いの仕組み

事故が発生してから保険金をお支払いするまでの流れは、おおむね次のようになっています。

ご契約内容の確認

ご契約者、代理店から事故のご連絡を受けますと、保険契約が保険金支払いの対象となる有効なものであるかどうかを確認します。

支払い責任の調査

サービスセンターは、必要に応じ事故現場や罹災現場、警察署などへ赴き、また、事故当事者から詳細な事故状況の聴取を行うなどして正確な事故原因の把握に努め、保険金支払いの対象となる事故かどうか、ご契約者側の賠償責任の有無や責任割合についての調査を行います。

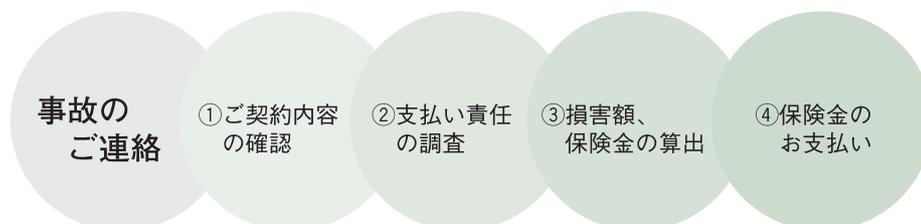
損害額、保険金の算出

被害物件、事故車両の立会調査、修理見積書、診断書、診療報酬明細書などの書類により適正な損害額を算出し、関係当事者（ご契約者、被害者、修理業者、病院など）と打ち合わせを行い保険金の支払い額を決定します。

保険金のお支払い

あらかじめご提出いただいた保険金請求書類に不備がないかどうかを確認し、上記で決定した保険金をすみやかにお支払いします。原則的には安全で迅速な銀行口座振り込みにてお支払いしています。なお、お支払い上で疑義が生じた場合は、当社内に設置しております「保険金等支払管理委員会」において社外弁護士・社外医師を交え審査し、適切な保険金のお支払いを行う体制を整えています。

事故発生から
お支払いまで



(2) 事故相談のご案内

ご契約者の事故にかかわるご相談は、サービスセンターの専門スタッフがみなさまの身になって誠意ある助言、アドバイスを行います。人身事故等で相手方との交渉が難航し法律上の専門知識が必要となった場合は、顧問弁護士等に相談し解決をはかります。（サービスセンターは本誌58ページをご参照ください。）

また、自動車事故につきましては「朝日火災事故受付ホットライン」(フリーダイヤル 0120-12-0555) にて、24時間・365日フリーダイヤルで事故受付、事故のご相談に応じています。

(3) サービスセンター一覧(平成24年7月1日現在)

朝日火災ならいつでも、どこでも安心。万全のサービスを提供します。

北海道

北海道サービスセンター 〒060-0002
北海道札幌市中央区北二条西3-1 越山ビル 011(231)7631

宮城・青森・岩手・秋田・山形・福島

東北サービスセンター 〒980-0014
宮城県仙台市青葉区本町2-3-10 仙台北町ビル 022(261)9430

東京・茨城・栃木・埼玉・
千葉・神奈川・山梨

本店サービスセンター 〒101-8655
東京都千代田区神田美土代町7番地 03(3294)2142

損害サービスセンター 〒101-8655
東京都千代田区神田美土代町7番地 03(3294)2197

首都圏サービスセンター 〒101-8655
東京都千代田区神田美土代町7番地 03(6704)0743

群馬・新潟・長野

上信越サービスセンター 〒370-0052
群馬県高崎市旭町44-2 旭町ビル 027(320)7505

愛知・富山・石川・福井・岐阜・静岡・三重

中部サービスセンター 〒460-0003
愛知県名古屋市中区錦2-19-6 052(231)4525
名古屋野村証券第二ビル

東海サービスセンター 〒420-0857
静岡県静岡市葵区御幸町4-1 054(652)2561
アーバンネット静岡ビル

大阪・滋賀・京都・兵庫・奈良・和歌山

近畿サービスセンター 〒541-8508
大阪府大阪市中央区本町3-4-10 本町野村ビル 06(6265)2805

香川・徳島・愛媛・高知

四国サービスセンター 〒760-0023
香川県高松市寿町1-1-12 パシフィックシティ高松 087(822)2317

広島・鳥取・島根・岡山・山口

中国サービスセンター 〒730-0035
広島県広島市中区本通7-29 アイビービル 082(247)2451

福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・
宮崎・鹿児島・沖縄

九州サービスセンター 〒810-0001
福岡県福岡市中央区天神2-14-8 092(712)3356
福岡天神センタービル

自動車事故のご連絡は
朝日火災の「[事故受付ホットライン](#)」へ

フリーダイヤル **0120-12-0555**

(4) 各種サービス

24時間・365日 自動車事故の受付と事故相談サービス

下記のフリーダイヤルで、自動車保険の事故受付とご相談をお受けしています。

お電話いただくフリーダイヤル	お電話をお受けする時間帯	お電話をお受けする場所
<div style="text-align: center;">  <p>事故受付 ホットライン</p> <p>0120 - 12 - 0555 (24時間・365日受付)</p> </div>	平日の午前9時から 午後5時まで	本店、首都圏、北海道、東北、上信越、東海、中部、近畿、四国、中国、九州のサービスセンターでお受けします。 発信地より近いサービスセンターでお受けしますので、最初の発信地から移動されて、再度別の地域より発信されますとお受けするサービスセンターが異なることがありますのでご了承ください。
	平日の午後5時から 翌朝9時まで	朝日火災のコールセンターでお受けします。
	土曜、日曜、祭日の終日 (24時間)	朝日火災のコールセンターでお受けします。

メールでも自動車事故の事故受付をしています。(24時間・365日受付)
当社ホームページの「事故時のご連絡先」に事故のご連絡フォームがございます。
<https://www.asahikasai.co.jp/accident/form.php>

お客様相談サービス

本社内「お客様相談センター」を設置し、保険商品のご案内やご契約・事故の手続きなどお客様からのお問い合わせやご相談に当社スタッフが直接お応えしています。

また、ご相談、苦情をいただいた際は、本支店の関連部門と連携を密にし、現地の当社担当者に必要な指示をして、お客様のご要望にお応えできる体制をとっています。

お客様相談センターへのご連絡先

フリーダイヤル **0120 - 11 - 5603**

受付時間 平日(年末年始を除く)午前9時から午後5時まで

メールでもお客様からのお問い合わせを受付いたしています。(24時間・365日受付)
当社ホームページの「ご相談・ご要望」にご連絡フォームがございます。

<https://www.asahikasai.co.jp/contact/form.html>

平成23年度 お客様相談センターの受付件数

自動車保険	火災保険	積立型保険	その他	合計
2,195件 (176)	2,301件 (86)	509件 (17)	4,514件 (37)	9,519件 (316)

()内は受付件数のうち、苦情件数

なお、「お客様相談センター」で受付けた苦情の316件の内訳は以下の通りです。

(単位：件)

区 分	平成23年 4～6月 第1四半期	平成23年 7～9月 第2四半期	平成23年 10月～12月 第3四半期	平成24年 1～3月 第4四半期	平成23年度 合 計	平成22年度
契約・募集	13	18	21	13	65	58
契約の管理	17	33	23	28	101	115
保険金支払	39	31	41	30	141	113
個人情報	0	2	1	0	3	2
そ の 他	4	1	1	0	6	6
合 計	73	85	87	71	316	294

ご契約者付帯サービス

ご契約の種類によりお車に関する情報提供やロードアシスタンスサービス、生活トラブル緊急対応サービスなど、ご契約いただいているお客さまへ、親身なサービスをご紹介します。

ご契約後あるいはご契約の保険期間中であっても、当社の都合により各種サービスの追加・変更・廃止させて頂く場合もございますので、予めご了承ください。

ご契約いただいている保険によって以下のサービスをご用意しています。

各サービスの詳細については保険証券郵送時に同封しましたご案内をご覧ください。

各サービスは、当社提携業者が実施しています。ご利用時には、お名前・証券番号をお知らせください。取得した個人情報はサービス提供のためだけに使用します。

A. カーライフサービス

すべての自動車保険契約(ドライバー保険を含みます)が対象です。

TEL：0120-25-8991 (24時間・365日 携帯電話・PHSもご利用いただけます)

JAFロードサービスの取り次ぎ

緊急時の24時間営業ガソリンスタンド、宿泊設備のご案内及び取次ぎ

緊急時のタクシー、レンタカー、整備工場のご紹介

チャイルドシートレンタル業者のご紹介

代替交通手段のご案内

ご利用料金は、ご利用者のご負担となります。

B. ロードアシスタンスサービス

以下のいずれかに該当する契約が対象です。

- ・ ASAPのご契約車両
- ・ PAPで車両保険(一般または車対車+A)+対人賠償責任保険+対物賠償責任保険+人身傷害特約付の自動車保険のご契約車両(記名被保険者が法人でご契約車両が自家用8車種に限ります)
- ・ フリート契約のご契約車両
- ・ 大口団体割引適用のご契約車両

フリート契約については、ご契約内容により、サービスの内容が異なります。詳細は、当社または取扱代理店へご照会ください。

TEL：0120-25-8991 (24時間・365日 携帯電話・PHSもご利用いただけます)

事故・故障時レッカー急行サービス

外出時に事故・故障で自力走行不能の場合、レッカー手配とけん引費用を契約内容に応じて一定距離を限度に無料でご提供します。

自宅駐車場および同等と判断される保管場所での事故や故障の場合、無料サービスの対象外となります。

故障時緊急修理サービス

高速道路上でのガス欠（高速道路上のみ10リットルまで無料、サービスエリア内は除く、1日1回のみ）、キー閉じ込み、バッテリー上がり、パンク時のスペアタイヤの交換（チェーンの脱着は対象外）、ロープ使用程度の落輪引上げ作業（1m以内）、管球・ヒューズの取替え、冷却水補充、ボルトの締め付け、サイドブレーキの固着、各種オイル漏れ時の補充。

燃料代（高速道路上のガス欠時を除く）、オイル代、セキュリティ装置つき車両の鍵開け、部品代はお客様のご負担となります。

自宅駐車場における応急修理も無料サービスの対象となります。

雪道、泥道、砂浜などで単にスリップする状態で走行できない場合は無料サービスの対象外となります。

ご注意： a 原因が次の事項に該当する場合はロードアシスタンスサービスの対象となりません。

故意

無免許・無資格・酒酔い・酒気帯び・麻薬等道路交通法上禁止されている状態で運転していた場合

地震・噴火・津波等の天災事故

戦争・暴動・原子力・公権力行使等

その他無料サービスが適切でないと判断される場合

b 事前にご連絡がなく、お客様がレッカー車によるけん引や修理の手配をされた場合は無料サービスの対象となりません。

c 当社が緊急性に欠けると判断した場合は無料サービスの対象となりません。

d 事故で車両保険金が支払われる場合に実施したサービスで、サービスにかかった費用の一部または全部が車両保険金、事故付随費用保険金の対象となる場合、保険金としての取扱になります。

e 対象はご契約車両ごととなります。

f ファミリーバイク特約における二輪自動車・原付自動車は対象外となります。

C . ホームサポートサービス “生活救急車”

スーパージャンプ・ホームアシスト・住宅総合保険・住宅火災保険・マンション保険・セーフティ家財総合保険・家財の味方のご契約が対象です。

TEL : 0120 - 456 - 365 (24時間・365日 携帯電話・PHS もご利用いただけます)

「水廻り」、「カギ」、「ガラス」の生活トラブルの緊急対応サービス

ご連絡いただければ早急にお客様のもとへお伺いし、修理、部品交換、カギ開錠などに

Ji24時間緊急ダイレクトコールサービス

ヨーロッパ・アフリカ・中東地区					
イギリス	0800-89-5590	フランス	0800-90-9637	イタリア	800-8-77023
スイス	0800-55-3327	ドイツ	0800-1-81-1273	オーストリア	0800-295836
スペイン	9009981-20	ギリシャ	00-800-8113-0098	オランダ	0800-022-7044
トルコ	00-800-8191-0829	アイルランド	1-800-55-8169	ポルトガル	800-8-81-192
ベルギー	0800-1-8125	ルクセンブルグ	8002-2657	デンマーク	8001-0519
ノルウェー	800-13122	スウェーデン	020-792-206	フィンランド	0800-1-181-05
チェコ	800-143-709	ハンガリー	06-800-11517	ルーマニア	08008-96994
ロシア	810-800-20111081	バミューダ	1-800-623-0426	イスラエル	1-800-947-8013
UAE	800-081-0-0018	バーレーン	800-179	エジプト	0800-0000-234
南アフリカ	0800-99-4528				

アジア・オセアニア・ミクロネシア地区					
中国（北部）	10800-811-2044	中国（南部）	10800-281-2044	香港	800-96-8176
マカオ	0800-497	韓国	00798-81-1-1695	台湾	00801-81-2024
シンガポール	800-8110-026	マレーシア	1-800-80-0144	タイ	001-800-81-19013
ベトナム	120-81-004	インドネシア	001-803-81-7007	フィリピン	1-800-1-8110069
インド	000800-810-1146	オーストラリア	1-800-125-852	ニュージーランド	0800-44-8119
グアム	1-888-576-4693	サイパン	1-866-333-6634		

ハワイ・アメリカ・カナダ・中南米地区					
アメリカ合衆国	1-800-446-5820	カナダ	1-800-663-3263	メキシコ	01-800-123-3434
ブラジル	0800-891-7192	ペルー	0800-52-739	チリ	1230-020-811001
アルゼンチン	0800-777-0030				

リストにない国からはコレクトコールをご利用ください。 **ジェイアイ東京本社 03-3237-1591** (コレクトコール24時間受付)

事故発生時のサービス内容

					
●各種トラブル時のご相談例	●トラブル時の各種ご相談受付	●パスポートやクレジットカード等の盗難・紛失時の手続のご案内	●医師・病院の案内・予約	●病院等への支払保証	●捜索・救援機関の紹介・手配
					
●ご遺体の移送	●弁護士を紹介	●移送機関の手配	●ご家族への連絡	●通訳の手配	●救援者の渡航・ホテルの手配

本サービス内容は平成24年6月現在のものです。各「Jiデスク」等はやむを得ず変更される場合がございますので、予めご了承ください。最新の情報はジェイアイ社ホームページでご確認ください。
(<http://jihoken.co.jp/>)

記載内容は一般的に実施しているサービスをご案内するものであり、加入の保険内容・事故発生地域・状況・環境・世界情勢等の理由により、一部または全部のサービスが提供できない場合がございます。

適性診断サービス（個人向け）

運転適性検査機器やペーパーテストにより、お客様の自動車運転適性を診断するなど安全運転のための具体的アドバイスをしています。

運転適性検査機器等のご提供（法人向け）

交通事故の多発に伴いドライバーの自動車運転適性を運転適性検査機器やペーパーテストによ

り診断するサービスや、事故の減少を図るために自動車取付型運転適性検査機器（セーフティレコーダー）・映像記録型ドライブレコーダーを導入し、分析サービスをご提供しています。

契約者に付保内容一覧の配布

毎年1回、個人のご契約者（自賠責保険、旅行保険を除く）に、ご契約状況をご確認していただくための「ご契約のお知らせ」をご提供しています。

中立・公正な立場で問題を解決する損害保険業界関連の紛争解決機関をご紹介します。

<手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関>

そんぽADRセンター（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

同協会では、損害保険に関する一般的な相談のほか、損害保険会社の業務に関連する苦情や紛争に対応する窓口として、「そんぽADRセンター」（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）を設けています。受け付けた苦情については、損害保険会社に通知して対応を求めることで当事者同士の交渉による解決を促すとともに、当事者間で問題の解決が図れない場合には、専門の知識や経験を有する弁護士などが中立・公正な立場から和解案を提示し、紛争解決に導きます。

当社との間で問題を解決できない場合には、「そんぽADRセンター」に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンターの連絡先は以下のとおりです。

ナビダイヤル（全国共通・通話料有料） 0570-022808

I P 電話・PHSからは、以下の直通電話へおかけください。

名 称	直通電話	名 称	直通電話
そんぽADRセンター北海道	011-351-1031	そんぽADRセンター近畿	06-7634-2321
そんぽADRセンター東北	022-745-1171	そんぽADRセンター中国	082-553-5201
そんぽADRセンター東京	03-4332-5241	そんぽADRセンター四国	087-883-1031
そんぽADRセンター静岡	054-333-5051	そんぽADRセンター九州	092-235-1761
そんぽADRセンター北陸	076-203-8581	そんぽADRセンター沖縄	098-993-5951
そんぽADRセンター中部	052-308-3081		

（受付時間：平日の午前9時15分～午後5時）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

（<http://www.sonpo.or.jp/>）

< 「そんぽADRセンター」以外の損害保険業界関連の紛争解決機関 >

一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構

自賠責保険（自賠責共済）の保険金（共済金）の支払をめぐる紛争の、公正かつ適確な解決を通して、被害者の保護を図るために設立され、国から指定を受けた紛争処理機関として、一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構があります。同機構では、自動車事故に係る専門的な知識を有する弁護士、医師、学識経験者等で構成する紛争処理委員が、自賠責保険（自賠責共済）の支払内容について審査し、公正な調停を行います。同機構が取扱うのは、あくまで自賠責保険（自賠責共済）の保険金（共済金）の支払をめぐる紛争に限られますので、ご注意ください。

詳しくは、同機構のホームページ（<http://www.jibai-adr.or.jp>）をご参照ください。

公益財団法人 交通事故紛争処理センター

自動車保険の対人・対物賠償保険に係る損害賠償に関する紛争を解決するために、相談、和解のあっせんおよび審査を行う機関として、公益財団法人交通事故紛争処理センターがあります。全国10か所において、専門の弁護士が公正・中立な立場で相談・和解のあっせんを行うほか、あっせん案に同意できない場合は、法律学者、裁判官経験者および弁護士で構成される審査会に審査を申し立てることもできます。

詳しくは、同センターのホームページ（<http://www.jcstad.or.jp>）をご参照ください。

7. 保険募集について

(1) 契約締結のしくみ

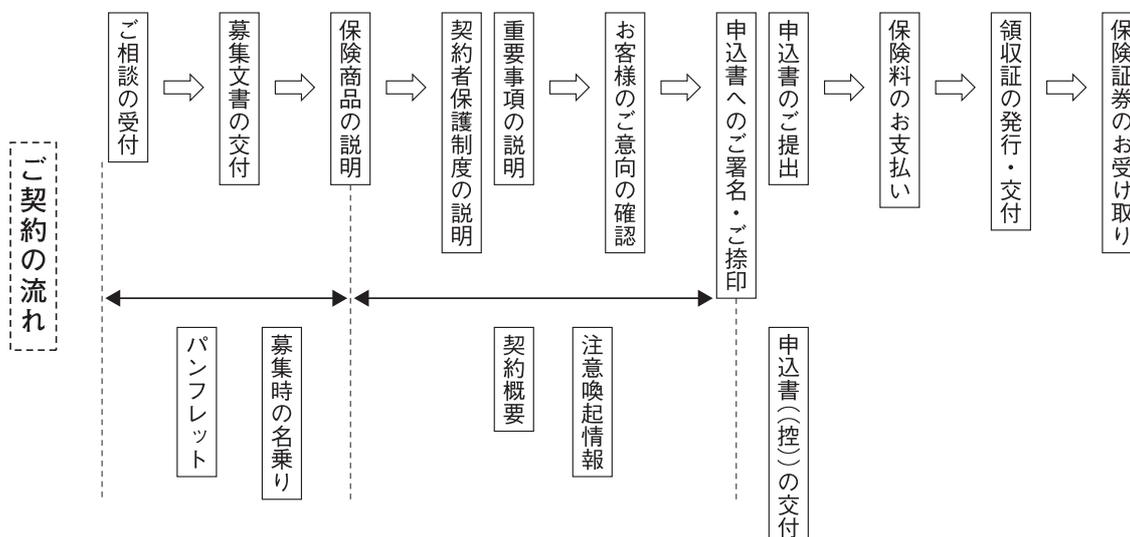
加入の申込み

損害保険契約の募集を行うことができるのは、保険会社の役員若しくは社員または保険業法による登録を受けた代理店等に限られています。当社の損害保険契約の大部分は当社と代理店委託契約を結んだ代理店によって取扱われています。

代理店は契約募集にあたって、あらかじめ「代理店の商号、名称又は氏名」を名乗り、朝日火災の代理店であることを明らかにした上で保険会社を代理してお客様との間で保険契約の加入申込みを受け、契約を締結します。したがって、当社代理店とご締結いただいて有効に成立した契約につきましては、当社と直接ご契約されたものとなります。

ご契約手続きについて

当社社員、代理店は、お客様への保険商品の勧誘にあたって、金融商品販売法に基づく「勧誘方針」により、各種法令などを遵守し適正な保険販売を心がけるとともに、保険商品の内容をお客様に正しくご理解いただけるようにパンフレット等を活用し説明を行います。ご加入はお客様のご判断でお決めいただき、その際に「契約概要」と「注意喚起情報」の書面をお渡しして重要事項をご説明します。この書面は、お客さまに知っていただくべき特に重要な事項が記載されているものですので、必ずお読みくださるよう口頭で説明します。その後、ご契約の締結前には確認用のチェックシートなどを利用して、保険商品がお客様のニーズに沿ったものであるかご確認いただきます。なお、医療系の商品の場合は被保険者と面談し告知の重要性を説明し、ご本人から告知をいただきます。申込書に「申込人印」、「重要事項説明書（兼クーリングオフ説明書）受領印」、「個人情報取扱同意印」をご捺印いただきます。お客様の保険料のお支払いと引換えに、当社所定の保険料領収証を発行します。後日保険証券が届きましたら、ご契約内容をお確かめいただきます。万一記載内容が事実と相違している場合は当社の代理店または社員にご連絡願います。また、1ヶ月経過しても保険証券が届かない場合は最寄りの当社営業店または取扱代理店へご連絡ください。



クーリングオフ制度

「クーリングオフ制度」とは、契約者保護の観点から保険契約を締結した後であっても、一定の期間内であれば、契約者より当社宛に書面で通知することにより、契約申込み撤回または契約解除を行うことができる制度です。

保険の場合、「クーリングオフ制度」が適用されるのは、保険の申し込み日から8日以内で、保険期間が1年を超える個人を対象とした長期保険契約など一定の条件を備えた保険契約が対象となります。（法人を対象とした契約、自賠償保険などにはこの制度は適用されません。）

(2) 契約内容の確認に関する取組みの概要

平成19年9月募集分より、お客様と保険会社（代理店）が書面でご契約内容を確認しあう制度「意向確認書面の制度」を導入しました。

保険契約を締結する前に、申込みを行おうとする保険商品がお客様のご意向に合致しているものかどうかについて確認しあい、《ご契約内容確認シート》書面（保険契約申込書と一体化したのももございます。）を作成し、交付します。

また、適正な契約募集のため代理店教育教材として、「火災・自動車・傷害保険の個社教育テキスト」を作成し、eラーニングによる代理店の教育研修を実施しています。

(3) 代理店の役割と業務内容

代理店は損害保険会社との間で締結した「代理店委託契約書」にもとづき、保険会社に代わって、契約者と保険契約を締結し、保険料を領収することを基本的業務としています。

最も重要な仕事は、多様化するご契約者のニーズに的確に対応して充実した保険サービスを提供し、あらゆる危険からご契約者を守ることにあります。

当社では的確なお客様対応ができる代理店づくり、育成に力を入れており、代理店の質の向上、代理店網の拡充を積極的に推進しています。代理店の主な業務は次のとおりです。

保険相談（コンサルタントの役割）

保険契約の勧誘（商品設計）、重要事項の説明、お客様のご意向確認、告知の受領、契約の締結

保険料の算出、申込書の受付、保険会社への契約報告

保険料の領収、領収証の発行・交付

保険料の保管、保険会社への精算

保険契約の維持、管理（保険契約内容の異動および解約の手続きを含む）

契約者からの事故通知の受付、保険会社への報告（保険金請求のための書類の取付）

その他の保険募集に必要な事項で会社が特に指示した業務

(4) 代理店登録と代理店制度（区分、資格）

代理店の登録

代理店を始めるには「保険業法」第276条の規定にもとづき、財務局に代理店登録するこ

とが義務づけられています。加えて、損害保険募集人一般試験に合格していることが必要です。

代理店の区分

登録を受けた代理店は、損害保険のうち、火災・自動車・傷害・その他の新種保険の各保険を取扱う一般代理店および一般代理店以外の準一般代理店、特別代理店とに区分されます。

募集に要する資格

ア 必須資格

募集に要する資格は次のように分かれています。資格を取得するには試験に合格することが必要です。

- a 損害保険募集人一般基礎資格
- b 損害保険募集人一般商品資格

平成23年10月から、損害保険募集人資格、商品専門資格および商品専門研修を統合し、損害保険募集人一般試験を実施しています。これにあわせて、すべての試験にコンピュータ試験（CBT方式）を導入しました。

イ その他上位資格

- a コンプライアンス資格
- b 商品1級資格
- c 損害保険大学課程 専門コース
- d 損害保険大学課程 コンサルティングコース

損害保険大学課程は、損害保険募集人一般試験に合格した募集人がさらなるステップアップを目指す取組みとして、平成24年7月より実施されます。

代理店の基準要件

保険業法、関係法令等による保険会社の代理店に対する教育義務に基づき、代理店の質の向上を図り、お客様の利益を保護するため、代理店に次の基準要件を設けています。

a 代理店基準要件

専属・自社代申代理店の代理店基準要件

	資格者状況	業績状況 (自己・特定保険料を含む)	機械化状況	法令遵守状況	内部事務監査状況
一般代理店 火災・自動車・傷害・その他の新種保険を取扱う代理店	損害保険募集人一般基礎資格と委託種目に応じた損害保険募集人一般商品資格を取得した募集人を1名以上要する。	200万円 但し、専門代理店は100万円	代理店オンライン接続(海上運送保険のみを取扱う出先代理店を除く)	法令等を遵守し公正かつ適正であること。	監査の状況がB以上であること。
準一般代理店 ①満期戻総合保険を取扱う代理店 ②①に自賠責保険、海上運送保険を取扱う代理店	損害保険募集人一般基礎資格と損害保険募集人一般商品資格(火災)を取得した募集人を1名以上要する。	100万円			
特別代理店 ①自賠責のみを取扱う代理店 ②海上運送保険のみを取扱う代理店 ③①・②をあわせて取扱う代理店	募集従事者は所定の講習の修了を要する。	—			

他社代申代理店の代理店基準要件

	資格者 (募集従事者届出)状況	法令等遵守状況	内部事務監査状況
一般代理店 火災・自動車・傷害・その他の新種保険を取扱う代理店	資格については代申社の規定に準拠する。 募集従事者の届出状況について年1回確認を行う。	法令等を遵守し公正かつ適正であること。	当社専用口座のある場合は、監査の状況がB以上であること。専用口座のない場合は計上遅延・精算遅延のないこと。
準一般代理店 ①満期戻総合保険を取扱う代理店 ②①に自賠責保険、海上運送保険を取扱う代理店			
特別代理店 ①自賠責のみを取扱う代理店 ②海上運送保険のみを取扱う代理店 ③①・②をあわせて取扱う代理店			

b 一般・準一般代理店の育成基準(専属・自社代申代理店)

一般・準一般代理店は、代理店新設から1年経過後の月の末日をもって、資格状況の審査日とし、その他の状況は、2年経過後の月の末日をもって存続要件の審査日とし、前記の基準要件を充足する必要があります。

要件を充足できない場合は、代理店委託契約を解約することとなります。

(5) 代理店教育

当社は、代理店が保険商品に関する知識を確実に身につけ、お客様のニーズに応じたわかりやすい説明が行えるよう、さまざまな教育を実施しています。

資格取得のための講習

営業課・支店における業務能力、商品知識の向上を目的とした研修会（e・ラーニング研修も実施）

通信講座（FPコース、コンプライアンス）

(6) 代理店数

平成24年3月末現在の当社代理店数は専属代理店2,610店、自社申請代理店515店、他社申請代理店1,401店、合計4,526店で、今後も新設、育成を促進します。

代理店数の推移

年度	年度末代理店数	専属代理店	自社申請代理店	他社申請代理店
平成23年度	4,526	2,610	515	1,401
平成22年度	4,786	2,834	516	1,436
平成21年度	4,931	2,958	531	1,442
平成20年度	5,198	3,166	574	1,458
平成19年度	5,507	3,400	627	1,480

(注) 専属代理店：当社が代理店登録申請手続きを行い、当社1社と代理店委託契約を締結している代理店。
自社申請代理店：当社が代理店登録申請手続きを行い、当社以外の他社とも代理店委託契約を締結している代理店。
他社申請代理店：他社が代理店登録申請手続きを行い、当社とも代理店委託契約を締結している代理店。

(7) 外務社員

当社では、損害保険の契約募集に従事することを職能とする外務社員の制度は無く、これによる契約募集は行っていません。

(8) 代理店研修生制度

将来の当社専属プロ代理店を養成するため、一定期間（最長36カ月）研修社員として採用し、代理店を経営するために必要な商品知識、販売技術、経営管理手法などを習得する制度です。

代理店研修生制度のコース 特別 一般 NANA

(9) 代理店共済制度

代理店の皆様に日々安心して仕事に専念していただけるように、代理店企業共済組合をつくっています。これは月々の掛金に応じて退職金や慶弔金の支給を受けられる任意加入の制度です。

Ⅳ 損害保険用語の解説(50音順)

ア行

意向確認

保険契約者のニーズに合致した保険商品販売の体制強化のための取り組みです。保険契約募集時には各種の募集文書を用いて多岐にわたる商品説明や重要事項説明等を行い、保険契約者が自らのニーズに合致しているかの確認を特に必要とする事項を、再度ご確認いただくための取り組みのことで。

意向確認書面

購入しようとする保険商品が保険契約者のニーズに合致しているかを確保するため、保険契約者のニーズに関して情報を収集し、確認する書面のことで。

異常危険準備金

大きな災害など巨額な支払いに備えて、毎決算期に地震・自賠責を除くすべての保険種類ごとに収入保険料の一定割合を責任準備金の一つとして積み立てるものです。

カ行

価格変動準備金

保険業法第115条で規定されている準備金で、株式などの資産の価格変動による損失に備えるため、その残高の一定割合を決算期末に積み立てます。

過失相殺

損害賠償額を算出する場合に、被害者にも過失があれば、その過失割合に応じて損害賠償額が減額されることをいいます。

急激かつ偶然な外来の事故

突発的に発生する予知されない出来事であり、傷害の原因が身体の外部からの作用によるものをいいます。これらの条件を満たす事故としては、交通事故、運動中の打撲、骨折、転倒、火災・爆発事故、作業中の事故などがあげられます。

クーリングオフ

「契約の取り消し請求権」のことで。損害保険の場合、保険期間が1年を超える長期契約について、契約の申込日またはクーリングオフ説明書の受領日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内にお申し込みの撤回または解除（クーリングオフ）を行うことができます。ただし、営業または事業のための契約等、対象外となる場合もあります。

契約者貸付

積立保険（貯蓄型保険）、年金払積立傷害保険等にご加入の場合に、保険契約を解約せずに保険契約者の皆さまに一定の限度額内で一時的に資金を融資する制度です。

契約者配当金

積立保険（貯蓄型保険）の積立保険料を満期時まで運用し、その成果が予定利率を上回り、剰余が生じた場合に、満期返れい金と合わせて保険契約者に支払われる配当金をいいます。従って、その配当金の金額は予め確定されているものではありません。

契約のしおり

保険契約に際して、契約者が保険商品の基礎的な事項について事前に十分理解した上で契約手続を行えるよう、契約時に配布するために作成された小冊子のことで。契約のしおりには、

契約に際しての注意事項、契約後の注意事項、保険金支払いに関する事項、事故が起こった場合の手続きなどが記載されています。

告知義務

保険を契約する際に、保険契約者または被保険者は保険会社に対し告知事項について事実を正確に申し出る義務、あるいは不実のことを申し出てはならないという義務のことをいいます。

サ行

再調達価額

時価に対する言葉で、保険契約の対象である物（保険をつけた物）と同等の物を新たに建築または購入するために必要な金額をいいます。火災保険の新価保険や当社の満期戻総合保険（スーパージャンプ）においては、再調達価額を基準にして保険金を算出します。

再保険

保険会社が、その引き受けた保険契約上の責任の全部または一部を危険分散などのために他の保険会社に転嫁することをいいます。

時価（額）

同様の物を新たに建築または購入するのに必要な金額（再調達価額）から使用による消耗分を控除して算出した金額をいいます。

事業費

保険会社の事業上の経費で、損害保険会計では、損害調査費、一般管理費および営業費、諸手数料および集金費を総称しています。

自己負担額

一定金額以下の小損害について、保険契約者または被保険者が自己負担するものとして設定する金額。自己負担額を超える損害については、自己負担額を控除した金額を支払う方式と損害額の全額を支払う方式とがあります。免責金額ともいいます。

地震保険料控除制度

地震保険を契約して保険料を支払うと、所得税法および地方税法上、その支払保険料に応じて、一定の額がその年の保険契約者（保険料負担者）の所得から差し引かれる制度で、平成19年1月より創設されました。なお、これに伴い火災保険等の既存の損害保険料控除制度は、一部の経過措置を除き、廃止されました。

質権設定

保険金請求権の質入れのことを略して「質権設定」といいます。火災保険において多く行われており、保険の対象（例えば、火災保険における建物）の上に担保物件をもつ者（例えば、抵当権者）の債権保全の手段の一つです。

指定紛争解決機関

平成21年6月24日に公布された「金融商品取引法等の一部を改正する法律」に基づき創設された、金融分野における裁判外紛争解決機関です。銀行・保険・証券等の業態ごとに、一定の要件を満たした場合に主務大臣から指定紛争解決機関の指定を受けることができます。

支払備金

決算日までに発生した保険事故で、保険金が未払いのものについて、保険金支払いのために積み立てる準備金のことをいいます。

重要事項

保険契約者が保険契約締結の際に合理的な判断をなすために必要な事項をいい、保険商品の内容を理解するために必要な情報（契約概要）と保険会社が保険契約者に対して注意喚起すべき情報のことです。

正味収入保険料

一般の会社の売上げ金額に相当するもので、お客様からいただいた保険料に、再保険に要した保険料を加減し、積立保険の積立部分の保険料を控除したものです。

責任準備金

将来生じうる保険金支払いなどの保険契約上の債務に対して、法律に基づき保険会社が積み立てる準備金をいいます。これには、決算期後に残された保険契約期間に備えて積み立てる「普通責任準備金」と、大火や航空機の墜落など異常な大災害に備えて積み立てる「異常危険準備金」のほか、積立保険（貯蓄型保険）の満期返れい金、契約者配当金の支払いに備える「払戻積立金」「契約者配当準備金」があります。

全損

保険の対象が完全に滅失した場合（火災保険であれば全焼、全壊）や、修理、回収に要する費用が再調達価額または時価額を超えるような場合をいいます。

ソルベンシー・マージン比率

巨大災害の発生や、保有資産の大幅な価格下落などの「通常の予測を超える危険」に対する「資本金、準備金など保険会社が保有する支払余力」の割合をいい、経営の健全性を測る指標の一つです。

損害てん補

保険事故によって被保険者に生じた損害に対し保険会社が保険金を支払うことをいいます。

損害保険契約者保護機構

損害保険会社の経営が破綻した場合、保険契約者の保護を破綻保険会社に代わって引受ける制度。平成8年に創設された「保険契約者保護基金制度」をさらに一歩進めたもので、平成10年12月1日に発足。保険契約者保護機構は、保険業法に基づく認可法人として、生保・損保別に設立され、すべての保険会社に加入が義務づけられています。

損害保険募集人一般試験

保険会社から委託を受けた代理店およびその役員・使用人の方が保険商品に関する知識を確実に身につけ、顧客ニーズに応じたわかりやすい説明を行えるよう、平成23年10月から「損害保険募集人試験」と「商品専門試験（研修含む）」の2つの試験が統合し、新たに「損害保険募集人一般試験」として実施しております。これから代理店登録または募集人届出をされる方、既に代理店登録または募集人届出をしている方を対象に実施する試験です。

損害保険料率算出機構

「損害保険料率算出団体に関する法律」にもとづき、設立された「自動車保険料率算定会」と「損害料率算定会」が、契約者及び会員などに対して、より質の高いサービスをより低コストで提供できる体制を実施するために、平成14年7月1日に組織統合し、「損害保険料率算出機構」として発足いたしました。業務としては(1)火災、傷害、自動車、介護費用の各保険の参考純率の算出と提供、(2)自賠責保険と地震保険の基準料率の算出と公告、(3)自賠責保険（共済含む）に係る損害調査、(4)政府保障事業請求事案に関する損害調査の再委託の受託、などがあげられます。

損害率

損害保険会社が受けとった保険料に対し、支払った保険金と損害調査に要した費用の合計額の割合を示したもので保険会社の収益性がわかります。

夕行

第三分野

第三分野とは、生命保険固有の分野と損害保険固有の分野の、いずれにも属さないその中間に位置する傷害・疾病・介護に関する保険商品の分野をいいます。

大数の法則

サイコロを振って1の目が出る確率は、振る回数を増やせば増やすほど、6分の1に近づいていきます。このように、ある独立的に起こる事象について、それが大量に観察されれば、ある事象の発生する確率が一定値に近づくことを大数の法則といいいます。保険料算出の基礎数値の一つである保険事故の発生率は、大数の法則に基づいた統計的確率といえます。

超過保険・一部保険

保険金額（契約金額）が、保険の対象である物の実際の価値（保険価額）を超過する保険のことを超過保険といいいます。また、保険金額が保険価額を下回る保険のことを一部保険といいます。この場合には、保険金額の保険価額に対する割合で保険金が支払われます。（後段部分については「比例配分による保険金支払い」の項をご参照ください。）

重複保険

一つの保険の対象物（同一の被保険利益に限る）について、保険期間の全部または一部を共通とする複数の保険契約が存在する場合を広義の重複保険といい、また、複数の保険契約の保険金額の合計額が再調達価額または時価額を超過する場合を狭義の重複保険といいいます。

通知義務

保険契約後に契約内容に変更が生じた場合に、保険契約者が保険会社に通知しなければならない義務のことをいいます。例えば、火災保険約款では建物の種類・性能、用法、面積の変更や家財等を他の場所に移転するなどの事実が発生した場合には、通知するように定めています。

積立勘定

積立保険（貯蓄型保険）および財形傷害保険において、その積立資産を他の資産と区分して運用する仕組みのことです。

積立保険（貯蓄型保険）

火災保険、傷害保険等の補償機能に加え、満期時に満期返れい金が支払われる長期の保険です。

特約

普通保険約款の規定に追加、補充、変更等をする約款のことをいいます。

八行

被保険者

保険の補償を受けられる方、または保険の対象となる方をいいます。保険契約者と同一人のこともあり、別人のこともあります。後者の場合の保険契約を「他人のためにする保険契約」といいます。

被保険利益

ある物（例えば建物）に偶然な事故が発生することにより、ある人（例えば建物の所有者）が損害を被る恐れがある場合に、そのある人とある物との間にある利害関係（この例では所有者利益）を被保険利益といいます。損害保険契約が有効に成立するためには被保険利益の存在が前提となります。

比例配分による保険金支払い

損害が発生したとき、保険金額（保険事故が発生した場合に、保険会社が支払う金額の最高限度額）が保険価額（保険の対象としたものの評価額）を下回っている場合には、その不足している割合に応じて保険金を削減して支払うことをいいます。例えば、5,000万円をかけて新築した建物に4,000万円の保険をかけましたが、火災が起こり、1,000万円の損害を受けました。この場合に支払われる保険金は

$$1,000万円 \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}} \text{ (注)}$$
$$= 1,000万円 \times \frac{4,000万円}{5,000万円} = 800万円 \text{ になります。}$$

(注) 住宅火災、住宅総合、店舗総合保険の場合は、保険価額×80%で計算します。

従って、支払われる保険金は

$$1,000万円 \times \frac{4,000万円}{5,000万円 \times 0.8} = 1,000万円 \text{ となります。}$$

分損

保険の対象の一部に損害が生じた場合のことで、全損に至らない損害をいいます。

法律によって加入が義務付けられている保険

「自動車損害賠償保障法」に基づく自動車損害賠償責任保険（いわゆる自賠責保険、強制保険）があります。

保険価額

保険の対象である物の実際の価値で、通常は時価額（同等のものを新たに建築あるいは購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額）をいいますが、保険種目によっては、再調達価額（同等のものを新たに建築あるいは購入するのに必要な金額）を基準として保険価額を評価することもあります。

保険期間

保険の契約期間で、保険会社が責任を負う期間のことです。そ

の期間中に保険事故が発生した場合に保険会社は保険金を支払います。ただし、一般的には、保険期間中であっても保険料が支払われていないときには保険金は支払われません。

保険金

保険事故により損害が生じた場合に、保険会社が支払う金銭をいい、原則として被保険者に支払われます。

保険金額

保険事故が発生した場合に、保険会社が支払う保険金の限度額で、保険契約に際して保険会社と保険契約者との間で定めた金額をいいます。

保険契約者

保険会社に保険の申し込みをする人のことです。ほとんどの場合、保険契約者が同時に被保険者となりますが、他人を被保険者とする契約もあります。

保険契約準備金

保険契約に基づき保険金支払などの責任を果たすため、保険業法および同施行規則によって決算期末に積み立てる準備金で、責任準備金および支払準備金があります。

保険契約の解除

法律上、保険契約者または保険会社の意思表示によって、契約が初めからなかったと同様の状態に戻すことをいいます。ただし、多くの保険約款では、契約の当初まで遡らず、解除時点から将来に向かってのみ効力を生ずるように規定しています。なお、重大事由による解除の場合、重大事由が生じた時から解除された時まで発生した保険事故について、保険金は支払われません。

保険契約の失効

すでに有効に成立している契約が将来に向かって効力を失い終了することをいいます。例えば、保険で支払われない事故（戦争、暴動など）によって保険を付けていたものが滅失した場合は契約は失効となります。

保険事故

保険契約により、保険会社は偶然な一定の事故によって生じた損害に対して保険金を支払うことを保険契約者に約束しますが、この保険金支払いを約定している事故を保険事故といえます。具体的には火災、交通事故、人の死傷などがその例です。

保険証券

保険契約の成立およびその内容を証明するために保険会社が作成して保険契約者に交付する文書です。

保険の目的（保険の対象）

保険をつける対象のことをいいます。例えば、火災保険の場合の建物や家財、自動車保険の場合の自動車がこれにあたります。

保険引受利益

正味収入保険料などの保険引受収益から、保険金や損害調査費、満期返戻金などの保険引受費用と、保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支を加減したものをいいます。

保険申込書

保険を契約する際に保険契約者が記入・捺印し、保険会社に提出する所定の書類のことです。保険契約は、保険加入希望者の申し込みと保険会社の承諾により成立する契約で、かつ一定の様式を必要としない契約ですが、口頭による取決めだけでは行き違いを生じ、紛争の原因となるので、保険会社は所定の保険申込書を用意しています。

保険約款

保険契約者が保険会社と結ぶ保険契約の内容を定めたもので、同一種類の保険契約に共通な契約内容を定めた普通保険約款と、個々の契約においてそれを変更、補充するための特別約款、特約条項があります。

保険料

被保険者の被る危険を保険会社が負担するための対価として、保険契約者から領収する金銭をいいます。

保険料即収の原則

保険契約時に保険料の全額を保険会社が領収しなければならないという原則をいいます。なお、保険料分割払特約など特に約定がある場合には、この原則は適用されません。

保険料率

保険料を算出する上で用いる割合で、単位保険金額あたりの保険料の金額で表されています。例えば保険金額1,000円あたり1円の保険料であれば「1円」または「1パーミル(‰)」と表現されることがあります。

マ行

マリン・ノンマリン

マリンは「マリン・インシュアランス」の略で海上保険（船舶保険と貨物海上保険）をいいますが、通常、運送保険も含まれています。

ノンマリンは「ノンマリン・インシュアランス」の略で、マリン以外の保険、すなわち火災保険・自動車保険・傷害保険などをいいます。

満期返れい金

満期戻総合保険（スーパージャンプ）などの積立保険（貯蓄型保険）において、保険期間が終了し、保険料全額の払い込みが

完了している場合に、保険会社が保険契約者に支払う金銭をいい、その金額は契約時に定められています。

免責

保険金をお支払できない場合です。保険会社は保険事故が発生した場合には、保険契約に基づいて保険金支払義務を負いますが、特定の事柄が生じた時は例外としてその義務を免れることになっています。例えば、戦争その他の変乱によって生じた事故、保険契約者などが自ら招いた事故、地震、噴火、津波などによる事故です。（「地震保険」等、商品により担保される場合があります。）

免責金額

保険契約者の自己負担額のことをいいます。保険会社は一定金額以下の小損害については保険金を支払わないと定めることがあります。一定の金額に達した損害については、免責金額（自己負担額）を控除した金額をお支払いする方式と損害額の全額をお支払いする方式とがあります。

免責条項

保険金をお支払いできない場合について定めた条項のことをいいます。保険約款の条文に「保険金を支払わない場合」などの見出しがつけられています。

元受保険

再保険に対する用語で、ある保険契約について再保険がなされているとき、再保険契約に対してそのある保険契約を元受保険とといいます。また、保険会社が個々の契約者と契約する保険のすべてをさす場合があります。

元受保険料

元受保険契約により、保険会社が領収する保険料をいいます。

ヤ行

予定利率

積立保険では、積立保険料部分については、満期返れい金を一定の率で割り引いて保険料を算出しています。この割引に用いられる計算利率を予定利率とといいます。なお、実際の運用利回りが予定利率を上回った場合には契約者配当金として満期返れい金に上乗せして支払われることがあります。

業 績 デ ー タ

1．当社の主要な業務に関する事項		用途別の貸付金残高及び構成比	97
(1) 当期の業績概況	78	業種別の貸付金残高及び貸付金残高 の合計に対する割合	97
(2) 直近5事業年度に係る主要な 経営指標等の推移	79	規模別の貸付金残高及び貸付金残高 の合計に対する割合	97
(3) 業務の状況を示す指標	80	貸付金地域別内訳	98
保険料・1人当たり保険料	80	国内企業向け貸付金残存期間別残高 ...	98
解約返戻金	80	⑳ 有形固定資産明細表	98
保険引受利益	81	㉑ 支払承諾の残高内訳	99
保険金・損害率	81	㉒ 支払承諾見返の担保別内訳	99
再保険	82	㉓ 長期性資産	99
未収再保険金	83	㉔ 公共関係投融资(新規引受ベース)...	99
事業費率	83	㉕ 住宅関連融資	100
保険契約に関する指標等 - 契約者配当金	84	㉖ 各種ローン金利(一般貸付標準金利 ...長期プライムレート)	100
国内契約・海外契約別の 収入保険料の割合	84	(6) 責任準備金の残高の内訳	101
(4) 経理に関する指標	85	(7) 期首時点支払備金(見積り額)の 当期末状況(ラン・オフ・リザルト)	101
支払備金の額及び責任準備金の額 ...	85	(8) 事故発生からの期間経過に伴う 最終損害見積り額の推移	102
責任準備金積立水準	85		
損害率の上昇に対する経常利益 又は経常損失の変動	86		
貸倒引当金及びその他の引当金の 期末残高及び期中の増減額	87		
貸付金償却の額	87		
資本金等明細表(含む利益準備金 及び任意積立金)	88		
事業費(含む損害調査費)	89		
有価証券売却損益及び評価損	89		
減価償却費明細表	90		
不動産動産等処分損益明細表	90		
リース取引	91		
(5) 資産運用に関する方針と指標等	91		
資産運用方針	91		
預貯金	91		
資産運用の概況	91		
利息配当収入の額及び運用利回り (インカム利回り)	92		
資産運用利回り(実現利回り)	92		
(参考)時価総合利回り	93		
海外投融资残高・構成比及び利回り ...	93		
商品有価証券	93		
保有有価証券の種類別の残高 及び合計に対する構成比	94		
保有有価証券利回り	94		
有価証券の種類別残存期間別残高 ...	95		
業種別保有株式の額	96		
貸付金の残存期間別の残高	96		
担保別貸付金残高	96		
		2．財産の状況	
		(1) 計算書類	103
		貸借対照表	103
		損益計算書	113
		株主資本等変動計算書	116
		キャッシュ・フロー計算書	119
		1株当たり配当等	120
		1株当たり純資産	121
		1人当たり総資産	121
		(2) リスク管理債権	121
		(3) 元本補てん契約のある信託に係る 貸出金の状況	121
		(4) 債務者区分に基づいて区分された債権 ...	122
		(5) 保険金等の支払い能力の充実の状況 (単体ソルベンシー・マージン比率).....	123
		(連結ソルベンシー・マージン比率).....	124
		(6) 時価情報等	125
		有価証券	125
		金銭の信託	126
		デリバティブ取引関係	127
		(7) その他	127
		3．当社及び子会社等の概況	
		(1) 当社及び子会社等の主要な事業の内容 及び組織の構成	128
		(2) 子会社に関する事項	128

V 業績データ

1. 当社の主要な業務に関する事項

(1) 当期の業績概況

当期の日本経済は、欧州における債務危機、米国における景気回復の遅れ等、グローバルな経済的混乱を受け、輸出産業を中心に不振が目立ちました。また、東日本大震災、タイにおける洪水、複数の大型台風等、自然災害の頻発による被害も日本経済に深い傷跡を残しました。震災からの復興需要等の成長要因はありますが、依然、不透明な状況が続いています。

こうした環境下、当社は損害保険会社としての社会的使命を肝に銘じ、被災された保険契約者の方々への保険金のお支払いを迅速に行うべく尽力しました。特に東日本大震災においては、当社から被災地域の保険契約者の方々へ保険金請求の手続きをご案内する等の対応を行い、早期に保険金のお支払いを行いました。

当社は平成23年5月に野村ホールディングス株式会社の連結子会社となりました。野村グループの損害保険会社として財務基盤の強化を図り、ソルベンシー・マージン比率を高めました。また、中期経営計画にもとづき、「収益力強化プラン」、「経費削減プラン」、「品質向上プラン」、「財務健全プラン」を実施し、事業運営に邁進しました。

当期における業績は以下のとおりです。

正味収入保険料は、火災保険、自動車保険等の販売に注力し、前期比1,379百万円増の38,141百万円となりました。しかし、震災や台風15号等の影響で正味支払保険金は前期比3,696百万円増の23,529百万円となりました。一方、保険引受に係る営業費及び一般管理費は前期比305百万円減の10,213百万円となりました。この結果、保険引受損失は6,341百万円となりました。

利息及び配当金収入は前期比557百万円減の5,717百万円となりました。また、有価証券売却益は前期比4,121百万円増の7,727百万円となりました。一方、有価証券評価損は前期比126百万円増の3,911百万円となりました。

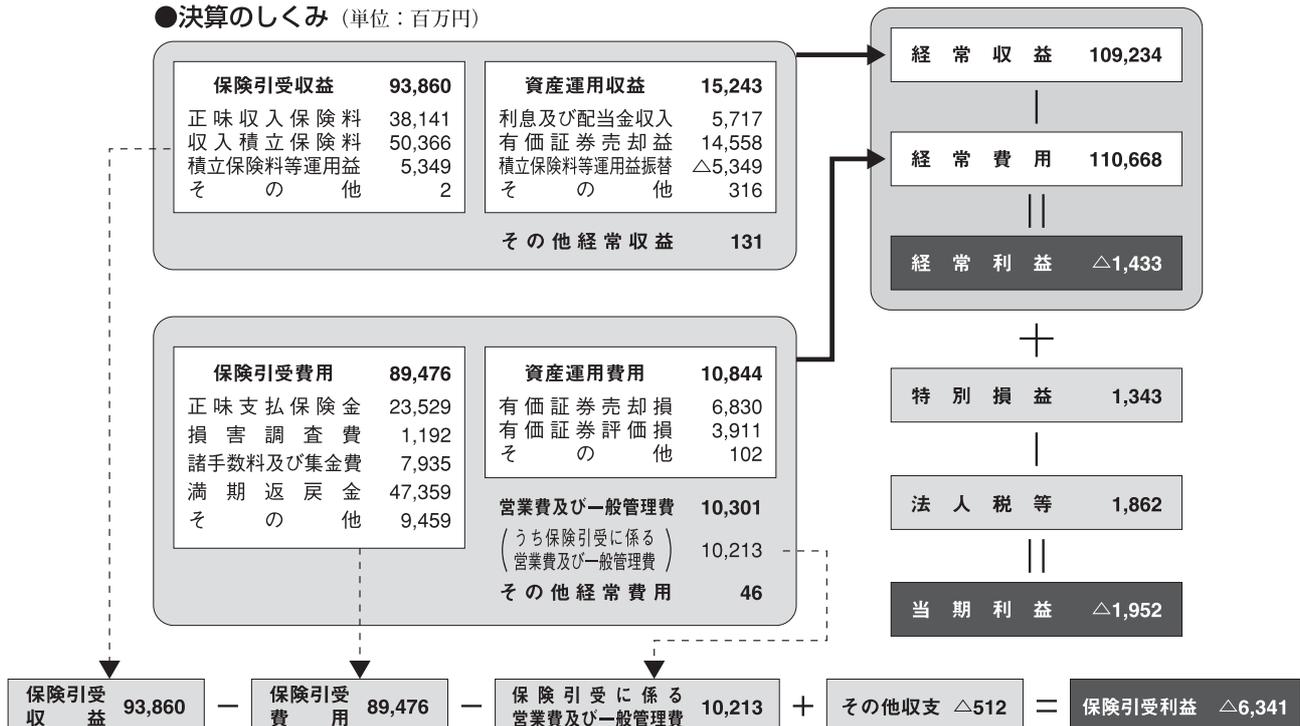
以上の結果、当期の経常収益は前期比11,628百万円増の109,234百万円、経常費用は前期比11,871百万円増の110,668百万円、経常利益は1,433百万円の損失となりました。これに、特別利益を加え特別損失、法人税及び住民税、法人税等調整額を減じた当期純利益は1,952百万円の損失となりました。

当社は、今期、社員一同厳粛な気持ちで業務に邁進します。株主の皆様、保険契約者及び代理店の方々と「FACE TO FACE」をモットーとして心を通わせ、社会的使命を果たすとともに、業績の回復に努めていく所存です。

(注) 本報告書(以下の諸表を含む)における各計数の表示及び計算は、次のとおりです。

- 1 保険料等の金額及び株数は記載単位未満を切り捨てて表示し、増減率等の比率は小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで表示しています。
- 2 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料
- 3 正味事業費率 = (諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ 正味収入保険料

●決算のしくみ (単位: 百万円)



(2) 直近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移

(単位：百万円)

年度 項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
正味収入保険料 (対前期増減率)	39,341 (2.07%)	37,657 (4.28%)	36,804 (2.27%)	36,762 (0.10%)	38,141 (3.75%)
経常収益	89,825	85,464	90,331	97,605	109,234
経常利益 (対前期増減率)	2,086 (10.56%)	2,159 (-)	1,101 (-)	1,191 (-)	1,433 (-)
当期純利益 (対前期増減率)	304 (13.53%)	1,322 (-)	107 (-)	867 (-)	1,952 (-)
正味損害率	55.87%	56.05%	56.12%	57.52%	64.82%
正味事業費率	47.32%	49.88%	48.47%	48.88%	47.58%
利息及び配当金収入 (対前期増減率)	7,787 (12.79%)	7,577 (2.69%)	6,270 (17.25%)	6,275 (0.10%)	5,717 (8.89%)
運用資産利回り (インカム利回り)	2.20%	2.13%	1.73%	1.73%	1.57%
資産運用利回り (実現利回り)	3.05%	1.42%	2.44%	1.77%	2.68%
信託報酬	-	-	-	-	-
信託勘定貸出金残高	-	-	-	-	-
信託勘定有価証券残高	-	-	-	-	-
信託財産額	-	-	-	-	-
資本金の額 (発行済株式総数)	2,502 (8,690千株)	5,003 (普通株式 8,690千株 甲種優先株式 2,084千株)	5,153 (普通株式 9,290千株 甲種優先株式 2,084千株)	5,153 (普通株式 9,290千株 甲種優先株式 2,084千株)	5,153 (普通株式 9,290千株 甲種優先株式 2,084千株)
純資産額	30,309	16,143	23,672	18,376	17,163
総資産額	393,799	382,946	391,086	390,585	397,678
積立勘定資産額	39,128	35,223	33,218	30,779	30,340
責任準備金残高	340,868	344,556	346,606	351,855	360,279
貸付金残高	2,939	1,847	10,004	8,727	8,238
有価証券残高	345,106	277,073	323,068	284,200	249,565
単体ソルベンシー・マージン比率	676.5%	486.4%	567.5%	500.8%	361.9%
連結ソルベンシー・マージン比率					360.6%
自己資本比率	7.70%	4.22%	6.05%	4.70%	4.30%
1株当り純資産額	3,499.08円	1,282.98円	2,022.03円	1,499.15円	1,323.25円
1株当り配当額 (内1株当り中間配当額)	6.00円 (-)	6.00円(普通株式) (-) 48.00円(甲種優先株式) (-)	6.00円(普通株式) (-) 48.00円(甲種優先株式) (-)	6.00円(普通株式) (-) 48.00円(甲種優先株式) (-)	6.00円(普通株式) (-) 48.00円(甲種優先株式) (-)
1株当り当期純利益	35.12円	165.25円	0.79円	105.49円	224.74円
潜在株式調整後 1株当り当期純利益	-円	-円	-円	-円	-円
配当性向	17.08%	-	755.77%	-	-
従業員数	702名	703名	674名	674名	652名

(注) ソルベンシー・マージン比率はリスク計測の厳格化を図るため、平成23年度末(平成24年3月31日)から算出にかかる法令等が改正されています。この改正された内容を平成22年度末に適用した場合、500.8%は316.0%になります。

(3) 業務の状況を示す指標

保険料・1人当たり保険料

a 正味収入保険料

(単位：百万円)

種 目	年 度	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
			構成比	増収率		構成比	増収率		構成比	増収率
			%	%		%	%		%	%
火 災		8,073	21.9	2.7	8,138	22.1	0.8	9,152	24.0	12.5
傷 害		2,856	7.8	7.2	2,971	8.1	4.0	2,788	7.3	6.2
自 動 車		12,961	35.2	1.6	12,754	34.7	1.6	13,214	34.6	3.6
自動車損害賠償責任		3,822	10.4	10.8	3,813	10.4	0.2	3,965	10.4	4.0
満 期 戻 長 期		2,746	7.5	20.3	3,100	8.4	12.9	3,164	8.3	2.1
そ の 他		6,344	17.2	9.1	5,983	16.3	5.7	5,856	15.4	2.1
合 計		36,804	100.0	2.3	36,762	100.0	0.1	38,141	100.0	3.8

b 元受正味保険料(含む積立保険料)

(単位：百万円)

種 目	年 度	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
			構成比	増収率		構成比	増収率		構成比	増収率
			%	%		%	%		%	%
火 災		10,682	13.0	0.5	10,888	12.4	1.9	12,044	13.1	10.6
傷 害		4,050	4.9	9.0	4,053	4.6	0.1	3,790	4.1	6.5
自 動 車		13,184	16.0	1.6	12,975	14.8	1.6	13,459	14.6	3.7
自動車損害賠償責任		3,882	4.7	4.1	3,695	4.2	4.8	3,896	4.2	5.5
満 期 戻 長 期		43,562	53.0	30.0	49,640	56.6	14.0	52,886	57.3	6.5
そ の 他		6,869	8.4	8.9	6,392	7.3	6.9	6,198	6.7	3.0
合 計		82,232	100.0	11.7	87,645	100.0	6.6	92,276	100.0	5.3
従業員1人当たり元受正味 保険料(含む積立保険料)		122		16.5	130		6.6	141		8.8

(注)1 正味収入保険料とは、元受及び受再契約の収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものをいいます。

(注)2 元受正味保険料(含む積立保険料)とは、元受保険料から元受解約返戻金及び元受その他返戻金を控除したものをいいます。
(積立型保険の積立保険料部分を含みます。)

(注)3 従業員1人当たり元受正味保険料(含む積立保険料) = 元受正味保険料(含む積立保険料) ÷ 従業員数

解約返戻金

(単位：百万円)

種 目	年 度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
火 災		446	453	498
傷 害		753	588	488
自 動 車		241	230	271
自動車損害賠償責任		145	139	123
満 期 戻 長 期		2,975	2,916	4,282
そ の 他		193	186	177
合 計		4,756	4,514	5,842

(注) 解約返戻金とは、元受解約返戻金、受再解約返戻金及び積立解約返戻金の合計額をいいます。

保険引受利益

(単位：百万円)

区 分	年 度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
保 険 引 受 収 益		85,050	90,355	93,860
保 険 引 受 費 用		75,899	81,750	89,476
営 業 費 及 び 一 般 管 理 費		10,581	10,518	10,213
そ の 他 収 支		16	7	512
保 険 引 受 利 益		1,414	1,921	6,341

(注)1 上記営業費及び一般管理費は、損益計算書における営業費及び一般管理費のうち保険引受に係る金額です。

(注)2 その他収支は、自動車損害賠償責任保険損益計算等における法人税相当額などです。

保険金・損害率

a. 正味支払保険金

(単位：百万円)

種 目	年 度	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
		構成比	正味損害率		構成比	正味損害率		構成比	正味損害率	
			%	%		%	%		%	%
火 災		2,069	10.7	26.6	2,386	12.0	30.7	6,567	27.9	72.9
傷 害		1,007	5.2	38.5	1,029	5.2	38.8	928	3.9	36.6
自 動 車		8,870	45.8	74.1	9,288	46.8	77.8	9,151	38.9	74.5
自動車損害賠償責任		3,956	20.4	107.4	3,863	19.5	105.5	3,788	16.1	98.9
満 期 戻 長 期		263	1.4	10.9	370	1.9	13.8	592	2.5	19.8
そ の 他		3,212	16.5	53.5	2,895	14.6	52.0	2,501	10.7	45.0
合 計		19,380	100.0	56.1	19,832	100.0	57.5	23,529	100.0	64.8

(注)1 正味支払保険金とは、元受及び受再契約の支払保険金から出再契約による回収再保険金を控除したものをいいます。

(注)2 正 味 損 害 率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料

b. 元受正味保険金

(単位：百万円)

種 目	年 度	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
		構成比	元受正味損害率		構成比	元受正味損害率		構成比	元受正味損害率	
			%	%		%	%		%	%
火 災		2,210	11.1	21.4	2,527	12.4	24.3	21,181	55.0	176.7
傷 害		1,011	5.1	36.1	1,043	5.1	37.5	952	2.5	35.6
自 動 車		9,082	45.5	74.5	9,434	46.1	77.6	9,364	24.3	74.7
自動車損害賠償責任		4,064	20.4	108.5	4,139	20.2	116.4	3,848	10.0	102.2
満 期 戻 長 期		263	1.3	10.2	370	1.8	13.0	592	1.5	18.5
そ の 他		3,307	16.6	50.8	2,932	14.3	49.3	2,607	6.7	44.3
合 計		19,940	100.0	52.3	20,447	100.0	53.9	38,546	100.0	94.8

(注) 元受正味損害率 = (元受正味保険金 + 損害調査費) ÷ (元受正味保険料)

c. 正味損害率、正味事業費率及びその合算率

(単位：%)

種 目	年 度	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
		正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
火 災		26.6	39.8	66.5	30.7	44.3	75.1	72.9	44.9	117.7
傷 害		38.5	72.4	110.9	38.8	65.0	103.8	36.6	63.8	100.5
自 動 車		74.1	37.1	111.3	77.8	37.2	115.0	74.5	34.1	108.6
自動車損害賠償責任		107.4	29.7	137.1	105.5	27.9	133.5	98.9	24.3	123.3
満 期 戻 長 期		10.9	111.6	122.5	13.8	96.0	109.8	19.8	96.7	116.4
そ の 他		53.5	55.8	109.3	52.0	60.9	113.0	45.0	63.7	108.7
合 計		56.1	48.5	104.6	57.5	48.9	106.4	64.8	47.6	112.4

(注)1 正 味 損 害 率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ (正味収入保険料)

(注)2 正味事業費率 = (諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ (正味収入保険料)

(注)3 合 算 率 = 正味損害率 + 正味事業費率

d. 出再控除前の発生損害率、事業費率及びその合算率

(単位：%)

保険種目	年度	平成 21 年度			平成 22 年度			平成 23 年度		
		発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火災		30.2	47.6	77.7	41.1	44.5	85.6	81.5	58.8	140.3
傷害		38.8	64.4	103.2	66.9	109.9	176.9	29.4	56.6	86.1
自動車		71.6	36.6	108.2	71.9	36.6	108.5	75.2	34.3	109.6
満期戻長期		8.4	91.0	99.4	15.1	92.3	107.4	20.6	95.3	115.9
その他の		49.6	53.4	103.0	38.0	54.2	92.2	59.1	61.2	120.3
合計		49.1	50.4	99.4	51.4	51.5	102.9	63.9	52.8	116.6

- (注)1 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。
(注)2 発生損害率 = (出再控除前の発生損害額 + 損害調査費) ÷ 出再控除前の既経過保険料
(注)3 事業費率 = (支払諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ 出再控除前の既経過保険料
(注)4 合算率 = 発生損害率 + 事業費率
(注)5 出再控除前の発生損害額 = 支払保険金 + 出再控除前の支払備金積増額
(注)6 出再控除前の既経過保険料 = 収入保険料 - 出再控除前の未経過保険料積増額
(注)7 第三分野保険につきましては、販売量が極めて少ないため、傷害保険に含めています。

再保険

a. 受再正味保険料・受再正味保険金

(単位：百万円)

保険種目	年度	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
			前年比		前年比		前年比
受再正味 保険料	火災	290	71.4	285	1.6	597	109.4
	傷害	0	-	-	100.0	-	-
	自動車	7	4.1	7	6.4	8	11.2
	自動車損害賠償責任	2,578	13.5	2,629	2.0	2,833	7.7
	満期戻長期	-	-	-	-	-	-
	その他の	127	17.4	111	12.4	109	1.5
合計	3,003	9.3	3,033	1.0	3,548	17.0	
受再正味 保険金	火災	36	18.0	38	3.8	2,480	6,417.5
	傷害	0	-	-	100.0	-	-
	自動車	9	20.4	6	31.4	6	3.0
	自動車損害賠償責任	3,956	5.0	3,863	2.4	3,788	1.9
	満期戻長期	-	-	-	-	-	-
	その他の	140	119.4	63	54.7	66	4.4
合計	4,143	2.9	3,971	4.2	6,342	59.7	

b. 支払再保険料・回収再保険金

(単位：百万円)

保険種目	年度	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
			前年比		前年比		前年比
支払再 保険料	火災	2,899	6.1	3,037	4.8	3,487	14.8
	傷害	194	25.8	140	27.7	148	5.6
	自動車	230	2.3	228	1.2	253	11.2
	自動車損害賠償責任	2,639	3.9	2,511	4.9	2,764	10.1
	満期戻長期	188	0.9	205	9.4	225	9.6
	その他の	641	10.8	517	19.3	436	15.7
合計	6,794	0.2	6,641	2.3	7,316	10.2	
回収再 保険金	火災	177	44.4	179	1.0	17,094	9,423.6
	傷害	4	-	13	215.0	24	77.1
	自動車	221	80.1	152	31.0	220	44.0
	自動車損害賠償責任	4,064	1.1	4,139	1.8	3,848	7.0
	満期戻長期	-	100.0	-	-	-	-
	その他の	236	40.7	101	57.2	172	71.0
合計	4,703	0.5	4,586	2.5	21,359	365.7	

c. 出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合

	出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位5社の出再先に集中している割合
平成23年度	31社(0社)	84.73%(-)
平成22年度	27社(0社)	86.03%(-)
平成21年度	27社(0社)	85.33%(-)

- (注)1 出再先保険会社の数は、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者(プール出再を含む)を対象としています。
 (注)2 ()内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。)
 なお、当社では第三分野保険に関して、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者はありません。

d. 出再保険料の格付ごとの割合

格付区分	A以上	BBB以上	その他 (格付なし・不明・BB以下)	合計
平成23年度	100% (-%)	0% (-%)	0% (-%)	100% (-%)
平成22年度	100% (-%)	0% (-%)	0% (-%)	100% (-%)
平成21年度	100% (-%)	0% (-%)	0% (-%)	100% (-%)

- (注)1 特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者を対象としています。ただし、再保険プールを含んでいません。
 格付区分は、以下の方法により区分しています。
 格付区分の方法
 S&P社、又はA M Best社の格付を使用しています。この場合、A-以上を「A以上」に区分しています。
 これら2社の格付がない場合は、日本格付研究所の格付は、A-以上を「A以上」に区分し、Moody'sの格付は、A3以上を「A以上」に区分しています。
 (注)2 ()内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。)
 なお、当社では第三分野保険に関して、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者はありません。

未収再保険金

(単位：百万円)

種目計		平成21年度	平成22年度	平成23年度
1	年度開始時の未収再保険金	199(0)	271(0)	142(0)
2	当該年度に回収できる事由が発生した額	603(0)	377(0)	1,748(0)
3	当該年度回収等	531(0)	506(0)	1,677(0)
4	1+2-3=年度末の未収再保険金	271(0)	142(0)	213(0)

- (注)1 地震・自賠責保険に係る金額を除いています。
 (注)2 ()内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。)

事業費率

(単位：百万円)

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
区分			
保険引受に係る事業費	17,839	17,968	18,149
(保険引受に係る営業費 及び一般管理費)	10,581	10,518	10,213
(諸手数料及び集金費)	7,257	7,449	7,935
正味事業費率	48.47%	48.88%	47.58%

保険契約に関する指標等 - 契約者配当金

満期戻総合保険では、保険期間が終了し、満期を迎えられたご契約者に対して満期戻金をお支払いするとともに、所定の計算により剰余が生じた場合には、契約者配当金をお支払いします。

満期を迎えられるご契約者にお支払いする契約者配当金は以下のとおりです。

(平成24年度契約者配当金の例)

(満期戻総合保険・木造住宅・満期戻金100万円の場合)

保険期間	満期日	払込方法	払込方法				
			一時払契約	年払契約	半年払契約	月払契約	団体払契約
5年	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで		4,530円	2,300円	2,300円	2,300円	2,300円
6年	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで		4,270円	-	-	-	-
10年	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで		4,650円	3,610円	3,610円	3,610円	3,610円

(注) 契約者配当金の算出方法は契約内容・満期月ごとに契約者配当金の運用益を算出していくため、満期月ごとに契約者配当金が多寡異なることがあります。

上表では、同一保険期間・同一予定利率の保険ごとに当年度において初めて満期を迎える月の払込方法別の契約者配当金実額を平成23年4月満期分(保険期間5年・10年/満期戻金支払割合20%、保険期間6年/満期戻金支払割合30%)を例として表示しています。

(平成23年度契約者配当金の例)

(満期戻総合保険・木造住宅・満期戻金100万円の場合)

保険期間	満期日	払込方法	払込方法				
			一時払契約	年払契約	半年払契約	月払契約	団体払契約
5年	平成23年4月1日から平成24年3月31日まで		4,570円	3,070円	3,070円	3,070円	3,070円
6年	平成23年4月1日から平成24年3月31日まで		4,330円	-	-	-	-
10年	平成23年4月1日から平成24年3月31日まで		4,790円	4,090円	4,090円	4,090円	4,090円

(平成22年度契約者配当金の例)

(満期戻総合保険・木造住宅・満期戻金100万円の場合)

保険期間	満期日	払込方法	払込方法				
			一時払契約	年払契約	半年払契約	月払契約	団体払契約
5年	平成22年4月1日から平成23年3月31日まで		3,810円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円
6年	平成22年4月1日から平成23年3月31日まで		3,600円	-	-	-	-
10年	平成22年4月1日から平成23年3月31日まで		4,040円	3,660円	3,660円	3,660円	3,660円

国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
国内契約	100.00%	100.00%	100.00%
海外契約	0.00%	0.00%	0.00%

(注) 上表は、収入保険料(元受正味保険料(除く収入積立保険料)と受再正味保険料の合計)について国内契約および海外契約の割合を記載しています。

(4) 経理に関する指標

支払備金の額及び責任準備金の額

a 支払備金

(単位：百万円)

種 目	年 度	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末
火 災		899	1,401	1,543
傷 害		722	761	670
自 動 車		6,599	5,658	5,602
自動車損害賠償責任		1,413	1,430	1,454
満 期 戻 長 期		45	103	139
そ の 他		2,510	2,235	2,990
合 計		12,191	11,590	12,400

b 責任準備金

(単位：百万円)

種 目	年 度	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末
火 災		32,647	33,534	35,053
傷 害		38,447	37,454	36,090
自 動 車		5,764	6,156	4,912
自動車損害賠償責任		12,562	11,471	10,198
満 期 戻 長 期		240,418	247,063	257,794
そ の 他		16,764	16,174	16,228
合 計		346,606	351,855	360,279

責任準備金積立水準

区 分		平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末
積立方式	標準責任準備金対象契約	標準責任準備金	標準責任準備金	標準責任準備金
	標準責任準備金対象外契約	平準純保険料式又は全期チルメル式	平準純保険料式又は全期チルメル式	平準純保険料式又は全期チルメル式
積 立 率		100.0%	100.0%	100.0%

(注)1 積立法式及び積立率は、保険業法第3条第5条第1号に掲げる保険に係る保険契約及び保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険を主たる保険としている保険契約を除いています。

(注)2 保険料積立金及び積立保険に係る払戻積立金以外について積立方式という概念がないため、積立法式は保険料積立金及び積立保険に係る払戻積立金について記載しています。

(注)3 積立率 = (実際に積立している普通責任準備金 + 払戻積立金) ÷ (下記(1)~(3)の合計額)

(1) 標準責任準備金対象契約に係る平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により計算した保険料積立金及び払戻積立金(保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約に限る)

(2) 標準責任準備金対象外契約に係る平準純保険料式により計算した平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る保険料積立金、保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約以外の保険契約で平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る払戻積立金並びに平成13年7月1日前に保険期間が開始する保険契約に係る普通責任準備金及び払戻積立金

(3) 平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る未経過保険料

損害率の上昇に対する経常利益又は経常損失の変動
(平成23年度)

損害率の上昇シナリオ	地震保険と自動車損害賠償責任保険を除く、すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定します。
計 算 方 法	<p>増加する発生損害額 = 既経過保険料 × 1 %</p> <p>増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しています。</p> <p>増加する異常危険準備金取崩額 = 正味支払保険金の増加を考慮した取崩額 - 決算時取崩額</p>
経常利益の減少額	197百万円 (注) 異常危険準備金残高の取崩額112百万円

(平成22年度)

損害率の上昇シナリオ	すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定します。
計 算 方 法	<p>増加する発生損害額 = 既経過保険料 × 1 %</p> <p>増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しています。</p> <p>増加する異常危険準備金取崩額 = 正味支払保険金の増加を考慮した取崩額 - 決算時取崩額</p> <p>経常利益の減少額 = 増加する発生損害額 - 増加する異常危険準備金取崩額</p>
経常利益の減少額	208百万円 (注) 異常危険準備金残高の取崩額102百万円

(注) 地震保険、自動車損害賠償責任保険については、ノーロス・ノープロフィットの原則に基づき、増加する発生保険金は責任準備金の取崩等により相殺しています。

貸倒引当金及びその他の引当金の期末残高及び期中の増減額
(平成23年度)

(単位：百万円)

区 分	前期末 残 高	当 期 増加額	当 期 減 少 額		当期末 残 高	摘 要	
			目的使用	その他			
貸倒引当金	一般貸倒引当金	65	206	-	65	206	洗替による取崩額
	個別貸倒引当金	187	16	-	187	16	"
	特定海外債権引当勘定	-	-	-	-	-	
退職給付引当金	2,854	216	110	-	2,961		
役員退職慰労引当金	639	118	195	-	562		
賞与引当金	486	403	486	-	403		
価格変動準備金	1,556	128	1,472	-	212		
計	5,791	1,090	2,265	253	4,363		

(平成22年度)

(単位：百万円)

区 分	前期末 残 高	当 期 増加額	当 期 減 少 額		当期末 残 高	摘 要	
			目的使用	その他			
貸倒引当金	一般貸倒引当金	125	65	-	125	65	洗替による取崩額
	個別貸倒引当金	316	187	-	316	187	"
	特定海外債権引当勘定	-	-	-	-	-	
退職給付引当金	2,590	302	38	-	2,854		
役員退職慰労引当金	533	106	-	-	639		
賞与引当金	531	486	531	-	486		
価格変動準備金	1,537	181	162	-	1,556		
計	5,636	1,330	732	442	5,791		

貸付金償却の額

当年度、前年度、前々年度とも貸付金の償却を行っていません。

資本金等明細表（含む利益準備金及び任意積立金）
（平成23年度）

（単位：百万円）

区 分		前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	摘 要
資 本 金		5,153	-	-	5,153	
うち既発行 株 式	普 通 株 式	(9,290,000株) 2,652	-	-	(9,290,000株) 2,652	注
	優 先 株 式	(2,084,000株) 2,500	-	-	(2,084,000株) 2,500	
	計	(普通株式9,290,000株) (優先株式2,084,000株) 5,153	-	-	(普通株式9,290,000株) (優先株式2,084,000株) 5,153	
資本準備金及 びその他 資本剰余金	(資本準備金) 株式払込剰余金	4,903	-	-	4,903	
	(その他資本剰余金) 自己株式処分差益	62	-	-	62	
	計	4,965	-	-	4,965	
利益準備金及 び任意積立金	(利益準備金)	290	-	-	290	
	(任意積立金) 特別準備金	7,400	-	7,400	0	
	計	7,690	-	7,400	290	

（注）当期末における自己株式数は、174,572株です。

（平成22年度）

（単位：百万円）

区 分		前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	摘 要
資 本 金		5,153	-	-	5,153	
うち既発行 株 式	普 通 株 式	(9,290,000株) 2,652	-	-	(9,290,000株) 2,652	注
	優 先 株 式	(2,084,000株) 2,500	-	-	(2,084,000株) 2,500	
	計	(普通株式9,290,000株) (優先株式2,084,000株) 5,153	-	-	(普通株式9,290,000株) (優先株式2,084,000株) 5,153	
資本準備金及 びその他 資本剰余金	(資本準備金) 株式払込剰余金	4,903	-	-	4,903	
	(その他資本剰余金) 自己株式処分差益	62	-	-	62	
	計	4,965	-	-	4,965	
利益準備金及 び任意積立金	(利益準備金)	290	-	-	290	
	(任意積立金) 特別準備金	7,400	-	-	7,400	
	計	7,690	-	-	7,690	

（注）当期末における自己株式数は、129,572株です。

事業費（含む損害調査費）

（単位：百万円）

事業費内訳	期別	平成21年度	平成22年度	平成23年度
人件費		5,508	5,660	5,211
物件費		5,987	5,814	5,895
税金		371	370	372
火災予防拠出金及び交通事故予防拠出金		0	0	1
保険契約者保護機構に対する負担金		52	57	15
諸手数料及び集金費		7,257	7,449	7,935
合計		19,177	19,351	19,429

（注）金額は損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費並びに諸手数料及び集金費の合計額です。

有価証券売却損益及び評価損

売却益

（単位：百万円）

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
国債等	3,501	5,415	5,882
株式	945	337	6,859
外国証券	-	-	1,317
その他	72	365	499
合計	4,519	6,118	14,558

売却損

（単位：百万円）

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
国債等	947	-	-
株式	9	-	6,162
外国証券	811	2,507	634
その他	-	4	34
合計	1,768	2,512	6,830

評価損

（単位：百万円）

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
国債等	-	-	-
株式	170	3,724	2,608
外国証券	-	37	1,289
その他	217	22	12
合計	388	3,784	3,911

減価償却費明細表
(平成23年度)

(単位：百万円)

資産の種類	取得原価	当期償却額	償却累計額	当期末残高	償却累計率
建物	1,489	43	887	601	59.6%
動産	347	13	255	91	73.6%
リース資産	137	29	74	62	54.2%
ソフトウェア	4,643	809	2,501	2,142	53.9%
その他	23	-	-	23	-%
計	6,640	895	3,718	2,922	

(平成22年度)

(単位：百万円)

資産の種類	取得原価	当期償却額	償却累計額	当期末残高	償却累計率
建物	1,489	48	844	645	56.7%
動産	333	15	242	91	72.7%
リース資産	98	23	45	53	46.2%
ソフトウェア	4,320	733	2,264	2,056	52.4%
その他	23	-	-	23	-%
計	6,265	821	3,396	2,868	

(平成21年度)

(単位：百万円)

資産の種類	取得原価	当期償却額	償却累計額	当期末残高	償却累計率
建物	1,489	54	798	691	53.6%
動産	326	19	230	96	70.6%
リース資産	93	17	22	71	23.8%
ソフトウェア	4,045	685	2,004	2,040	49.6%
その他	34	0	10	23	32.0%
計	5,989	776	3,066	2,922	

不動産動産等処分損益明細表
不動産動産処分益

(単位：百万円)

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
不動産	-	-	-
動産	-	-	-
合計	-	-	-

不動産動産処分損

(単位：百万円)

区分	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	売却	その他	合計	売却	その他	合計	売却	その他	合計
不動産	-	-	-	-	-	-	-	-	-
動産	-	5	5	-	1	1	-	1	1
合計	-	5	5	-	1	1	-	1	1

リース取引

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	年 度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	未経過リース料期末残高相当額	1年内	83	62
1年超		88	31	-
合 計		171	94	34
支 払 リ ー ス 料		126	90	58

(5) 資産運用に関する方針と指標等

資産運用方針

資産の運用にあたっては、損害保険会社という公共性の強い性質に鑑み、安全性、流動性を重視しつつ有利な運用に努めています。

預貯金

(単位：百万円)

区 分	年 度	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末
郵便振替・郵便貯金		2	11	1
当座預金		40	36	40
普通預金		5,914	20,805	8,576
通知預金		-	10	0
定期預金		30	310	10
外貨預金		-	-	-
計		5,987	21,173	8,628

資産運用の概況

(単位：百万円)

区 分	平成21年度末		平成22年度末		平成23年度末	
		構成比		構成比		構成比
預 貯 金	5,987	1.5	21,173	5.4	8,628	2.2
コ ー ル 口 ー ン	23,000	5.9	50,000	12.8	109,000	27.4
商 品 有 価 証 券	-	-	-	-	-	-
買 現 先 勘 定	-	-	-	-	-	-
債券貸借取引支払保証金	-	-	-	-	-	-
買 入 金 銭 債 権	308	0.1	281	0.1	193	0.1
金 銭 の 信 託	5,354	1.4	188	0.1	64	0.1
有 価 証 券	323,068	82.6	284,200	72.8	249,565	62.8
貸 付 金	10,004	2.6	8,727	2.2	8,238	2.1
土 地 ・ 建 物	1,212	0.3	1,166	0.3	1,122	0.3
運 用 資 産 計	368,936	94.3	365,737	93.6	376,814	94.8
総 資 産	391,086	100.0	390,585	100.0	397,678	100.0

利息配当収入の額及び運用利回り（インカム利回り）

（単位：百万円）

区 分	平成21年度末			平成22年度末			平成23年度末		
	収入金額	平均運用額	利回り	収入金額	平均運用額	利回り	収入金額	平均運用額	利回り
預 貯 金	4	9,888	0.05	3	17,246	0.02	3	13,121	0.02
コ ー ル ロ ー ン	79	32,780	0.24	41	39,392	0.10	51	55,022	0.09
買 現 先 勘 定	-	-	-	-	-	-	-	-	-
債券貸借取引支払保証金	-	-	-	-	-	-	-	-	-
買 入 金 銭 債 権	6	320	1.95	5	293	1.97	6	242	2.54
商 品 有 価 証 券	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金 銭 の 信 託	17	1,606	1.06	23	2,757	0.84	2	97	2.67
有 価 証 券	6,003	308,118	1.95	5,999	291,986	2.05	5,493	286,005	1.92
公 社 債	3,511	189,907	1.85	2,826	163,336	1.73	2,332	163,558	1.43
株 式	1,212	56,649	2.14	1,334	59,401	2.25	1,288	50,143	2.57
外 国 証 券	1,283	49,605	2.59	1,349	52,310	2.58	1,388	54,843	2.53
そ の 他 の 証 券	3	11,955	0.03	488	16,938	2.89	483	17,460	2.77
貸 付 金	152	8,368	1.82	201	9,893	2.03	152	8,578	1.78
土 地 ・ 建 物	0	1,264	0.06	0	1,211	0.06	0	1,163	0.07
小 計	6,264	362,347	1.73	6,275	362,782	1.73	5,709	364,230	1.57
そ の 他	22	-	-	22	-	-	11	-	-
合 計	6,287	-	-	6,298	-	-	5,721	-	-

（注）利回りは $\frac{\text{利息及び配当金収入}}{\text{取得原価又は償却原価による平均残高}}$ で算出しています。

なお、時価会計導入を機に、開示利回りのあり方を見直した結果、従来のインカムベースの利回りのみでは運用の実態を必ずしも適切に反映できないと考え、新たに、当期の資産運用にかかる成果を期間損益への寄与の観点から示す指標として、従来の簿価を分母とする 資産運用利回り（実現利回り）を開示するとともに、時価ベースでの運用効率開示のニーズに応えるため、時価総合利回りを併せて参考開示しています。

資産運用利回り（実現利回り）

（単位：百万円）

区 分	平成 21 年 度			平成 22 年 度			平成 23 年 度		
	資産運用損益等 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り	資産運用損益等 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り	資産運用損益等 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り
預 貯 金	4	9,888	0.05	3	17,246	0.02	3	13,121	0.02
コ ー ル ロ ー ン	79	32,780	0.24	41	39,392	0.10	51	55,022	0.09
買 現 先 勘 定	-	-	-	-	-	-	-	-	-
債券貸借取引支払保証金	-	-	-	-	-	-	-	-	-
買 入 金 銭 債 権	6	320	1.95	5	293	1.97	6	242	2.54
商 品 有 価 証 券	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金 銭 の 信 託	17	1,606	1.06	23	2,757	0.84	46	97	47.78
有 価 証 券	8,559	308,118	2.78	6,126	291,986	2.10	9,569	286,005	3.35
公 社 債	6,065	189,907	3.19	8,242	163,336	5.05	8,214	163,558	5.02
株 式	1,978	56,649	3.49	2,052	59,401	3.45	623	50,143	1.24
外 国 証 券	1,060	49,605	2.14	855	52,310	1.63	783	54,843	1.43
そ の 他 の 証 券	545	11,955	4.56	791	16,938	4.68	1,195	17,460	6.84
貸 付 金	152	8,368	1.82	201	9,893	2.03	151	8,578	1.77
土 地 ・ 建 物	0	1,264	0.06	0	1,211	0.06	0	1,163	0.07
そ の 他	22	-	-	22	-	-	11	-	-
合 計	8,842	362,347	2.44	6,425	362,782	1.77	9,747	364,230	2.68

（注）利回りは $\frac{\text{資産運用収益} + \text{積立保険料等運用益} - \text{資産運用費用}}{\text{取得原価又は償却原価による平均残高}}$ で算出しています。

(参考) 時価総合利回り

(単位: 百万円)

区 分	平成 21 年 度			平成 22 年 度			平成 23 年 度		
	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り
預 貯 金	4	9,888	0.05	3	17,246	0.02	3	13,121	0.02
コ ー ル ロ ー ン	79	32,780	0.24	41	39,392	0.10	51	55,022	0.09
買 現 先 勘 定	-	-	-	-	-	-	-	-	-
債券貸借取引支払保証金	-	-	-	-	-	-	-	-	-
買 入 金 銭 債 権	6	320	1.95	5	293	1.97	6	242	2.54
商 品 有 価 証 券	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金 銭 の 信 託	17	1,606	1.06	23	2,757	0.84	46	97	47.78
有 価 証 券	18,840	305,739	6.16	369	299,889	0.12	11,015	287,412	3.83
公 社 債	6,261	192,552	3.25	6,716	166,178	4.04	7,788	164,873	4.72
株 式	11,420	54,957	20.78	8,978	67,151	13.37	1,672	50,966	3.28
外 国 証 券	1,346	46,845	2.87	100	49,836	0.20	2,292	53,123	4.31
その他の証券	188	11,384	1.66	1,994	16,772	11.93	737	18,448	4.00
貸 付 金	152	8,368	1.82	201	9,893	2.03	151	8,578	1.77
土 地 ・ 建 物	0	1,264	0.06	0	1,211	0.06	0	1,163	0.07
そ の 他	22	-	-	22	-	-	11	-	-
合 計	19,123	359,968	5.31	70	370,684	0.02	11,194	365,637	3.06

(注) 利回りは $\frac{(\text{資産運用収益} + \text{積立保険料等運用益} - \text{資産運用費用}) + (\text{当期末評価差額}^* - \text{前期末評価差額}^*)}{\text{取得原価又は償却原価による平均残高} + \text{その他有価証券に係る前期末評価差額}^* + \text{売買目的有価証券に係る前期末評価損益}}$ で算出しています。

* 税効果控除前の金額による。

海外投融資残高・構成比及び利回り

(単位: 百万円)

区 分	年 度	平成21年度末		平成22年度末		平成23年度末	
			構成比		構成比		構成比
外 貨 建	公 社 債	13,919	26.8	20,236	41.4	5,312	18.4
	株 式	-	-	-	-	-	-
	そ の 他	165	0.3	162	0.3	193	0.7
	外 貨 建 資 産 計	14,084	27.1	20,398	41.8	5,505	19.1
円 貨 建	非 居 住 者 貸 付	-	-	-	-	-	-
	公 社 債(円建外債)	27,097	52.1	20,640	42.3	16,448	57.0
	そ の 他	10,800	20.8	7,813	16.0	6,895	23.9
	円 貨 建 資 産 計	37,897	72.9	28,453	58.2	23,343	80.9
	合 計	51,981	100.0	48,851	100.0	28,849	100.0
海外投融資利回り							
	運用資産利回り(インカム利回り)	2.59%		2.58%		2.53%	
	資産運用利回り(実現利回り)	2.14%		1.63%		1.43%	
	(参考) 時価総合利回り	2.87%		0.20%		4.31%	

商品有価証券

当年度、前年度、前々年度とも該当ありません。

保有有価証券の種類別の残高及び合計に対する構成比

(単位：百万円)

区 分	年 度	平成21年度末		平成22年度末		平成23年度末	
			構成比		構成比		構成比
			%		%		%
国 債		18,337	5.7	7,882	2.8	113,278	45.4
地 方 債		95,572	29.6	80,778	28.4	11,287	4.5
社 債		79,314	24.6	69,270	24.4	43,349	17.4
株 式		64,185	19.9	58,517	20.6	38,431	15.4
外 国 証 券		51,981	16.1	48,851	17.2	28,849	11.6
そ の 他 の 証 券		13,676	4.2	18,898	6.6	14,369	5.7
合 計		323,068	100.0	284,200	100.0	249,565	100.0

保有有価証券利回り

区 分	年 度	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末
		%	%	%
運用資産利回り (インカム利回り)	公 社 債	1.85	1.73	1.43
	株 式	2.14	2.25	2.57
	外 国 証 券	2.59	2.58	2.53
	そ の 他 の 証 券	0.03	2.89	2.77
	合 計	1.95	2.05	1.92
資産運用利回り (実現利回り)	公 社 債	3.19	5.05	5.02
	株 式	3.49	3.45	1.24
	外 国 証 券	2.14	1.63	1.43
	そ の 他 の 証 券	4.56	4.68	6.84
	合 計	2.78	2.10	3.35
時価総合利回り	公 社 債	3.25	4.04	4.72
	株 式	20.78	13.37	3.28
	外 国 証 券	2.87	0.20	4.31
	そ の 他 の 証 券	1.66	11.93	4.00
	合 計	6.16	0.12	3.83

(注) 各利回りの計算方法については、P92～P93をご参照ください。

有価証券の種類別残存期間別残高
(平成23年度末)

(単位：百万円)

		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
平成24/3	国 債	1,796	783	122	-	75,168	35,407	-	113,278
	地 方 債	2,010	4,754	-	-	4,414	107	-	11,287
	社 債	6,216	10,446	5,485	4,230	6,609	10,360	0	43,349
	株 式							38,431	38,431
	外 国 証 券	6,163	12,522	3,112	-	156	-	6,895	28,849
	その他の証券	63	465	992	1,357	-	-	11,489	14,369
	合 計	16,250	28,972	9,713	5,588	86,348	45,875	56,816	249,565

(平成22年度末)

(単位：百万円)

		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
平成23/3	国 債	429	777	443	-	-	6,232	-	7,882
	地 方 債	1,700	5,764	1,002	2,657	62,005	7,648	-	80,778
	社 債	2,107	8,085	11,696	9,383	24,345	13,652	0	69,270
	株 式							58,517	58,517
	外 国 証 券	3,012	11,083	10,008	2,070	13,838	1,025	7,813	48,851
	その他の証券	6	100	1,719	1,037	-	-	16,035	18,898
	合 計	7,256	25,810	24,869	15,148	100,189	28,558	82,366	284,200

(平成21年度末)

(単位：百万円)

		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
平成22/3	国 債	3,537	736	811	121	1,988	11,141	-	18,337
	地 方 債	4,046	3,537	4,745	5,637	71,245	6,359	-	95,572
	社 債	8,677	4,986	8,776	6,941	40,649	9,281	0	79,314
	株 式							64,185	64,185
	外 国 証 券	15,072	10,071	12,908	2,127	-	1,001	10,800	51,981
	その他の証券	21	148	829	1,089	635	-	10,952	13,676
	合 計	31,355	19,481	28,072	15,918	114,518	27,784	85,938	323,068

業種別保有株式の額

(単位：百万株、百万円)

区 分	年 度	平成21年度末			平成22年度末			平成23年度末		
		株 数	金 額	構成比	株 数	金 額	構成比	株 数	金 額	構成比
				%			%			%
電 気 ・ ガ ス 業		6	12,770	19.9	9	13,284	22.7	3	4,469	11.6
陸 運 業		9	10,062	15.7	9	8,771	15.0	8	8,842	23.0
商 業		9	8,699	13.6	9	7,593	13.0	6	5,604	14.6
電 気 機 器 業		5	7,014	10.9	5	5,594	9.6	4	2,720	7.1
不 動 産 業		3	4,987	7.8	3	4,522	7.7	2	3,065	8.0
金 融 保 険 業		3	5,109	8.0	3	4,057	6.9	2	3,818	9.9
そ の 他 製 品 業		5	2,451	3.8	5	2,585	4.4	4	1,928	5.0
機 械 業		3	2,522	3.9	3	2,455	4.2	2	1,852	4.8
輸 送 用 機 器 業		2	2,010	3.1	2	2,163	3.7	0	118	0.3
証 券 ・ 商 品 先 物 取 引 業		4	2,341	3.6	4	1,599	2.7	4	1,433	3.7
そ の 他		12	6,120	9.5	10	5,889	10.1	8	4,578	12.0
合 計		67	64,185	100.0	66	58,517	100.0	48	38,431	100.0

(注)1 業種別区分は、証券取引所の業種分類に準じています。

(注)2 空輸業は陸運業に含めています。

貸付金の残存期間別の残高

(単位：百万円)

		平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末
固 定 金 利	1 年 以 下	-	-	-
	1 年 超 3 年 以 下	-	-	-
	3 年 超 5 年 以 下	-	-	-
	5 年 超 7 年 以 下	-	-	-
	7 年 超	1,000	1,000	1,000
	合 計	1,000	1,000	1,000
変 動 金 利	1 年 以 下	1,200	496	-
	1 年 超 3 年 以 下	524	-	-
	3 年 超 5 年 以 下	-	7,000	7,000
	5 年 超 7 年 以 下	7,000	-	-
	7 年 超	-	-	-
	合 計	8,724	7,496	7,000

(注) 約款貸付は含みません。

担保別貸付金残高

(単位：百万円)

区 分	年 度	平成21年度末		平成22年度末		平成23年度末	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
			%		%		%
担 保 貸 付		1,200	11.9	-	-	-	-
有 価 証 券 担 保		-	-	-	-	-	-
不 動 産 ・ 動 産 ・ 財 団		1,200	11.9	-	-	-	-
指 名 債 権 担 保		-	-	-	-	-	-
保 証 貸 付		-	-	496	5.68	-	-
信 用 貸 付		8,000	79.9	8,000	91.67	8,000	97.11
そ の 他		524	5.2	-	-	-	-
一 般 貸 付 計		9,724	97.2	8,496	97.35	8,000	97.11
約 款 貸 付		280	2.8	231	2.65	238	2.89
合 計		10,004	100.0	8,727	100.0	8,238	100.0
(うち劣後特約付き貸付)		(1,000)	(10.0)	(1,000)	(11.5)	(1,000)	(12.1)

使途別の貸付金残高及び構成比

(単位：百万円)

区 分	年 度	平成21年度末		平成22年度末		平成23年度末	
			構成比		構成比		構成比
			%		%		%
設 備 資 金		-	-	-	-	-	-
運 転 資 金		10,004	100.0	8,727	100.0	8,238	100.0
合 計		10,004	100.0	8,727	100.0	8,238	100.0

業種別の貸付金残高及び貸付金残高の合計に対する割合

(単位：百万円)

区 分	年 度	平成21年度末		平成22年度末		平成23年度末	
			構成比		構成比		構成比
			%		%		%
農 林 ・ 水 産 業		-	-	-	-	-	-
鉱 業		-	-	-	-	-	-
建 設 業		-	-	-	-	-	-
製 造 業		-	-	-	-	-	-
卸 ・ 小 売 業		-	-	-	-	-	-
金 融 ・ 保 険 業		8,524	85.2	8,496	97.4	8,000	97.1
不 動 産 業		1,200	12.0	-	-	-	-
運 輸 ・ 通 信 業		-	-	-	-	-	-
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 等		-	-	-	-	-	-
サ ー ビ ス 業		-	-	-	-	-	-
そ の 他		-	-	-	-	-	-
(うち個人住宅等)		-	-	-	-	-	-
小 計		9,724	97.2	8,496	97.4	8,000	97.1
公 共 団 体		-	-	-	-	-	-
公 社 ・ 公 団		-	-	-	-	-	-
約 款 貸 付		280	2.8	231	2.6	238	2.9
合 計		10,004	100.0	8,727	100.0	8,238	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じています。

規模別の貸付金残高及び貸付金残高の合計に対する割合

(単位：百万円)

区 分	年 度	平成21年度末		平成22年度末		平成23年度末	
			構成比		構成比		構成比
			%		%		%
大 企 業		8,524	87.7	8,496	100.0	8,000	100.0
中 堅 企 業		-	-	-	-	-	-
中 小 企 業		1,200	12.3	-	-	-	-
そ の 他		-	-	-	-	-	-
一 般 貸 付 計		9,724	100.0	8,496	100.0	8,000	100.0

(注)1 大企業とは資本金10億円以上の企業をいいます。

(注)2 中堅企業とは1の「大企業」及び3の「中小企業」以外の企業をいいます。

(注)3 中小企業とは資本金3億円以下の企業をいいます。(ただし卸売業は資本金1億円以下、小売業・飲食業・サービス業は資本金5千万円以下の企業をいいます。)

(注)4 その他とは、非居住者貸付、公共団体、個人ローン等です。

(注)5 約款貸付は含みません。

貸付金地域別内訳

a. 国内

(単位：百万円)

区 分	年 度	平成21年度末		平成22年度末		平成23年度末	
			構成比		構成比		構成比
首 都 圏		8,724	89.7%	7,496	88.23%	7,000	87.50%
近 畿 圏		1,000	10.2%	1,000	11.77%	1,000	12.50%
上 記 以 外 の 地 域		-	-	-	-	-	-
合 計		9,724	100.0	8,496	100.0	8,000	100.0

(注) 約款貸付は含みません。

b. 海外

(単位：百万円)

区 分	年 度	平成21年度末		平成22年度末		平成23年度末	
			構成比		構成比		構成比
国 際 機 関		-	-	-	-	-	-

国内企業向け貸付金残存期間別残高

(単位：百万円)

貸 付 金	年 度	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末
		1 年 以 下	1,200	496
1 年 超 3 年 以 下	524	-	-	
3 年 超 5 年 以 下	-	7,000	7,000	
5 年 超 7 年 以 下	7,000	-	-	
7 年 超	1,000	1,000	1,000	
合 計	9,724	8,496	8,000	

有形固定資産明細表

(単位：百万円)

区 分	年 度	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末
		土 地	521	521
営 業 用 賃 貸 用 建 物	691	645	601	
営 業 用 賃 貸 用 土 地・建 物 合 計	1,212	1,166	1,123	
営 業 用 賃 貸 用 建 設 仮 勘 定	-	-	-	
営 業 用 賃 貸 用 リー ス 資 産	71	53	62	
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	96	91	91	
合 計	1,380	1,310	1,278	

⑳ 支払承諾の残高内訳

(単位：百万円)

区 分	平成21年度末		平成22年度末		平成23年度末	
	口 数	金 額	口 数	金 額	口 数	金 額
融 資 に 係 る 保 証	-	-	-	-	-	-
社 債 等 に 係 る 保 証	-	-	-	-	-	-
資 産 の 流 動 化 に 係 る 保 証	-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-	-

㉑ 支払承諾見返の担保別内訳

(単位：百万円)

区 分	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末
有 価 証 券	-	-	-
不 動 産 ・ 動 産 ・ 財 団	-	-	-
指 名 債 権	-	-	-
保 証	-	-	-
信 用	-	-	-
そ の 他	-	-	-
計	-	-	-

㉒ 長期性資産

(単位：百万円)

区 分	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末
長 期 性 資 産	274,106	278,955	286,895

(注) 長期性資産とは責任準備金の内訳である払戻積立金と契約者配当準備金に含まれる、積立型保険の収入積立保険料等とその運用益の累計残高をいいます。

㉓ 公共関係投融资(新規引受ベース)

(単位：百万円)

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
公 社 債	国 債	-	-
	地 方 債	61,057	53,076
	政 府 保 証 債	32,377	10,959
	小 計	93,434	64,035
貸 付	公 社 ・ 公 団	-	-
	地 方 住 宅 供 給 公 社	-	-
	小 計	-	-
合 計	93,434	64,035	16,611

㊸ 住宅関連融資

(単位：百万円)

区 分	平成21年度末		平成22年度末		平成23年度末	
		構成比		構成比		構成比
		%		%		%
個人向けローン	-	-	-	-	-	-
住宅金融会社貸付	-	-	-	-	-	-
地方住宅供給会社	-	-	-	-	-	-
合 計	-	-	-	-	-	-
総貸付残高	10,004		8,727		8,238	

(注) 「合計」欄の()内は総貸付残高に対する比率です。

㊸ 各種ローン金利(一般貸付標準金利...長期プライムレート)

(平成23年度)

(単位：%)

変更時点	平成23.4.1	平成23.4.8	平成23.5.10	平成23.6.10	平成23.8.10	平成23.9.9	平成24.3.9
利 率	1.60	1.70	1.55	1.50	1.35	1.40	1.35

(平成22年度)

* (単位：%)

変更時点	平成22.4.1	平成22.4.9	平成22.5.11	平成22.6.10	平成22.8.10	平成22.9.10	平成22.10.8	平成22.11.10	平成22.12.10
利 率	1.60	1.65	1.60	1.45	1.40	1.45	1.30	1.40	1.60

(平成21年度)

(単位：%)

変更時点	平成21.4.1	平成21.4.10	平成21.5.8	平成21.7.10	平成21.8.11	平成21.9.10	平成21.10.9	平成21.11.10	平成21.12.10
利 率	2.25	2.30	2.10	1.90	1.95	1.80	1.70	1.85	1.65

(6) 責任準備金の残高の内訳

(平成23年度末)

(単位：百万円)

	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金		払戻積立金	契約者配当準備金等	一号収支分析追加責任準備金	責任準備金合計
			II	IV				
火災保険	30,410	3,986	1	-	646	9	0	35,053
傷害保険	2,673	241	3	10	32,446	206	508	36,090
自動車保険	4,486	426	0	-	-	-	-	4,912
自動車損害賠償責任保険	10,198	-	-	-	-	-	-	10,198
満期戻長期保険	4,668	1,178	16	-	249,812	1,368	749	257,794
その他	8,907	4,847	0	-	2,393	13	65	16,228
合計	61,344	10,680	22	10	285,298	1,597	1,324	360,279

(平成22年度末)

(単位：百万円)

	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金		払戻積立金	契約者配当準備金等	一号収支分析追加責任準備金	責任準備金合計
			II	IV				
火災保険	29,259	3,618	1	-	645	8	-	33,534
傷害保険	2,876	293	3	10	34,073	196	-	37,454
自動車保険	4,344	1,812	0	-	-	-	-	6,156
自動車損害賠償責任保険	11,471	-	-	-	-	-	-	11,471
満期戻長期保険	4,487	1,118	16	-	239,940	1,500	-	247,063
その他	8,808	4,713	0	-	2,640	12	-	16,174
合計	61,248	11,556	22	10	277,300	1,717	-	351,855

(平成21年度末)

(単位：百万円)

	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金		払戻積立金	契約者配当準備金等	一号収支分析追加責任準備金	責任準備金合計
			II	IV				
火災保険	28,698	3,294	1	-	644	8	-	32,647
傷害保険	1,622	1,135	3	-	35,501	184	-	38,447
自動車保険	4,467	1,296	0	-	-	-	-	5,764
自動車損害賠償責任保険	12,562	-	-	-	-	-	-	12,562
満期戻長期保険	4,406	1,058	16	-	233,540	1,397	-	240,418
その他	9,114	4,818	0	-	2,819	11	-	16,764
合計	60,873	11,602	22	-	272,506	1,601	-	346,606

(7) 期首時点支払備金（見積り額）の当期末状況（ラン・オフ・リザルト）

(単位：百万円)

会計年度	期首支払備金	前期以前発生事故に係る当期支払保険金	前期以前発生事故に係る当期末支払備金	当期把握見積り差額
平成19年度	11,336	7,493	4,296	452
平成20年度	10,713	6,362	5,436	1,085
平成21年度	11,177	6,144	4,972	61
平成22年度	10,886	6,418	4,526	58
平成23年度	11,615	7,342	4,950	678

(注)1 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。

(注)2 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。

(注)3 当期把握見積り差額 = 期首支払備金 - (前期以前発生事故に係る当期支払保険金 + 前期以前発生事故に係る当期末支払備金)

(8) 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移

① 自動車

(単位：百万円)

事故発生年度		平成19年度			平成20年度			平成21年度			平成22年度			平成23年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計 保険金 + 支払 備金	事故発生 年度末	8,745			8,783			8,810			8,490			8,953		
	1年後	8,936	1.022	191	8,876	1.011	93	8,965	1.018	155	8,723	1.027	233			
	2年後	8,808	0.986	△128	8,905	1.003	29	9,247	1.031	282						
	3年後	8,986	1.020	178	8,818	0.990	△87									
	4年後	9,218	1.026	232												
最終損害見積り額		9,218			8,818			9,247			8,723			8,953		
累計保険金		8,459			8,483			8,447			7,696			6,114		
支払備金		760			335			800			1,027			2,840		

② 傷害

(単位：百万円)

事故発生年度		平成19年度			平成20年度			平成21年度			平成22年度			平成23年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動									
累計 保険金 + 支払 備金	事故発生 年度末	601			836			1,038			1,118			932		
	1年後	807	1.343	206	908	1.086	72	987	0.951	△51	1,068	0.955	△50			
	2年後	837	1.037	30	887	0.977	△21	977	0.990	△10						
	3年後	839	1.002	2	886	0.999	△1									
	4年後	840	1.001	1												
最終損害見積り額		840			886			977			1,068			932		
累計保険金		834			875			923			981			442		
支払備金		6			11			54			87			490		

③ 賠償

(単位：百万円)

事故発生年度		平成19年度			平成20年度			平成21年度			平成22年度			平成23年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計 保険金 + 支払 備金	事故発生 年度末	1,366			1,150			1,305			1,121			1,083		
	1年後	1,414	1.035	48	1,054	0.917	△96	1,204	0.923	△101	976	0.871	△145			
	2年後	1,383	0.978	△31	998	0.947	△56	1,262	1.048	58						
	3年後	1,374	0.993	△9	1,034	1.036	36									
	4年後	1,370	0.997	△4												
最終損害見積り額		1,370			1,034			1,262			976			1,083		
累計保険金		1,366			994			1,119			875			465		
支払備金		4			40			143			101			618		

(注)1 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。

(注)2 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しています。

(注)3 「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しています。

2. 財産の状況

(1) 計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	平成21年度(平成22年3月31日現在)		平成22年度(平成23年3月31日現在)		平成23年度(平成24年3月31日現在)	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
(資産の部)		%		%		%
現金及び預貯金	5,999	1.53	21,178	5.42	8,632	2.17
現金	(11)		(5)		(3)	
預貯金	(5,987)		(21,173)		(8,628)	
コールローン	23,000	5.88	50,000	12.80	109,000	27.41
買入金銭債権	308	0.08	281	0.07	193	0.05
金銭の信託	5,354	1.37	188	0.05	64	0.02
有価証券	323,068	82.62	284,200	72.76	249,565	62.76
国債	(18,337)		(7,882)		(113,278)	
地方債	(95,572)		(80,778)		(11,287)	
社債	(79,314)		(69,270)		(43,349)	
株式	(64,185)		(58,517)		(38,431)	
外国証券	(51,981)		(48,851)		(28,849)	
その他の証券	(13,676)		(18,898)		(14,369)	
貸付金	10,004	2.56	8,727	2.23	8,238	2.07
保険約款貸付	(280)		(231)		(238)	
一般貸付	(9,724)		(8,496)		(8,000)	
有形固定資産	1,380	0.35	1,310	0.34	1,278	0.32
土地	(521)		(521)		(521)	
建物	(691)		(645)		(601)	
リース資産	(71)		(53)		(62)	
その他の有形固定資産	(96)		(91)		(91)	
無形固定資産	5,558	1.42	5,486	1.40	5,544	1.39
ソフトウェア	(2,040)		(2,056)		(2,142)	
ソフトウェア仮勘定	(3,494)		(3,406)		(3,378)	
その他の無形固定資産	(23)		(23)		(23)	
その他資産	9,249	2.36	9,085	2.33	7,244	1.82
未収保険料	(167)		(142)		(149)	
代理店貸	(1,654)		(2,041)		(2,084)	
共同保険貸	(100)		(60)		(86)	
再保険貸	(1,545)		(1,648)		(1,570)	
外国再保険貸	(127)		(44)		(131)	
未収金	(527)		(381)		(331)	
未収収益	(724)		(743)		(392)	
預託金	(1,365)		(1,042)		(1,015)	
地震保険預託金	(1,942)		(2,060)		(-)	
仮払金	(1,000)		(826)		(1,387)	
金融派生商品	(-)		(-)		(4)	
その他の資産	(94)		(93)		(90)	
繰延税金資産	7,604	1.94	10,378	2.66	8,140	2.05
貸倒引当金	442	0.11	253	0.06	223	0.06
資産の部合計	391,086	100.00	390,585	100.00	397,678	100.00

(単位：百万円)

科 目	年 度		平成21年度 平成22年3月31日現在)		平成22年度 平成23年3月31日現在)		平成23年度 平成24年3月31日現在)	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
(負 債 の 部)		%		%		%		%
保 険 契 約 準 備 金	358,798	91.74	363,445	93.05	372,679	93.72		
支 払 備 金	(12,191)		(11,590)		(12,400)			
責 任 準 備 金	(346,606)		(351,855)		(360,279)			
そ の 他 負 債	3,422	0.88	3,224	0.83	3,695	0.93		
共 同 保 険 借	(282)		(262)		(306)			
再 保 険 借	(994)		(998)		(1,138)			
外 国 再 保 険 借	(152)		(120)		(80)			
未 払 法 人 税 等	(299)		(192)		(146)			
未 払 金	(879)		(850)		(1,285)			
仮 受 金	(744)		(747)		(675)			
リ ー ス 債 務	(71)		(53)		(62)			
退 職 給 付 引 当 金	2,590	0.66	2,854	0.73	2,961	0.74		
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	533	0.14	639	0.16	562	0.14		
賞 与 引 当 金	531	0.14	486	0.12	403	0.10		
特 別 法 上 の 準 備 金	1,537	0.39	1,556	0.40	212	0.05		
価 格 変 動 準 備 金	(1,537)		(1,556)		(212)			
負 債 の 部 合 計	367,414	93.95	372,208	95.30	380,515	95.68		
(純 資 産 の 部)								
資 本 金	5,153	1.32	5,153	1.32	5,153	1.30		
資 本 剰 余 金	4,965	1.27	4,965	1.27	4,965	1.25		
資 本 準 備 金	(4,903)		(4,903)		(4,903)			
そ の 他 資 本 剰 余 金	(62)		(62)		(62)			
利 益 剰 余 金	7,903	2.02	6,881	1.76	4,774	1.20		
利 益 準 備 金	(290)		(290)		(290)			
そ の 他 利 益 剰 余 金	(7,613)		(6,591)		(4,484)			
特 別 準 備 金	((7,400))		((7,400))		((-))			
繰 越 利 益 剰 余 金	((213))		((808))		((4,484))			
自 己 株 式	115	0.03	123	0.03	139	0.04		
株 主 資 本 合 計	17,907	4.58	16,876	4.32	14,753	3.71		
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	5,764	1.47	1,499	0.38	2,410	0.61		
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	5,764		1,499		2,410			
純 資 産 の 部 合 計	23,672	6.05	18,376	4.70	17,163	4.32		
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	391,086	100.00	390,585	100.00	397,678	100.00		

平成23年度貸借対照表の注記

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりです。

子会社等株式の評価は、移動平均法に基づく原価法により行っています。

その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法により行っています。

なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいています。

その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものの評価は、移動平均法に基づく原価法又は償却原価法により行っています。
- (2) 運用を主目的とする金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、その他有価証券と同じ方法により行っています。
- (3) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。
- (4) 有形固定資産の減価償却は定率法により行っています。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とした定額法により行っています。
- (5) 自社利用のソフトウェアの減価償却は、社内における利用可能期間に基づく定額法によっています。
- (6) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算は、原則として外貨建取引等会計処理基準に準拠して行っています。
- (7) 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準により、次のとおり計上しています。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てています。

今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てています。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を引き当てています。

また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき、各資産所管部門が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部門が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当てを行っています。
- (8) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込み額に基づき計上しています。数理計算上の差異は、翌期に一括費用処理することとしています。

なお、過去勤務債務は、発生年度に一括費用処理しています。

(9) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しています。

(10) 賞与引当金は、従業員賞与に充てるため、期末における支給見込額を基準に計上しています。

(11) 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しています。

(12) 所有権移転外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(13) ヘッジ会計の方法は、次のとおりです。

ヘッジ会計の方法は繰延ヘッジによっています。なお、ヘッジ手段の時価変動のうち時間的価値等の変動を除いた部分（本源的価値の変動）のみを繰延処理の対象とし、時間的価値等の変動は直ちに損益に計上しています。

ヘッジ手段は株式オプションであり、ヘッジ対象は株式です。

ヘッジ方針は、有価証券の価格変動リスクの減殺を目的とし、デリバティブ取引の執行と管理に関する権限・責任・実務内容等を定めた自社の規定に基づいた運用を実施しています。

ヘッジ有効性評価の方法は、株式オプションについては、オプションの基礎商品の時価変動額とヘッジ対象の時価変動額を比較することにより有効性の評価を行っています。

(14) 貸付金のうち、破綻先債権額、延滞債権額はありませぬ。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかつた貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であつて、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金です。

貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額はありませぬ。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸付金のうち、貸付条件緩和債権額はありませぬ。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。

(15) 消費税等の会計処理は税抜方式によっています。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっています。なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っています。

(16) (追加情報) 事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正により、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しています。

(17) 有形固定資産の減価償却累計額は1,217百万円、圧縮記帳額は1,320百万円です。

(18) 関係会社に対する金銭債権の総額は7,095百万円です。

(19) 繰延税金資産の総額は8,583百万円、繰延税金負債の総額は442百万円です。

なお、繰延税金資産の総額の算出にあたって、評価性引当額1,696百万円を控除していません。

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、責任準備金6,254百万円、退職給付引当金930百万円、支払備金589百万円、価格変動準備金65百万円及び有価証券1,872百万円です。

繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、その他有価証券に係る評価差益442百万円です。

法人税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債等の修正は次のとおりです。

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は主として従来の36.12%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については33.26%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については30.71%となります。この税率変更により、繰延税金資産(繰延税金負債を控除した金額)は1,387百万円、責任準備金は513百万円、その他有価証券評価差額金は77百万円減少し、法人税等調整額は1,465百万円、当期純損失は952百万円増加しています。

(20) 金融商品関係に関する事項は下記のとおりです。

金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針

当社は、損害保険事業を行っており、資産の運用に当たっては、損害保険会社の事業が公共性、社会性の高いものであることを鑑み、安全性、流動性を重視しつつ中長期的な収益確保を目指すことを基本とし、債券、特に確定利付債での運用を中心に行っています。また、運用に係る各種リスクの抑制を図るため、「資産運用リスク管理規程」に定める「基本方針」に則り、厳正な運用を行っています。

2. 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融資産は、主として国内円貨建の債券を中心とする有価証券であり、債券のほか、株式、投資信託及び組合出資金をその他有価証券として中長期的目的で保有しており、これらは、発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒さ

れています。なお、リスクが高いものとして、流動性に乏しい非上場株式4,322百万円が含まれています。また、外貨建ての債券及び投資信託を保有しており、為替の変動リスクに晒されています。

その他、コールローン、金銭の信託及び国内の取引先に対する貸付金も保有しており、取引先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

デリバティブ取引については、ヘッジ会計が適用されており、注(13)を参照下さい。デリバティブ取引は、価格変動リスク及び取引先の信用リスクに晒されていますが、そのリスクはオプションプレミアムに限定されています。

3. 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当社は、個別取引に際しては、厳正に信用リスクの分析・審査を行ったうえ、投融資を実施しています。与信管理は、「資産自己査定基準」に従い、各関連部署により行われ、内部監査部がその手続き及び結果の妥当性について検証を行っています。貸付金は、銀行・政府保証及び優良有価証券担保（国債等の債券・優良株式）の貸付を基本にしています。有価証券は「資産運用リスク管理規程」に基づき、発行体の格付け等を基準に銘柄の選別を厳しく行い、また、危険分散のため、同一銘柄への投資は過度に集中しないよう努めています。発行体の信用リスクに関しては、その信用情報や時価の把握を定期的に行い、資産運用リスク委員会へ報告し、管理しています。

市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当社は、主に円建国内債を中心に運用を行っており、有価証券の残高、含み損益の把握に加え、保有債券の金利感応度分析等により、リスクの把握・管理を行っています。また、「ALMに関するリスク管理基準」において、金利リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、資産運用リスク管理部門である経理部及び保険引受管理部門である商品部は同委員会において、金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握しています。また、資産運用リスク委員会において金利感応度分析等によるモニタリングを行い、その実施状況については、定期的に取り締役に報告しています。

(ii) 為替リスクの管理

当社は、外貨建債券等については、投資額の総資産に対する割合を抑えながら、また、償還年月を分散することにより、為替リスクに対応しています。為替の変動リスクについては、VaR等により定期的に資産運用リスク委員会へ報告し、適切な管理を行っています。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の運用・管理については、「職務権限規程」及び「資産運用リスク管理規程」に従って行っています。債券については、償還まで持切りを原則としており、売却に伴うキャッシュフローに及ぼす価格変動リスクは小さいと考えられますが、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っています。また、株式の多くは、営業と密接な関係のある政策目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。これらの情報は資産運用リスク委員

会に報告し、リスク管理部を通じ、取締役会において定期的に報告されています。

価格変動リスクを含む市場リスクの管理については、資産運用リスク管理部門である経理部において、VaR等を用いてリスク量を把握し、リスク管理部が規定の遵守状況等を管理しています。

4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれていません。

((注)2参照)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 現金及び預貯金	8,632	8,632	-
(2) コールローン	109,000	109,000	-
(3) 有価証券	-	-	-
その他有価証券	244,299	244,299	-
(4) 貸付金	8,238		
貸倒引当金(*1)	16		
	8,221	8,221	-
資 産 計	370,153	370,153	-
デリバティブ取引(*2)	4	4	-

(*1) 貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しています。

(注)1 金融商品の時価の算定方法

資 産

1. 現金及び預貯金

短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

2. コールローン

短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

3. 有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっています。また、投資信託については、公表されている基準価格によっています。

組合出資金については、組合財産を時価評価できるものには時価評価を行ったうえ、当該

時価に対する持分相当額を組合出資金の時価とみなして計上しています。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりです。

売買目的有価証券は保有していません。

満期保有目的の債券については、平成23年12月に為替リスク軽減のため売却しています。なお、売却原価は13,742百万円、売却金額は13,762百万円、売却益は20百万円です。

その他有価証券の当会計年度中の売却額は320,519百万円であり、売却益の合計額は14,525百万円、売却損の合計額6,818百万円です。また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

	種 類	取得原価又は 償却原価 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 公社債	149,435	150,402	967
	(2) 株式	13,002	18,358	5,355
	(3) 外国証券	14,003	14,284	281
	(4) その他	2,742	2,906	163
	小 計	179,184	185,951	6,767
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 公社債	17,590	17,513	77
	(2) 株式	17,986	15,751	2,235
	(3) 外国証券	15,058	14,564	493
	(4) その他	11,627	10,518	1,108
	小 計	62,262	58,347	3,915
合 計		241,446	244,299	2,852

上記の表中にある「取得原価」は減損処理後の帳簿価額です。当会計年度において、その他有価証券で時価のあるものについて3,884百万円減損処理を行っています。

当会計年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

4. 貸付金

貸付金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

また、固定金利によるものは、弁済期限が定められておらず、貸付先の信用状態も実行後大きく異なっていないことから帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としています。

なお、保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としています。

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引は保有していません。

ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、当社は価格変動リスクを軽減

するため株式のプットオプションを保有しています。決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該評価の算定方法は、次のとおりです。

種 類		平成24年3月31日		
市場取引以外の取引	プットオプション (株式)	契約額等 (百万円)	時 価 (百万円)	評価損益 (百万円)
		967 (36)	4	31
合 計		967 (36)	4	31

(*) 時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格によっています。

(*) 上記契約額等欄の()内の金額はオプション料です。

(注)2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は、次のとおりであり、「(3) 有価証券」には含めていません。

種 類	貸借対照表計上額(百万円)
有価証券(*1)	
(1) 公社債	0
(2) 株式(*2)	4,322
(3) 外国証券	-
(4) その他(*3)	944
合 計	5,266

(*1) 当会計年度において、有価証券のうち非上場株式について27百万円減損処理を行っております。

(*2) 非上場株式及び投資事業組合のうち、組合財産が非上場株式で構成されているものについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュフローを見積もることができないことから時価開示の対象とはしていません。

(*3) 優先株式については、市場価格がなく、かつ、償還期限の定めがないことから時価開示の対象とはしていません。

(注)3 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
預貯金	8,628	-	-	-
コールローン	109,000	-	-	-
有価証券				
その他有価証券のうち 満期があるもの				
国債	1,796	905	75,168	35,407
地方債	2,010	4,754	4,414	107
社債	6,216	15,932	10,840	10,360
外国証券	6,163	15,634	156	-
その他	63	1,457	1,357	-
貸付金()	-	7,000	-	-
合 計	133,878	45,686	91,936	45,875

() 貸付金のうち、期間の定めのないもの1,238百万円は含めていません。

(21) 1株当たりの純資産額は1,323円25銭です。算定上の基礎である純資産の部の合計は17,163百万円、普通株式に係る期末の純資産額は12,062百万円、期末普通株式数は9,115千株です。

(22) 親会社株式の額は925百万円です。

(23) 子会社株式の額は174百万円です。

(24) 支払備金の内訳は次のとおりです。

支払備金(出再支払備金控除前、(口)に掲げる保険を除く)	11,534百万円
同上にかかる出再支払備金	589百万円
差引(イ)	10,945百万円
地震保険及び自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金(口)	1,454百万円
計(イ+口)	12,400百万円

(25) 責任準備金の内訳は次のとおりです。

普通責任準備金(出再責任準備金控除前)	51,924百万円
同上にかかる出再責任準備金	755百万円
差引(イ)	51,168百万円
その他の責任準備金(口)	309,110百万円
計(イ+口)	360,279百万円

(26) 退職給付に関する事項は次のとおりです。

退職給付債務及びその内訳	
退職給付債務	2,894百万円
年金資産	-百万円
未積立退職給付債務	2,894百万円
未認識数理計算上の差異	66百万円
退職給付引当金	2,961百万円
退職給付債務等の計算基礎	
退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
割引率	1.85%
期待運用収益率	-%
数理計算上の差異の処理年数	翌期1年

(27) 上記における親会社、子会社、関係会社の定義は、会社計算規則第2条に基づいています。

(28) 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

損益計算書

(単位：百万円)

科目	年度		平成21年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)		平成22年度(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)		平成23年度(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)			
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比		
経常損	経常収益	90,331	100.00	97,605	100.00	109,234	100.00			
	保険引受収益	85,050	94.15	90,355	92.57	93,860	85.93			
	正味収入保険料	(36,804)	40.74	(36,762)	37.66	(38,141)	34.92			
	収入積立保険料	(41,636)	46.09	(47,275)	48.43	(50,366)	46.11			
	積立保険料等運用益	(6,192)	6.86	(5,710)	5.85	(5,349)	4.90			
	支払備金戻入額	(415)	0.46	(601)	0.62	(-)	-			
	為替差益	(1)	0.00	(5)	0.01	(2)	0.00			
	資産運用収益	5,211	5.77	7,112	7.29	15,243	13.95			
	利息及び配当金収入	(6,270)	6.94	(6,275)	6.43	(5,717)	5.23			
	金銭の信託運用益	(17)	0.02	(23)	0.02	(-)	-			
	有価証券売却益	(4,519)	5.00	(6,118)	6.27	(14,558)	13.33			
	有価証券償還益	(-)	-	(44)	0.05	(-)	-			
	為替差益	(-)	-	(309)	0.32	(1)	0.00			
	その他運用収益	(597)	0.66	(51)	0.05	(315)	0.29			
	積立保険料等運用益振替	(6,192)	6.86	(5,710)	5.85	(5,349)	4.90			
	その他経常収益	69	0.08	137	0.14	131	0.12			
	貸倒引当金戻入額	(-)	-	(72)	0.07	(30)	0.03			
	その他の経常収益	(69)	0.08	(64)	0.07	(101)	0.09			
	経常費用	経常費用	89,229	98.78	98,796	101.22	110,668	101.31		
		保険引受費用	75,899	84.02	81,750	83.76	89,476	81.91		
正味支払保険金		(19,380)	21.45	(19,832)	20.32	(23,529)	21.54			
損害調査費		(1,274)	1.41	(1,314)	1.35	(1,192)	1.09			
諸手数料及び集金費		(7,257)	8.03	(7,449)	7.63	(7,935)	7.26			
満期返戻金		(45,819)	50.72	(47,708)	48.88	(47,359)	43.36			
契約者配当金		(88)	0.10	(169)	0.17	(199)	0.18			
支払備金繰入額		(-)	-	(-)	-	(810)	0.74			
責任準備金繰入額		(2,050)	2.27	(5,249)	5.38	(8,423)	7.71			
その他保険引受費用		(28)	0.03	(26)	0.03	(25)	0.02			
資産運用費用		2,561	2.84	6,397	6.55	10,844	9.93			
金銭の信託運用損		(-)	-	(-)	-	(46)	0.04			
有価証券売却損		(1,768)	1.96	(2,512)	2.57	(6,830)	6.25			
有価証券評価損		(388)	0.43	(3,784)	3.88	(3,911)	3.58			
金融派生商品費用		(-)	-	(-)	-	(31)	0.03			
その他運用費用		(404)	0.45	(100)	0.10	(24)	0.02			
営業費及び一般管理費		10,645	11.78	10,587	10.85	10,301	9.43			
その他経常費用	123	0.14	61	0.06	46	0.04				
貸倒引当金繰入額	(91)	0.10	(-)	-	(-)	-				
その他の経常費用	(32)	0.04	(61)	0.06	(46)	0.04				
経常利益	1,101	1.22	1,191	1.22	1,433	1.31				
特別損益の部	特別利益	-	-	-	-	1,344	1.23			
	価格変動準備金戻入額	(-)	-	(-)	-	(1,344)	1.23			
	特別損失	186	0.21	76	0.08	-	-			
	固定資産処分損	5	0.01	1	0.00	-	-			
	価格変動準備金繰入額	(180)	0.20	(19)	0.02	(-)	-			
	その他特別損失	(-)	-	(55)	0.06	(-)	-			
その他の特別損失	(-)	-	(55)	0.06	(-)	-				
税引前当期純利益(純剰余)	914	1.01	1,267	1.30	90	0.08				
法人税及び住民税	94	0.10	142	0.15	160	0.15				
過年度法人税等	699	0.77	-	-	-	-				
法人税等調整額	13	0.02	542	0.56	1,702	1.56				
法人税等合計	807	0.89	400	0.41	1,862	1.70				
当期純利益(純剰余)	107	0.12	867	0.89	1,952	1.79				

平成23年度損益計算書の注記

(1) 関係会社との取引による収益総額は123百万円、費用総額は187百万円です。

(2) 正味収入保険料の内訳は次のとおりです。

収入保険料	45,458百万円
支払再保険料	7,316百万円
差引	38,141百万円

正味支払保険料の内訳は次のとおりです。

支払保険金	44,888百万円
回収再保険金	21,359百万円
差引	23,529百万円

諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりです。

支払諸手数料及び集金費	8,679百万円
出再保険手数料	743百万円
差引	7,935百万円

支払備金繰入額（は支払備金戻入額）の内訳は次のとおりです。

支払備金繰入額(出再支払備金控除前、(口)に掲げる保険を除く)	30百万円
同上にかかる出再支払備金繰入額	1,055百万円
差引(イ)	1,086百万円
地震保険及び自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金繰入額(口)	276百万円
計(イ+口)	810百万円

責任準備金繰入額（は責任準備金戻入額）の内訳は次のとおりです。

普通責任準備金繰入額(出再責任準備金控除前)	3,247百万円
同上にかかる出再責任準備金繰入額	28百万円
差引(イ)	3,218百万円
その他の責任準備金繰入額(口)	5,205百万円
計(イ+口)	8,423百万円

利息及び配当金収入の内訳は次のとおりです。

預貯金利息	3百万円
コールローン利息	51百万円
買入金銭債権利息	6百万円
有価証券利息・配当金	5,493百万円
貸付金利息	151百万円
その他利息・配当金	12百万円
計	5,717百万円

- (3) 損害調査費並びに営業費及び一般管理費として計上した退職給付費用は216百万円であり、その内訳は次のとおりです。

勤務費用	194百万円
利息費用	52百万円
期待運用収益	- 百万円
数理計算上の差異の費用処理額	30百万円
計	216百万円

- (4) 当期における法定実効税率は36.12%です。
- (5) 金融派生商品費用には、評価損 31百万円を含んでいます。
- (6) 1株当たりの当期純損失は224円74銭です。算定上の基礎である当期純損失は 1,952百万円、普通株式に係る当期純損失は 2,052百万円、普通株式の期中平均株式数は9,132千株です。
- (7) 関連当事者との重要な取引は下記のとおりです。 (百万円)

種類	会社等の名称	議決権の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	野村ホールディングス株式会社	(被所有) 直接 12.3% 間接 41.4%	資金の貸付	資金の貸付 利息の受取	- 111	貸付金 未収収益	7,000 12
			有価証券の 売買	その他有価 証券の売却	5,225	-	-
同一の親 会社を持 つ会社	野村信託銀行株式会社	-	コールローン	コールローン 利息の受取	17,000 2	コールローン 未収収益	15,000 0

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 貸付金の利率は市場金利をベースに設定し、貸付期間等についても一般の取引条件と同様に決定しています。
- 売却価格は、対象となった会社の純資産等を勘案して買い手と協議により決定しています。
- コールローンの利率は市場金利に基づきます。

- (8) 上記における親会社、関係会社の定義は、会社計算規則第2条に基づいています。
- (9) 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

科 目	年 度		
	平成21年度 平成21年4月1日 自 至 平成22年3月31日	平成22年度 平成22年4月1日 自 至 平成23年3月31日	平成23年度 平成23年4月1日 自 至 平成24年3月31日
株 主 資 本			
資 本 金			
当 期 首 残 高	5,003	5,153	5,153
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行	150	-	-
当 期 変 動 額 合 計	150	-	-
当 期 末 残 高	5,153	5,153	5,153
資 本 剰 余 金			
資 本 準 備 金			
当 期 首 残 高	4,753	4,903	4,903
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行	150	-	-
当 期 変 動 額 合 計	150	-	-
当 期 末 残 高	4,903	4,903	4,903
そ の 他 資 本 剰 余 金			
当 期 首 残 高	62	62	62
当 期 変 動 額			
自 己 株 処 分 差 損	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-
当 期 末 残 高	62	62	62
資 本 剰 余 金 合 計			
当 期 首 残 高	4,815	4,965	4,965
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行	150	-	-
自 己 株 処 分 差 損	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	150	-	-
当 期 末 残 高	4,965	4,965	4,965
利 益 剰 余 金			
利 益 準 備 金			
当 期 首 残 高	290	290	290
当 期 変 動 額			
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-
当 期 末 残 高	290	290	290
そ の 他 利 益 剰 余 金			
特 別 準 備 金			
当 期 首 残 高	8,900	7,400	7,400
当 期 変 動 額			
特 別 準 備 金 の 戻 入	1,500	-	7,400
当 期 変 動 額 合 計	1,500	-	7,400
当 期 末 残 高	7,400	7,400	-
繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	1,241	213	808
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当	151	155	154
当 期 純 利 益	107	867	1,952
特 別 準 備 金 の 戻 入	1,500	-	7,400
当 期 変 動 額 合 計	1,455	1,022	5,292
当 期 首 残 高	213	808	4,484

(単位：百万円)

科 目	年 度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利益剰余金合計				
当期首残高		7,948	7,903	6,881
当期変動額				
剰余金の配当		151	155	154
当期純利益		107	867	1,952
特別準備金の戻入		-	-	-
当期変動額合計		44	1,022	2,107
当期末残高		7,903	6,881	4,774
自 己 株 式				
当期首残高		103	115	123
当期変動額				
自己株式の処分		-	-	-
自己株式の取得		11	8	16
当期変動額合計		11	8	16
当期末残高		115	123	139
株主資本合計				
当期首残高		17,663	17,907	16,876
当期変動額				
新株の発行		300	-	-
剰余金の配当		151	155	154
当期純利益		107	867	1,952
特別準備金の戻入		-	-	-
自己株式の処分		-	-	-
自己株式の取得		11	8	16
自己株処分差損		-	-	-
当期変動額合計		244	1,030	2,123
当期末残高		17,907	16,876	14,753
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金				
当期首残高		1,519	5,764	1,499
当期変動額				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		7,284	4,264	910
当期変動額合計		7,284	4,264	910
当期末残高		5,764	1,499	2,410
評価・換算差額等合計				
当期首残高		1,519	5,764	1,499
当期変動額				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		7,284	4,264	910
当期変動額合計		7,284	4,264	910
当期末残高		5,764	1,499	2,410
純 資 産 合 計				
当期首残高		16,143	23,672	18,376
当期変動額				
新株の発行		300	-	-
剰余金の配当		151	155	154
当期純利益		107	867	1,952
特別準備金の戻入		-	-	-
自己株式の処分		-	-	-
自己株式の取得		11	8	16
自己株処分差損		-	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		7,284	4,264	910
当期変動額合計		7,528	5,295	1,212
当期末残高		23,672	18,376	17,163

平成23年度株主資本等変動計算書の注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(千株)	当事業年度増加 株式数(千株)	当事業年度減少 株式数(千株)	当事業年度末株 式数(千株)
発行済株式				
普通株式	9,290	-	-	9,290
優先株式	2,084	-	-	2,084
合計	11,374	-	-	11,374
自己株式(注)				
普通株式	129	45	-	174
合計	129	45	-	174

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加45千株は、既存株主からの買取り等による増加です。

(2) 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当なし

(3) 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
平成23年5月31日 取締役会	普通株式	54	6	平成23年3月31日	平成23年6月30日
	優先株式	100	48	平成23年3月31日	平成23年6月30日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度後となるもの

(決議)	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
平成24年5月31日 取締役会	普通株式	利益剰余金	54	6	平成24年3月31日	平成24年6月29日
	優先株式	利益剰余金	100	48	平成24年3月31日	平成24年6月29日

キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	連結会計年度	平成21年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	平成22年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	平成23年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
		金 額	金 額	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー				
税引前当期純利益又は純損失		914	1,267	90
減価償却費		777	821	896
支払備金の増減額(は減少)		415	601	810
責任準備金の増減額(は減少)		2,050	5,249	8,423
貸倒引当金の増減額(は減少)		71	189	30
退職給付引当金の増減額(は減少)		460	264	106
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)		18	106	77
賞与引当金の増減額(は減少)		73	45	83
価格変動準備金の増減額(は減少)		180	19	1,344
利息及び配当金収入		6,270	6,275	5,717
有価証券関係損益(は益)		3,208	45	3,816
為替差損益(は益)		-	309	-
有形固定資産関係損益(は益)		5	1	0
その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(は増加)		350	94	1,488
その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(は減少)		504	73	221
その他		811	446	132
小計		6,453	1,712	920
利息及び配当金の受取額		6,308	6,102	5,967
法人税等の支払額		1,036	248	114
営業活動によるキャッシュ・フロー		1,181	4,140	6,773
投資活動によるキャッシュ・フロー				
預貯金の純増減額(は増加)		4,980	20	-
買入金銭債権の売却・償還による収入		26	26	88
金銭の信託の増加による支出		5,000	10,000	-
金銭の信託の減少による収入		8	15,188	77
有価証券の取得による支出		181,182	241,515	302,361
有価証券の売却・償還による収入		147,902	273,975	342,252
貸付けによる支出		8,326	87	88
貸付金の回収による収入		190	1,379	595
資産運用活動計		41,401	38,987	40,563
営業活動及び資産運用活動計		(42,583)	(43,128)	(47,336)
有形固定資産の取得による支出		3	16	15
無形固定資産の取得による支出		899	748	667
その他		1	23	-
投資活動によるキャッシュ・フロー		42,304	38,245	39,880
財務活動によるキャッシュ・フロー				
株式の発行による収入		300	-	-
自己株式の取得による支出		11	8	16
配当金の支払額		151	155	154
その他		16	23	29
財務活動によるキャッシュ・フロー		120	187	200
現金及び現金同等物に係る換算差額		-	-	-
現金及び現金同等物の増減額(は減少)		43,365	42,199	46,453
現金及び現金同等物期首残高		72,335	28,969	71,168
現金及び現金同等物期末残高		28,969	71,168	117,622

平成23年度キャッシュ・フロー計算書の注記

- (1) 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりです。(平成24年3月31日現在)

現金及び預貯金	8,632百万円
コールローン	109,000百万円
有価証券	249,565百万円
預入期間が3カ月を超える定期預金	10百万円
現金同等物以外の有価証券	249,565百万円
現金及び現金同等物	117,622百万円

- (2) 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでいます。

1株当たり配当等

科 目		年 度		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度
利益金に関する諸指標	1株当たり配当額	(普通株式 6円 甲種優先株式 48円)	(普通株式 6円 甲種優先株式 48円)	(普通株式 6円 甲種優先株式 48円)
	1株当たり当期純利益	79銭	105円49銭	224円74銭
	配 当 性 向	755.8%	-	-

(注) 1株当たり当期純利益は $\frac{\text{普通株式に係る当期利益}}{\text{期中平均株式数(加重平均)}}$ により算出しています。

1株当たり純資産

(単位：円)

区分	年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
1株当たり純資産		2,022.03	1,449.15	1,323.25

1人当たり総資産

(単位：百万円)

区分	年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
従業員1人当たり総資産		580	579	609

(2) リスク管理債権

(単位：百万円)

	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末
破綻先債権額	-	-	-
延滞債権額	-	-	-
3カ月以上延滞債権額	-	-	-
貸付条件緩和債権額	-	-	-
計	-	-	-
貸付金残高に対する比率	-	-	-
(参考)貸付金残高	10,004	8,727	8,238

(注) 各債権の意義は次のとおりです。

1 破綻先債権

破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（以下「未収利息不計上貸付金」という）のうち、法人税法施行令に定める一定の事由が生じているものです。

2 延滞債権

延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものを除いたものです。

3 3ヶ月以上延滞債権

3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

4 貸付条件緩和債権

貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものです。

(3) 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況

(単位：百万円)

	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末
破綻先債権額	-	-	-
延滞債権額	-	-	-
3カ月以上延滞債権額	-	-	-
貸付条件緩和債権額	-	-	-
計	-	-	-

(4) 債務者区分に基づいて区分された債権

(単位：百万円)

	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-	-
危険債権	-	-	-
要管理債権	-	-	-
正常債権	10,024	8,744	8,256
計	10,024	8,744	8,256

(注) 各債権の意義は次のとおりです。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産、会社更生、再生手続等の事由により、経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権の額

2 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権の額

3 要管理債権

3か月以上延滞貸付金(元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸付金(上記及びに掲げる債権を除く。))以下同じ。)及び条件緩和貸付金(債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金(上記及びに掲げる債権並びに3か月以上延滞貸付金を除く。))の額

4 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、 から までに掲げる債権以外のものに区分される債権の額

(5) 保険金等の支払い能力の充実の状況

単体ソルベンシー・マージン比率

(単位：百万円)

【参考】

区 分	平成22年度末 旧基準	平成23年度末 現行基準	平成22年度末 現行基準
(A)単体ソルベンシー・マージン総額	37,191	30,564	37,191
資本金又は基金等	16,721	14,598	16,721
価格変動準備金	1,556	212	1,556
危険準備金	32	32	32
異常危険準備金	13,443	10,680	13,443
一般貸倒引当金	65	16	65
その他有価証券の評価差額(税効果控除前)	1,265	2,567	1,265
土地の含み損益	451	476	451
払戻積立金超過額	-	-	-
負債性資本調達手段等	-	-	-
払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等のうち、 マージンに算入されない額		-	-
控除項目	-	-	-
その他	4,556	2,932	4,556
(B)単体リスクの合計額 $\{(R_1 + R_2)^2 + (R_3 + R_4)^2\} + R_5 + R_6$	14,851	16,888	23,537
一般保険リスク(R ₁)	2,181	2,991	3,198
第三分野保険の保険リスク(R ₂)	1	1	1
予定利率リスク(R ₃)	427	1,552	1,578
資産運用リスク(R ₄)	9,867	12,002	17,099
経営管理リスク(R ₅)	489	383	770
巨大災害リスク(R ₆)	3,838	2,623	3,817
単体ソルベンシー・マージン比率 $[(A) / \{(B) \times 1/2\}] \times 100$	500.8%	361.9%	316.0%

(注) 「単体ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条(単体ソルベンシー・マージン)および第87条(単体リスク)ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出された比率です。

なお、「現行基準」は平成22年内閣府令第23号及び平成23年内閣府令第11号、並びに平成22年金融庁告示第48号、平成23年金融庁告示第24号及び平成24年金融庁告示第33号(平成24年3月31日から適用)の改正内容を反映した基準であり、「旧基準」とは当該改正内容を反映前の基準です。

単体ソルベンシー・マージン比率

・損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

・この「通常の予測を超える危険」を示す「リスクの合計額」(上表の(B))に対して「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(すなわちソルベンシー・マージン総額：上表の(A))の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「単体ソルベンシー・マージン比率」(上表の(C))です。単体ソルベンシー・マージン比率は、リスク計測の厳格化等を図るため、平成23年度末(平成24年3月31日)から算出にかかる法令等が改正されています。

・「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額です。

 保険引受上の危険(一般保険リスク、第三分野保険の保険リスク)

 保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を除く。)

 予定利率上の危険(予定利率リスク)

 実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険

 資産運用上の危険(資産運用リスク)

 保有する有価証券等の資産に価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等

 経営管理上の危険(経営管理リスク)

 業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記 ~ 及び 以外のもの

 巨大災害に関わる危険(巨大災害リスク)

 通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険

・「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(ソルベンシー・マージン総額)とは、損害保険会社の純資産(社外流出予定額等を除く)、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み益の一部等の総額です。

・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に活用する客観的な判断指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払い能力の充実の状況が適当である」とされています。

連結ソルベンシー・マージン比率

(単位：百万円)

区 分	平成23年度
(A) 連結ソルベンシー・マージン総額	30,390
資本金又は基金等	14,598
価格変動準備金	212
危険準備金	32
異常危険準備金	10,680
一般貸倒引当金	16
その他有価証券の評価差額(税効果控除前)	2,567
土地の含み損益	476
保険料積立金等余剰部分	-
負債性資本調達手段等	-
保険料積立金等余剰部分及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	-
少額短期保険業者に係るマージン総額	-
控除項目	174
その他	1,918
(B) 連結リスクの合計額	16,854
$[\{ (R_1^2 + R_2^2) + R_3 + R_4 \}^2 + (R_5 + R_6 + R_7)^2] + R_8 + R_9$	
損害保険契約の一般保険リスク(R ₁)	2,991
生命保険契約の保険リスク(R ₂)	-
第三分野保険の保険リスク(R ₃)	1
少額短期保険業者の保険リスク(R ₄)	-
予定利率リスク(R ₅)	1,552
生命保険契約の最低保証リスク(R ₆)	-
資産運用リスク(R ₇)	11,967
経営管理リスク(R ₈)	382
損害保険契約の巨大災害リスク(R ₉)	2,623
連結ソルベンシー・マージン比率 $[(A) / \{(B) \times 1/2\}] \times 100$	360.6%

(注) 「連結ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条の2(連結ソルベンシー・マージン)および第88条(連結リスク)ならびに平成23年金融庁告示第23号の規定に基づいて算出された比率です。

連結ソルベンシー・マージン比率

- ・当社は損害保険事業を営むとともに、子会社において損害保険代理業を営んでいます。
- ・損害保険会社グループは、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。この「通常の予測を超える危険」に対して「損害保険会社グループが保有している資本金・準備金等の支払余力」の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「連結ソルベンシー・マージン比率」です。連結ソルベンシー・マージン比率の計算対象となる範囲は、連結財務諸表の取扱いと同一ですが、保険業法上の子会社(議決権が50%超の子会社)については計算対象に含めていません。
- ・「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額です。
 - 保険引受上の危険(損害保険契約の一般保険リスク、生命保険契約の保険リスク、第三分野保険の保険リスク及び少額短期保険業者の保険リスク)
 - 保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を除く)
 - 予定利率上の危険(予定利率リスク)
 - 積立型保険や生命保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
 - 最低保証上の危険(生命保険契約の最低保証リスク)
 - 変額保険、変額年金保険の保険金等の最低保証に関する危険
 - 資産運用上の危険(資産運用リスク)
 - 保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
 - 経営管理上の危険(経営管理リスク)
 - 業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記 ~ および 以外のもの
 - 巨大災害に係る危険(巨大災害リスク)
 - 通常の予測を超える損害保険契約の巨大災害(関東大震災、伊勢湾台風相当や外国で発生する巨大災害)により発生し得る危険
- ・当社およびその子会社が保有している資本金・準備金等の支払余力とは、当社およびその子会社の純資産(剰余金処分額を除く)、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、国内の土地の含み益の一部等の総額です。
- ・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

(6) 時価情報等

有価証券

a 売買目的有価証券

当年度・前年度・前々年度とも該当ありません。

b 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

種 類	平成21年度(平成22年3月31日現在)			平成22年度(平成23年3月31日現在)			平成23年度(平成24年3月31日現在)		
	貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公 社 債	-	-	-	-	-	-	-	-
	外国証券	-	-	-	-	-	-	-	-
	そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-
	小 計	-	-	-	-	-	-	-	-
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公 社 債	-	-	-	-	-	-	-	-
	外国証券	-	-	-	13,742	12,793	948	-	-
	そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-
	小 計	-	-	-	13,742	12,793	948	-	-
合 計	-	-	-	13,742	12,793	948	-	-	

c 子会社株式及び関連会社株式

当年度・前年度・前々年度とも子会社株式の市場価格はなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしていません。

d その他有価証券

(単位：百万円)

種 類	平成21年度(平成22年3月31日現在)			平成22年度(平成23年3月31日現在)			平成23年度(平成24年3月31日現在)			
	取得原価	貸借対照表計上額	差 額	取得原価	貸借対照表計上額	差 額	取得原価	貸借対照表計上額	差 額	
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	公 社 債	118,668	121,893	3,224	83,756	86,612	2,855	149,435	150,402	967
	株 式	28,214	37,685	9,470	17,394	24,899	7,504	13,002	18,358	5,355
	外国証券	24,308	24,694	385	20,504	20,913	408	14,003	14,284	281
	そ の 他	4,604	5,127	522	10,535	11,892	1,357	2,742	2,906	163
小 計	175,795	189,399	13,604	132,191	144,317	12,126	179,184	185,951	6,767	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	公 社 債	71,714	71,331	383	72,859	71,319	1,539	17,590	17,513	77
	株 式	22,192	20,472	1,720	34,621	27,940	6,680	17,986	15,751	2,235
	外国証券	19,347	16,487	2,860	16,325	14,196	2,128	15,058	14,564	493
	そ の 他	8,325	7,587	738	6,431	6,060	370	11,627	10,518	1,108
小 計	121,580	115,879	5,701	130,236	119,517	10,719	62,262	58,347	3,915	
合 計	297,376	305,278	7,902	262,428	263,834	1,406	241,446	244,299	2,852	

(注) 当年度において、その他有価証券で時価のあるものについて3,884百万円(うち、株式2,582百万円、外国証券1,289百万円、その他の証券11百万円)減損処理を行っています。

なお、当該有価証券の減損に当たっては、時価の帳簿価額に対する下落率が50%以上の銘柄はすべて減損を行い、下落率が30%以上50%未満の銘柄については、回復する見込みがあると認められる場合を除き減損処理を行うこととしています。

時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券は、上表に含めていません。

e 当年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種 類	平 成 2 1 年 度			平 成 2 2 年 度			平 成 2 3 年 度		
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他有価証券	135,376	4,519	1,768	247,125	6,118	2,512	320,519	14,525	6,818

f 時価評価されていない主な有価証券の内容及び貸借対照表計上額 (単位：百万円)

種 類	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子 会 社 株 式	174	174	174
株 式	174	174	174
外 国 証 券	-	-	-
そ の 他 有 価 証 券	17,615	6,622	5,266
公 社 債	-	-	-
株 式	5,854	5,677	4,322
外 国 証 券	10,800	-	-
そ の 他	961	944	944
(うち主なもの)			
優 先 株 式	(942)	(942)	(942)
出 資 金	(18)	(2)	(1)

(注) 当年度において、その他有価証券で時価を把握するのが極めて困難と認められるものについて27百万円(うち、株式26百万円、その他の証券0百万円)減損処理を行っています。時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、発行主体の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下し回復が見込まれない場合は、実質価額とその取得原価との差額の減損処理を行うこととしています。

g その他有価証券のうち満期があるものの償還予定額 (単位：百万円)

種 類	平成 21 年 度 末				平成 22 年 度 末				平成 23 年 度 末			
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
国 債	3,537	1,548	2,110	11,141	429	1,220	-	6,232	1,796	905	75,168	35,407
地 方 債	4,046	8,283	76,883	6,359	1,700	6,767	64,662	7,648	2,010	4,754	4,414	107
社 債	8,677	13,763	47,591	9,281	2,107	19,781	33,729	13,652	6,216	15,932	10,840	10,360
外 国 証 券	15,072	22,980	2,127	1,001	3,012	21,092	15,908	1,025	6,163	15,634	156	-
そ の 他	21	977	1,724	-	6	1,819	1,037	-	63	1,457	1,357	-
合 計	31,355	47,553	130,436	27,784	7,256	50,680	115,337	28,558	16,250	38,686	91,936	45,875

金銭の信託

a 運用目的の金銭の信託 (単位：百万円)

種 類	平成 21 年 度			平成 22 年 度			平成 23 年 度		
	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
金銭の信託	5,354	5,354	-	188	188	-	64	64	-

b 満期保有目的の金銭の信託

当年度・前年度・前々年度とも該当ありません。

c 運用目的、満期保有目的以外の金銭の信託

当年度・前年度・前々年度とも該当ありません。

デリバティブ取引関係

a 取引の状況に関する事項

- (a) ヘッジ会計の方法は繰延ヘッジ処理によっています。なお、ヘッジ手段の時価変動のうち時間的価値等の変動を除いた部分（本源的価値の変動）のみを繰延処理の対象とし、時間的価値等の変動は直ちに損益に計上しています。
- (b) ヘッジ手段は株式オプションであり、ヘッジ対象は株式です。
- (c) ヘッジ方針は、有価証券の価格変動リスクの減殺を目的とし、デリバティブ取引の執行と管理に関する権限・責任・実務内容等を定めた自社の規定に基づいた運用を実施しています。
- (d) ヘッジ有効性評価の方法は、株式オプションについては、オプションの基礎商品の時価変動額とヘッジ対象の時間変動額を比較することにより有効性の評価を行っています。

b デリバティブ取引の契約額等、時価および評価損益の状況

(a) ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

クレジットデリバティブ取引

(単位：百万円)

種類		平成21年度				平成22年度				平成23年度			
		契約額等	うち1年超	時価	評価損益	契約額等	うち1年超	時価	評価損益	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	その他(複合金融商品)	1,500	-	1,455	44	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		1,500	-	1,455	44	-	-	-	-	-	-	-	-

(注)1 時価については、取引金融機関より提示されたものによっています。

(注)2 組込デリバティブについて、時価の測定を合理的に区分して測定できないため、当該複合金融商品全体を時価評価し、評価差額を損益に計上しています。

(注)3 契約額等については、当該複合金融商品の購入金額を表示しています。

(b) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(株式関連)

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	平成21年度				平成22年度				平成23年度			
			契約額等	うち1年超	時価	評価損益	契約額等	うち1年超	時価	評価損益	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
繰延ヘッジ	個別株オプション買建プット	株式	-	-	-	-	-	-	-	-	967 (36)	-	4	31
合計			-	-	-	-	-	-	-	-	967	-	4	31

(注)1 時価については、取引金融機関より提示された価格によっています。

(注)2 上記契約額等欄の()内の金額はオプション料です。

(7) その他

当社は保険業法第111条第1項の規定により公衆の縦覧に供する書類について会社法第436条第2項の規定に基づいて新日本有限責任監査法人の監査を受けています。また当社の財務諸表は当年度、前年度、前々年度ともに金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づいて新日本有限責任監査法人の監査を受けています。なお、新日本有限責任監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本監査法人から名称変更しています。

当社の平成23年度に係る財務諸表に記載した内容が、すべての重要な点において適正に表示されていることを当社の経営者が確認しました。

当該確認を行うに当たり、財務諸表等が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。

- a. 財務諸表等の作成に当たって、その業務分担と責任部署が明確化されており、各責任部署において適切な業務体制が構築されていること。
- b. 内部監査部門が当該責任部署における業務プロセスの適切性・有効性を検証し、取締役へ報告を行う態勢にあること。
- c. 重要な経営情報が取締役会へ適切に付議・報告されていること。

3. 当社及び子会社等の概況

(1) 当社及び子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成

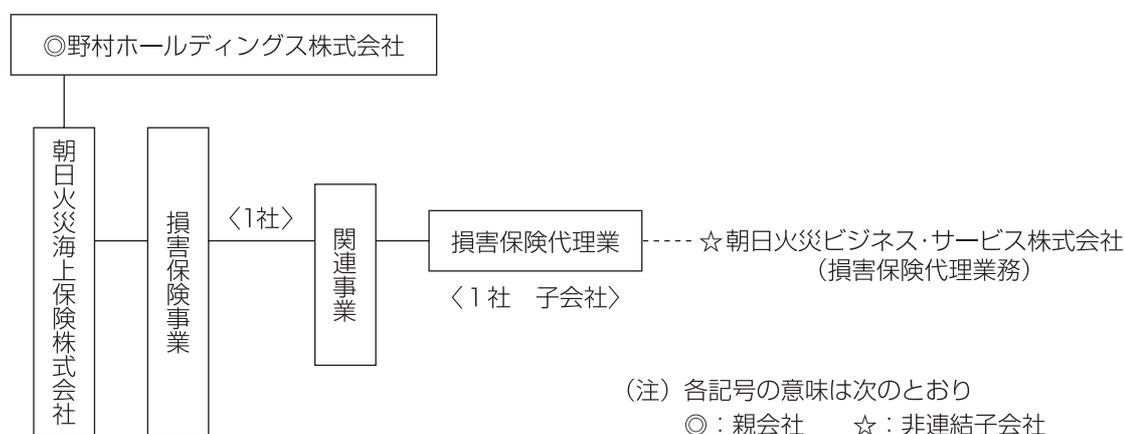
当社及び当社の子会社は、保険事業の一環として、当該事業を行っています。当社及び当社の子会社の主な事業の内容及び関係会社の位置付けは次のとおりです。

事業内容

損害保険事業及び損害保険代理業

当社は、損害保険事業を行っています。朝日火災ビジネス・サービス株式会社は、損害保険代理業を行っています。

企業集団等の概要図



(2) 子会社に関する事項

名称	住所	資本金	事業内容	設立年月日	当社が議決権に占める割合	当社の他の子会社等が議決権に占める割合
朝日火災ビジネス・サービス株式会社	東京都千代田区 神田美土代町 9番17号	100百万円	事務代行・文書の 保管並びに配送・ 損害保険代理業務	昭和63年 9月29日	100%	-

連結の範囲に含めるべき重要な子会社は存在しないため、連結財務諸表等は該当事項がありません。

本ディスクロージャー資料は「保険業法第111条」に基づいて作成した資料です。

保険業法第111条には、「保険会社は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものを記載した説明書類を作成し、本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所その他これらに準ずる場所として内閣府令で定める場所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。」と記載されており、当社では上記に従いかつ当社の内容を十分にご理解いただけるよう本ディスクロージャー資料の作成を行いました。今後とも解りやすい冊子の作成に取り組んでまいります。

朝日火災の現状 2012

平成24年7月 発行

朝日火災海上保険株式会社

総合企画部

〒101-8655 東京都千代田区神田美土代町7番地

TEL (03) 3294 - 2111 (代)

ホームページ : <http://www.asahikasai.co.jp>

暮らしをSUPPORT 明日をPLANNING



<http://www.asahikasai.co.jp>